



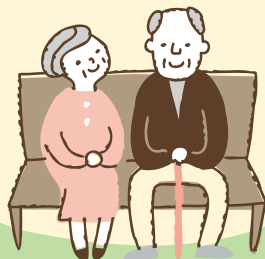
第4期



三好市



地域福祉計画



2023 (令和5) 年3月

第4期 三好市地域福祉計画

2023（令和5）年3月

徳島県 三好市

ごあいさつ

三好市では、2008（平成20）年3月に第1期の「三好市地域福祉計画」を策定し、以後5年ごとの改定を経て、今回第4期計画を策定する運びとなりました。第3期計画期間中には「新型コロナウイルス感染症」が発生、拡大したため、感染予防対策として「新しい生活様式」や「三密の回避」等が提唱され、市民生活は大きく様変わりしました。

今回の計画策定においては、これらの社会変容に加え、加速化する超高齢化社会や人口減少による地域力の低下、頻発化、激甚化する災害への対策などのほか、高齢者、障害者、子ども、女性、生活困窮などの福祉課題が複合化している実態を踏まえ、市民や中学生へのアンケート調査をはじめ、関係団体等への調査を行い、社会情勢の変化により新たに必要となった支援等について検討を重ねるとともに、第3期計画中に生じたコロナ禍の先を見据えた取組を盛り込みました。本計画書には、「地域福祉」の理念が一人一人の心により深く浸透し、日々の営みのあらゆる場面で幸福感を得られるようにとの願いが込められています。

ところで、本計画の策定委員会では関係団体代表委員のほか、公募委員として徳島県立池田高等学校辻校生2名を選任し、三好市の地域福祉推進の方針を検討する場で積極的な意見が交わされました。正式に委嘱された現役高校生委員が行政に参画する事例は全国的にもまれですが、三好市の未来を担う若い世代が地域福祉に関心を持ち、他の委員と交流を深める姿は、三好市の未来に大きな希望を与えてくれました。また、本計画の基本理念の『なんも気にせんでかんまんけん！！みんなで作ろう幸せ社会』は、同校福祉科コースの生徒の発案によるもので、「福祉課題を抱える人が一人で抱え込まず、お互いに助け合い、支え合う社会を築いていく」ことを表現しています。

本市としましても、誰もが主役の「地域共生社会」の実現に向け、アフターコロナを視野に入れた取組を進め、市民の皆様にとってより幸福度の高いまちづくりと持続可能な地域福祉の推進に努めてまいります。

2023（令和5）年3月

三好市長 **高井美穂**



～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】地域福祉の考え方について	3
【3】地域福祉を取り巻く国や制度の動き	4
第2章 計画の概要	8
【1】計画の位置付け	8
【2】計画の期間	11
【3】計画の策定体制	12
【4】地域福祉における地域の考え方	14
第3章 三好市における福祉を取り巻く現状	15
【1】数字で見る現状	15
1 人口等の現状	15
2 高齢者の現状	23
3 障害者の状況	26
4 子育て支援の状況	28
5 地域の状況	32
6 福祉的課題を抱えている人の状況	34
【2】調査結果等から読み取れる課題	35
1 福祉への関心を高める	35
2 人権と福祉意識の醸成	38
3 交流の促進と拠点づくり	40
4 地域活動やボランティア活動の活性化	43
5 人づくり（担い手づくり）	46
6 関係団体同士のネットワーク	47
7 暮らしを支える生活支援の充実	49
8 包括的な相談支援体制の構築	51
9 福祉サービスの適切な利用促進	53
10 生活環境の整備	54
11 権利擁護の推進	55
12 防災体制の充実	57
13 防犯体制の充実	58

第4章 計画の基本的な考え方	-----59
【1】基本理念	----- 59
【2】施策の体系	----- 62
【3】重点的に取り組むべき事項	----- 63
第5章 地域福祉施策の展開	-----67
【基本目標1】意識を高める	----- 67
基本施策1 福祉への関心を高める意識啓発の推進	----- 67
基本施策2 学びの場における人権と福祉意識の醸成	----- 69
【基本目標2】交流を深める	----- 71
基本施策3 世代を超えた顔が見える交流の促進と拠点づくり	----- 71
基本施策4 地域活動やボランティア活動の情報提供と参加促進	----- 73
【基本目標3】担い手を育む	----- 74
基本施策5 地域福祉の担い手づくり	----- 74
基本施策6 福祉のネットワークづくり	----- 76
【基本目標4】困りごとに寄り添う	----- 78
基本施策7 暮らしを支える生活支援の充実	----- 78
基本施策8 包括的な相談支援体制の整備（三好市重層的支援体制整備事業）	---- 80
基本施策9 多様な福祉サービスの適切な利用促進	----- 83
【基本目標5】安心して暮らす	----- 85
基本施策10 誰もが暮らしやすい生活環境の整備	----- 85
基本施策11 大切な権利を守る体制の整備（三好市成年後見制度利用促進基本計画）	---- 86
基本施策12 防災体制の充実	----- 93
基本施策13 防犯対策と再犯を防止する取組の充実（三好市再犯防止推進計画）	---- 95
第6章 計画の推進にあたって	-----102
【1】推進体制	----- 102
【2】推進状況の進行管理	----- 103
【3】地域福祉推進にあたっての本市の取組方針について	----- 104
資料編	-----106
1 三好市地域福祉計画策定委員会設置条例	----- 106
2 第4期三好市地域福祉計画策定委員会委員名簿	----- 108

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 計画策定の社会的背景

従来の福祉サービスや制度においては、介護が必要な高齢者や障害がある人、生活困窮状態にある人への支援など、対象ごとの枠組みの中で支援が展開されてきました。

しかし、少子高齢化の進行や世帯人員の減少、独り暮らし高齢者の増加といった人口構造的な変化をはじめ、人々のライフスタイルや価値観の多様化などを背景として、制度の狭間に位置し複合的な課題を抱える人への対応が困難な事例も表面化してきました。

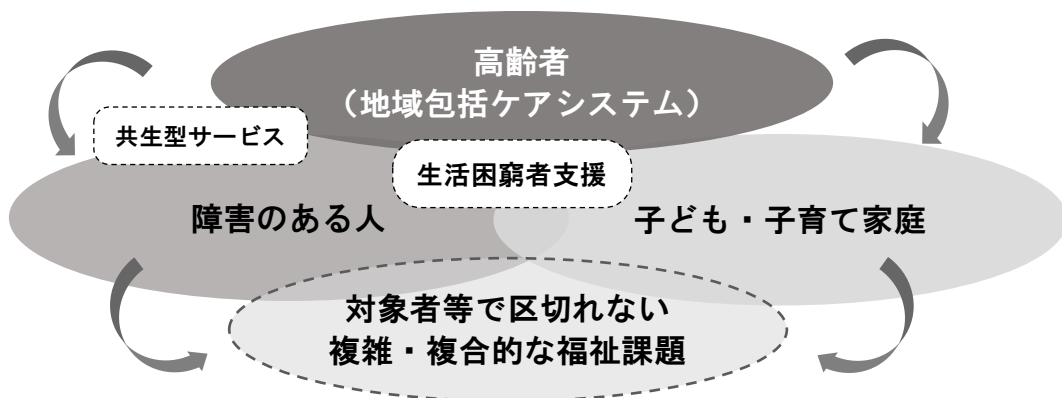
特に高齢の親が無職等の子どもの面倒をみる「8050問題」や介護と子育ての両方を担う「ダブルケア問題」、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」などが、近年の典型的で複合的な福祉課題としてあげられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済や日常の生活様式に大きな影響を及ぼしました。事業の縮小や廃業による生活苦や精神的なストレスを抱える人の増加など、様々な影響が顕在化し、住民生活へのよりきめ細かな福祉的支援が求められています。

一方、国においては、福祉の制度や分野の関係を超えて、地域住民をはじめ多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を推進しています。その実現のためには、福祉の領域のみならず、まちづくりや産業、防災や防犯対策、環境の保全や教育等多様な分野における協力関係が必要とされています。

「地域共生社会」とは、制度や分野による「縦割り」を見直すとともに「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民同士をはじめとする地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

【 地域共生社会 】



2 計画策定の趣旨

本市では、2018（平成30）年3月に「第3期 三好市地域福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し「住民同士の信頼関係を深める」「住民参加の促進」「ともに生きる社会づくり」を基本理念として、限界集落*が増加している本市の現状において、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

今後、本市においても地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決に向けて、より一層の地域福祉活動の充実が必要となっています。

本市では、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため「第4期 三好市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、地域福祉推進の主体である市民の参画とともに、これまでの地域福祉の取組における現状やそこから読み取れる課題を踏まえ、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。

※ 人口の50%以上が65歳以上で、人口の減少に伴い、地域社会における活力が低下し、生産機能や自治機能の維持が著しく困難な状態にある地域のこと。

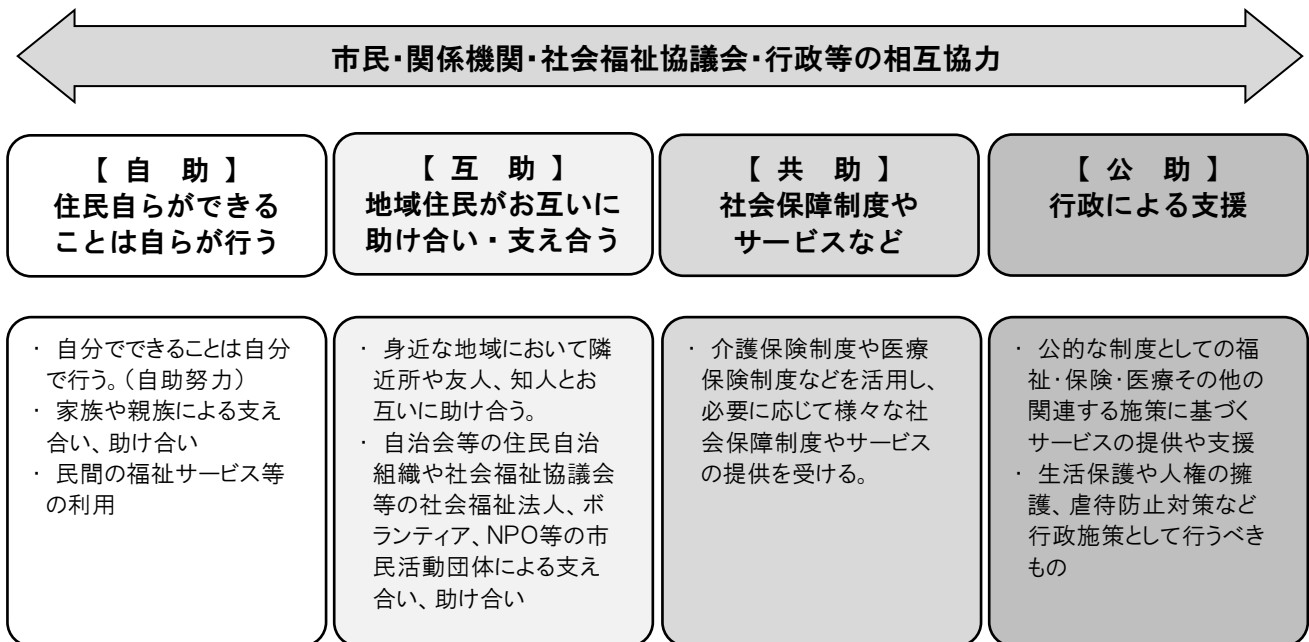
【2】地域福祉の考え方について

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」とされています。地域で支援を必要としている人の様々な困りごとや不安を、住民一人一人が主体となって解決していく地域福祉活動は「自助」「互助」「共助」「公助」という四つの考え方（四助）に基づいて推進されます。

日常生活における問題や課題は、まず個人や家庭の努力として「自助」での解決を図り、個人や家庭内で解決できない問題は「互助」として、隣近所やボランティア、NPOなどの活動によって解決に臨みます。「共助」は、介護保険制度や医療保険制度など相互の負担により成り立つ、社会保障制度等を活用する相互扶助として位置付けられます。地域で解決できない問題や保健、医療、福祉等の施策に基づく公的サービスの提供など、行政でなければならないことは「公助」として行政が中心となって解決を図ります。

これら「四助」の重層的な取組が地域福祉の活動であり、特にこれからは「互助」の取組が重要になってきます。

【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



【3】地域福祉を取り巻く国や制度の動き

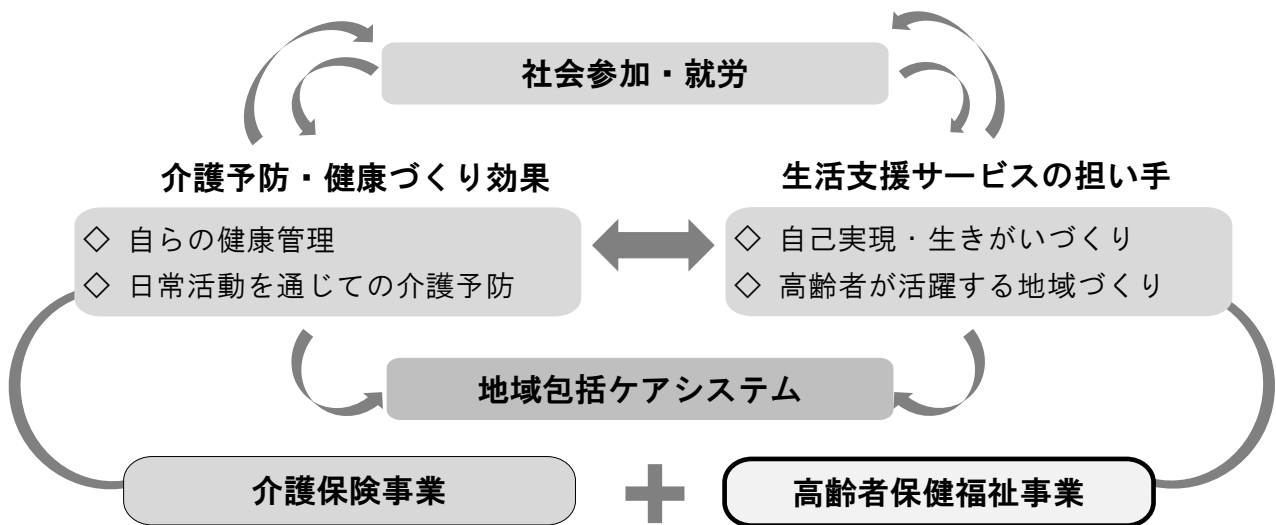
1 介護保険制度及び高齢者福祉の動き

現行の介護保険制度は、2000（平成12）年に創設され、20年以上にわたって高齢者の自立や老後の安心を社会全体で支える制度として定着してきました。

国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年をまもなく迎える中で、制度の持続可能性が図られてきました。今後はさらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、高齢者の就労の場の確保や生きがいがづくり、健康増進施策との連携による健康寿命の延伸などを強化していくことが求められています。そのため、直面する高齢社会における主な人的資源として特に前期高齢者が想定され、介護予防や生活支援サービスの担い手として活躍できる仕組みを機能させていくことが重要とされています。

より多くの高齢者が、こうした活動に参加することによって介護予防、健康づくりにつながるだけでなく、取組自体が地域のつながりの強化や地域の活力の維持、向上に寄与していくことが期待されます。



- ・本市では、隣接する東みよし町との広域連合体制による「みよし広域連合介護保険事業計画」及び「三好市高齢者保健福祉計画」を策定し、誰もが介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指し、様々な施策を推進しています。

2 障害者支援制度の動き

国においては、2018（平成30）年3月に「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、5年間における障害者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを掲げています。

自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去がその基本理念の趣旨として掲げられており、2014（平成26）年に批准した「障害者権利条約」の理念との整合性が図られています。

-
- ・本市においては、2017（平成29）年3月に「障害者基本法」の規定に基づく「三好市障害者基本計画」、また2021（令和3）年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」の規定に基づく「三好市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進しています。
-

3 子育て支援制度の動き

国においては、2015（平成27）年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受け皿の整備や保育士等の処遇改善、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。

2021（令和3）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための「新たな司令塔」として「こども家庭庁を創設」することが示されました。

これに基づき、2022（令和4）年6月には「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が成立しました。

-
- ・本市においては、2020（令和2）年3月に「第2期 三好市子ども・子育て支援事業計画 2020年度～2024年度」を策定し「ともに育ち ともに輝く 次代の子ども ～豊かな自然と地域の絆の中で～」という基本理念を掲げ、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援し、家庭と地域が一体となる子育ての総合的な取組を推進しています。
-

4 生活困窮者自立支援制度の動き

生活困窮者自立支援制度は、包括的で継続的な支援を行いながら、自立の促進を図ることを目的としています。

国においては、2015（平成27）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための措置を講ずることが定められました。近年、多様で複合的な地域生活課題を抱え、生活に困っている人は増加傾向にあります。

特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活困窮への対応も喫緊の課題となっており、働きたくても働けない、住む場所がないなど、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、これまで福祉分野で十分に行えていなかった複合的な課題に対する包括的な支援が推進されています。

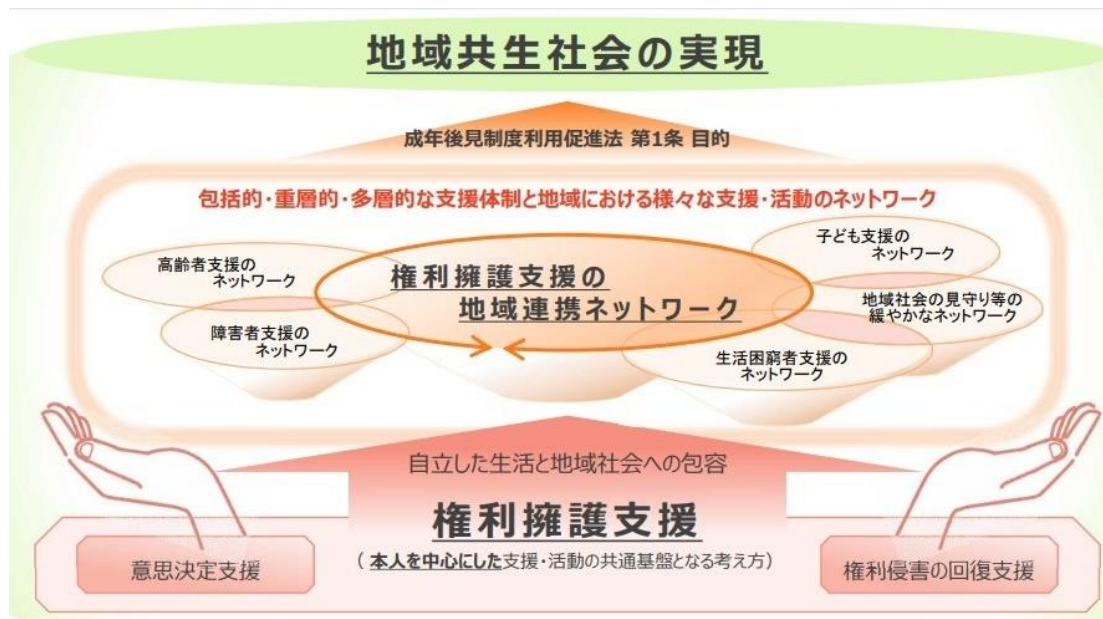
-
- ・ 本市においては「自立相談支援事業」をはじめ「住居確保給付金（家賃）」による就労に向けたサポート、家計管理に関する相談や指導を行う「家計改善支援事業」など、個々の状況に合わせた包括的な支援を実施しています。
-

5 成年後見制度の動き

認知症や障害等により、財産の管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支え合うことは、高齢化が進行する社会における課題となっています。しかし、これらの人を支える重要な手段である「成年後見制度」は、現状、十分に利用されているとは言えない状況です。

そのような中、2016（平成28）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、同法では、その基本理念及び国の責務等をはじめ基本方針等が定められました。また、国においては、2022（令和4）年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、認知症高齢者の増加等による権利擁護支援のニーズの増大や多様化を踏まえて、これまで推進されてきた成年後見制度自体や相談先の周知、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の体制整備などについて、更なる施策の推進が図られています。

【 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 】



資料：厚生労働省(「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」における基本的な考え方より抜粋)

6 再犯防止推進の動き

犯罪や非行をした人は、その後の安定した仕事や住まいがないこと、高齢であることや障害があること、依存症があるなど、社会復帰に向けて様々な課題を抱える人が少なくありません。そのような人たちが、適切な支援を受け、犯罪を繰り返すことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることが必要です。

国においては、2017（平成29）年12月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ、初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。さらに、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定されます。

【 国の再犯防止推進計画 5つの基本方針 】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

資料：法務省「再犯防止推進計画」(2017(平成29)年12月)より

第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

1 根拠法

本計画は「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

2017（平成29）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、従前の「任意計画」から「努力義務計画」となりました。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画の本計画への包含

市町村は「成年後見制度利用促進法」第14条第1項に基づき、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

このことから、本市の責務として、国の基本計画を勘案した「三好市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に含め、本市の成年後見制度の利用促進に向けて、総合的かつ計画的に取り組みます。

また、国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、本市の責務として、国の計画を勘案した「三好市再犯防止推進計画」を本計画に含め、本市の再犯防止施策の充実にに向けて、総合的かつ計画的に取り組みます。

3 重層的支援体制整備事業の本計画への包含

2020（令和2）年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、重層的支援体制整備事業を行うことができること（第106条の4）が規定されました。（2021（令和3）年4月施行）

「社会福祉法」第106条の4 重層的支援体制整備事業についての要旨

（令和3年4月施行）

- 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。（第106条の4関係）

新たに創設された「重層的支援体制整備事業」は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の三つの事業を一体的に実施する取組です。

本市では、本計画期間において「重層的支援体制整備事業」の実施を見据えて、行政と地域、民間事業所など多様な主体との連携により、隙間のない相談支援体制の構築等を進めます。

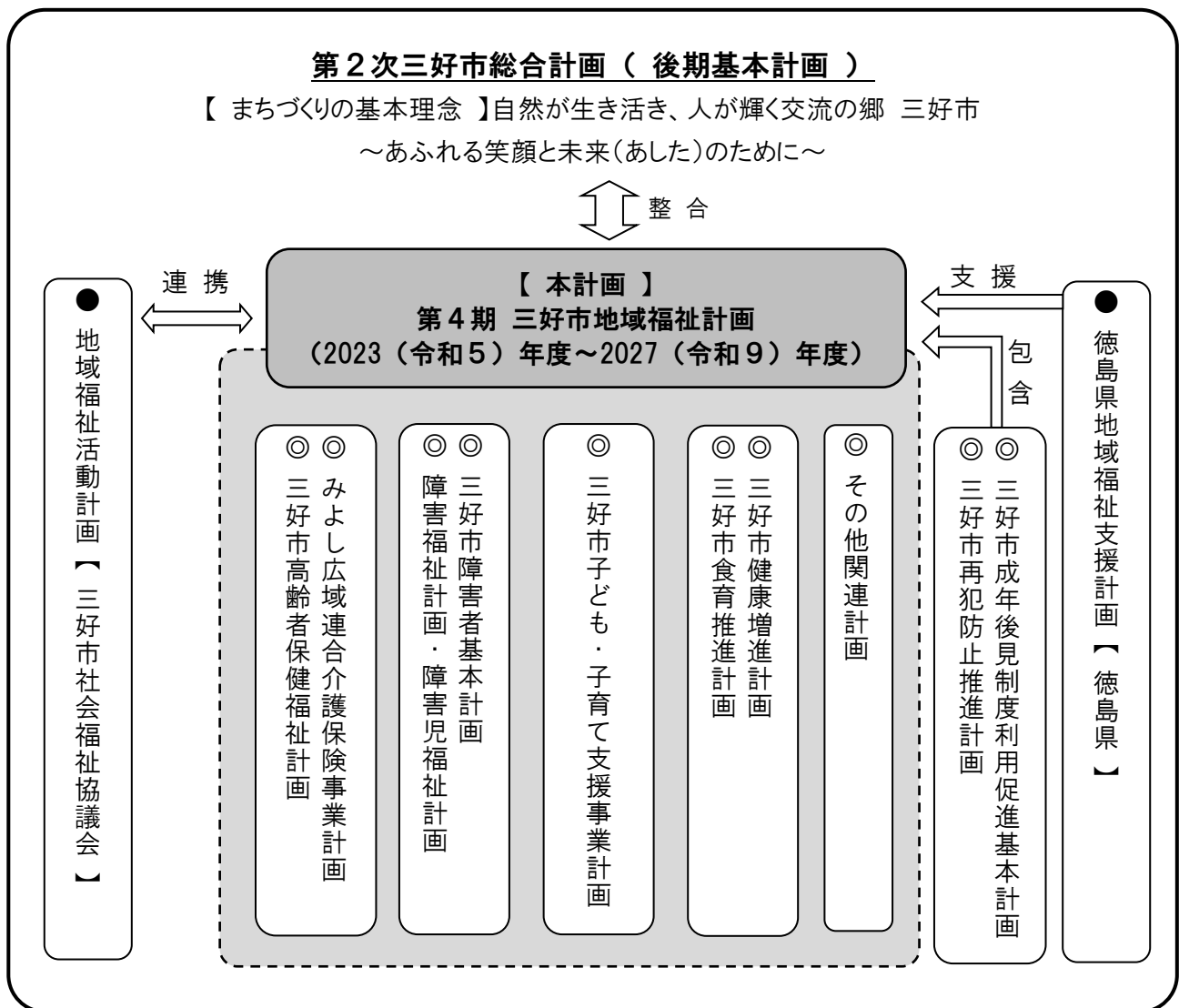
4 本計画の位置付け

本計画は、本市における最上位の行政計画である「第2次三好市総合計画（後期基本計画）」の趣旨に沿って策定します。

社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童、その他福祉の各分野における共通事項を一体的に定める上位計画として規定されたことから、関連計画である「みよし広域連合介護保険事業計画及び三好市高齢者保健福祉計画」「三好市障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」「三好市子ども・子育て支援事業計画」「三好市健康増進計画・三好市食育推進計画」等との整合を図るとともに、社会福祉法の趣旨及び国の関係通知や「徳島県地域福祉支援計画（とくしま 福祉のきずな サポートプラン第3期）」を踏まえて策定します。

また、三好市社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する行動計画である「三好市地域福祉活動計画」との連携を図ります。

【 本計画の位置付け（他計画との関連） 】



【2】計画の期間

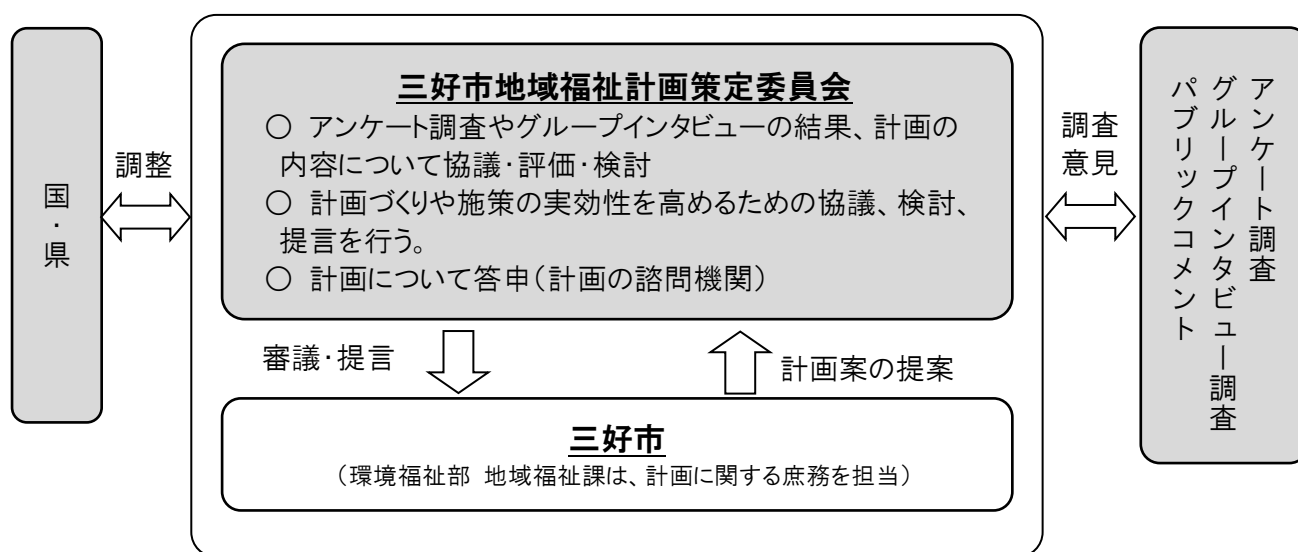
本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度	2024 （令和6） 年度	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度
総合計画	前期	第2次 後期基本計画					次期計画
地域福祉計画（本計画）	第3期	第4期（本計画）					次期計画
介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画	現行（第8期・第9次）		次期計画（第9期・第10次）			（第10期・第11次）	
障害者基本計画	現行計画		次期計画				
障害福祉計画 障害児福祉計画	現行（第6期・第2期）		次期計画（第7期・第3期）			（第8期・第4期）	
子ども・子育て支援事業計画	現行（第2期）			次期計画（第3期）			
健康増進計画 食育推進計画	現行計画は2029（令和11）年度まで（ただし、2024（令和6）年度に中間見直しを実施）						

【3】計画の策定体制

1 策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やグループインタビュー調査等を通じて、市民や関係団体、中学生や高校生の実態や意見等を把握するとともに、各種団体の関係者から構成される「三好市地域福祉計画策定委員会」において、本計画の内容についての協議、検討を行いました。また、計画の案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



2 各種調査の実施

(1) アンケート調査

市民及び関係団体、中学生を対象としてアンケート調査を実施し、福祉に関する意識、地域福祉活動への参加意向等を把握しました。

区分	市民	関係団体	中学生
調査名称	三好市 地域福祉の推進に関するアンケート調査	三好市 地域福祉の推進に関する関係団体調査	三好市 地域の福祉に関する中学生アンケート調査
調査対象	20歳以上の市民	市内の福祉関係団体、福祉サービス提供事業所等	市内の中学2年生の生徒
調査方法	郵送配布・郵送回収、インターネットによる回答	郵送配布・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）	各学校を通して配布、回収
調査時期	2021(令和3)年12月	2021(令和3)年12月	2021(令和3)年12月
有効回収数／配布数（回収率）	813人 [※] ／2,000人（40.7%）	29件／40件（72.5%）	138人／142人（97.2%）

※ インターネットによる回答 107件を含む

(2) グループインタビュー調査

市内の福祉関係者及び福祉分野への就労を目指す高校生における、福祉に関する具体的な問題点や課題、今後の取組に関する意見や行政との連携の在り方などについて、対面インタビュー形式により定性的情報を把握しました。

【 グループ属性 】

	区分	出席者所属先	実施日時
1	高校生グループ	市内高等学校の医療・福祉系3年生3名及び同校教員1名の計4名	2022（令和4）年8月19日（金）13:30～15:00
2	関係団体グループ	司法書士、身体障害者会会長、民生児童委員連絡協議会会長、ボランティア連絡協議会会長、社会福祉法人・池田博愛会理事長（三好地域福祉事業所連絡協議会会長）の5名	2022（令和4）年8月19日（金）15:30～17:00

【 グループインタビュー調査とは 】

- ・ グループインタビュー（GI）調査とは、座談会形式の小集団面接調査です。具体的には、1グループ4～6名程度の方を会場に呼集し、司会者の進行によって様々な意見やアイデアを聴取する「定性的な」調査手法の一つです。アンケート調査のように、大量のサンプルを確保して集計するものではなく、あくまでも政策上のヒントやキーワードなど意識的側面を探る調査です。



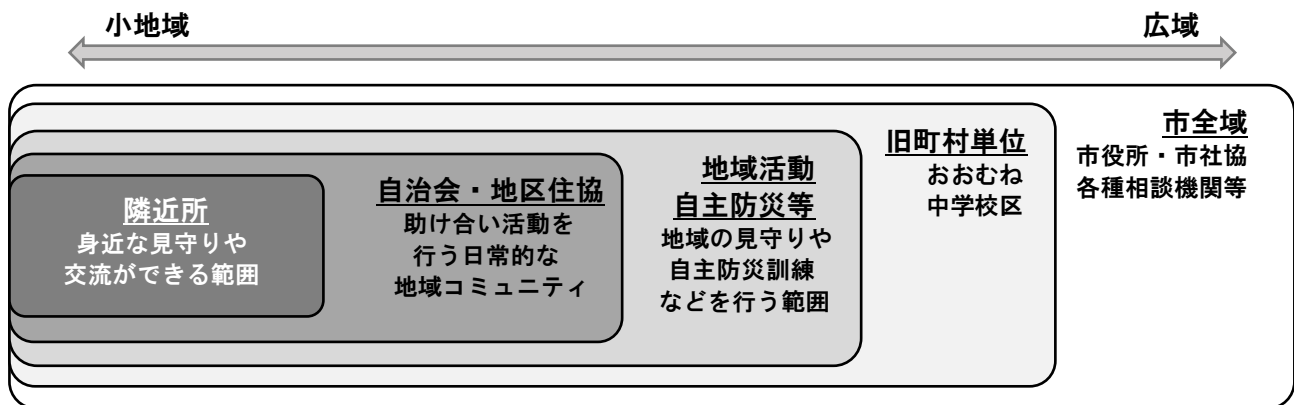
【4】地域福祉における地域の考え方

本計画における「地域」の考え方は、地域の課題や取組の範囲等によって異なります。隣近所の小さな範囲から市全域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を推進することで、より効果的な活動の展開が期待できます。

地域福祉は、隣近所、自治会、旧町村単位など、それぞれの圏域で活動している人が、横断的な連携を図りながら進めていく必要があります。

本計画では、これまでの考え方に基づき、地域を「最も身近な隣近所から市全域まで」と捉え、それぞれの範囲における機能や役割に応じて活動を展開します。

【 地域福祉における地域の考え方 】



第3章 三好市における福祉を取り巻く現状

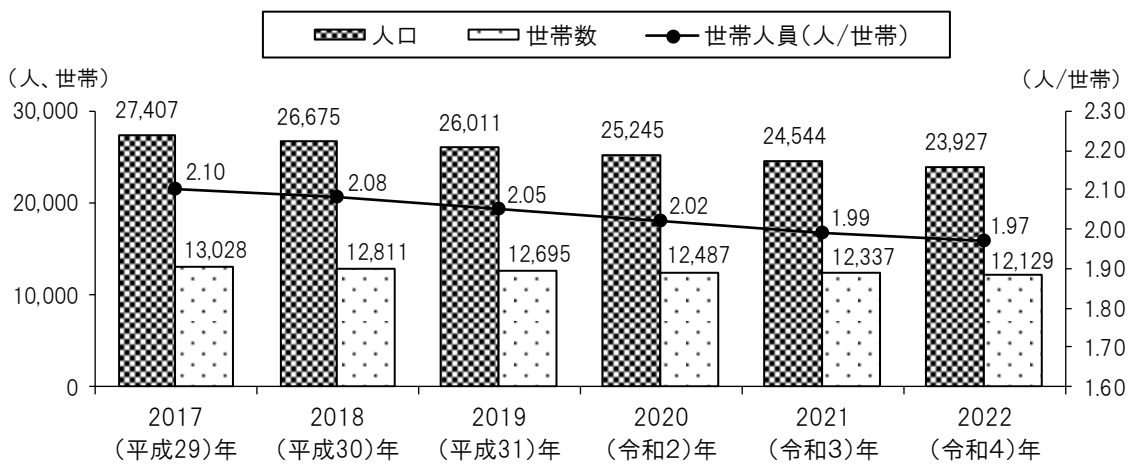
【1】数字で見る現状

1 人口等の現状

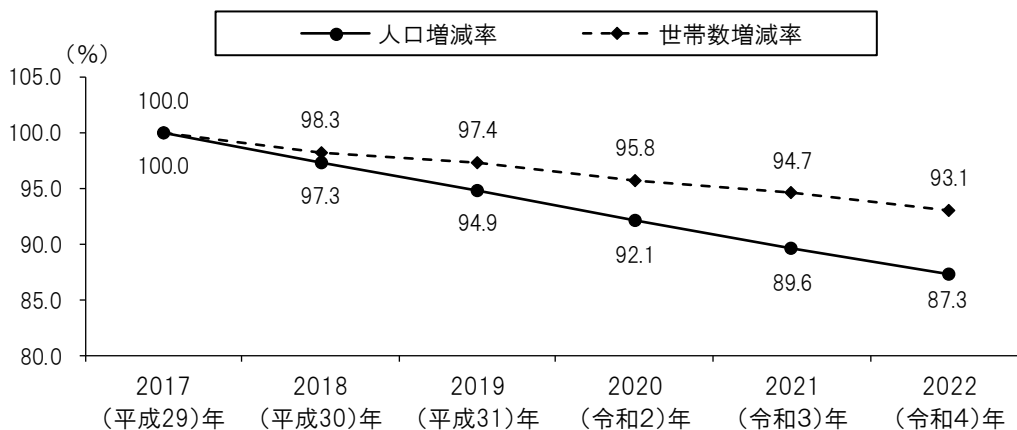
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、2022（令和4）年3月末日現在 23,927 人であり、2017（平成29）年から約3,500人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に減少傾向にあり、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、2017（平成29）年の2.10人から2022（令和4）年で1.97人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



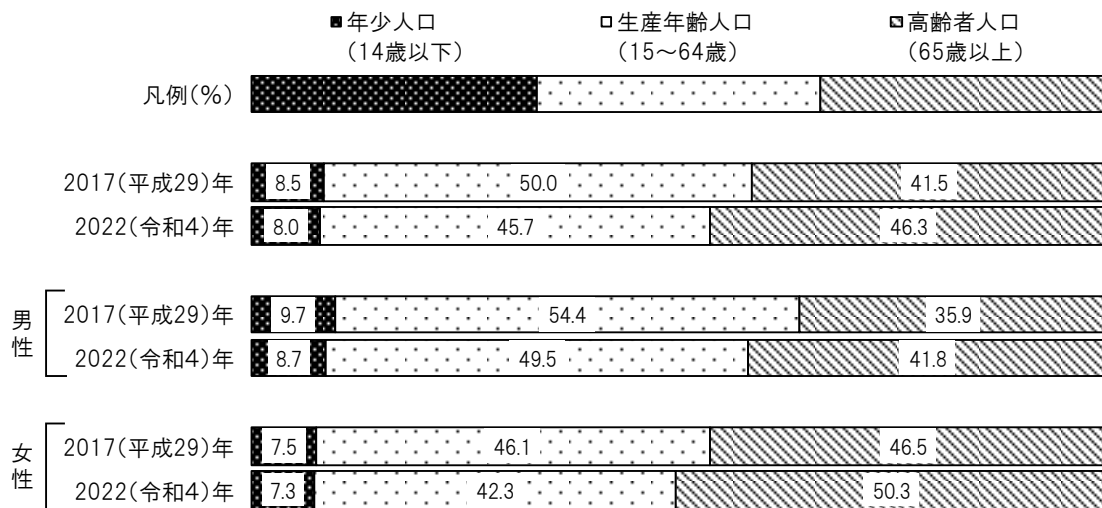
注：増減率は、2017(平成29)年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2) 年齢別人口の推移

本市の年齢別人口をみると、2022（令和4）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が8.0%、「生産年齢人口（15～64歳）」が45.7%、「高齢者人口（65歳以上）」が46.3%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、2017（平成29）年の41.5%から2022（令和4）年で46.3%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

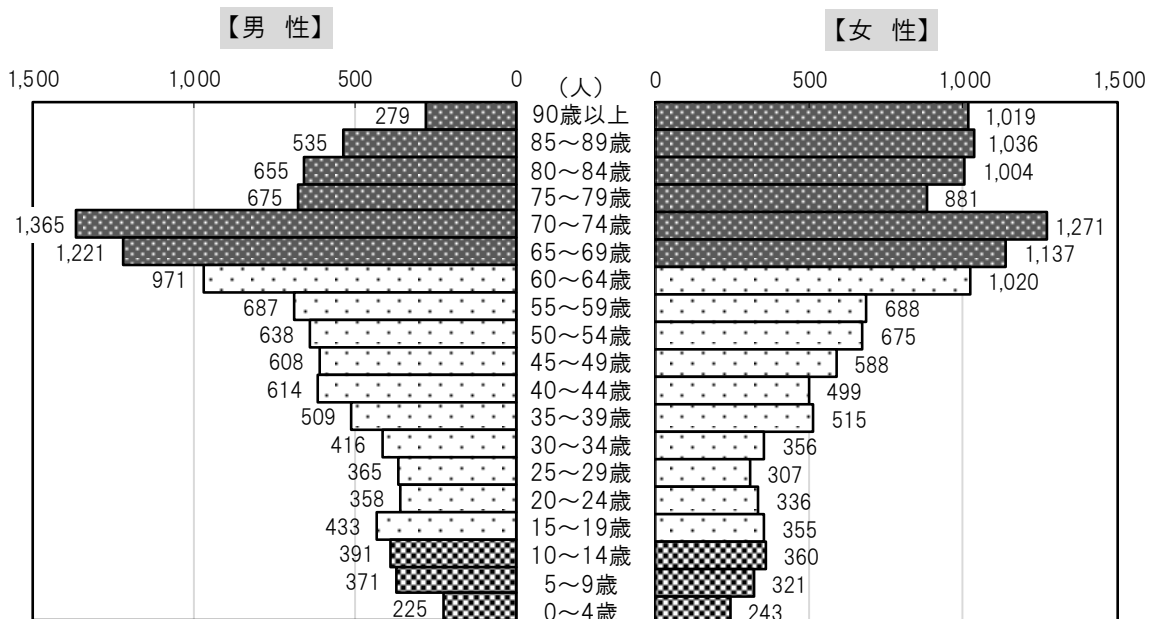
【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】

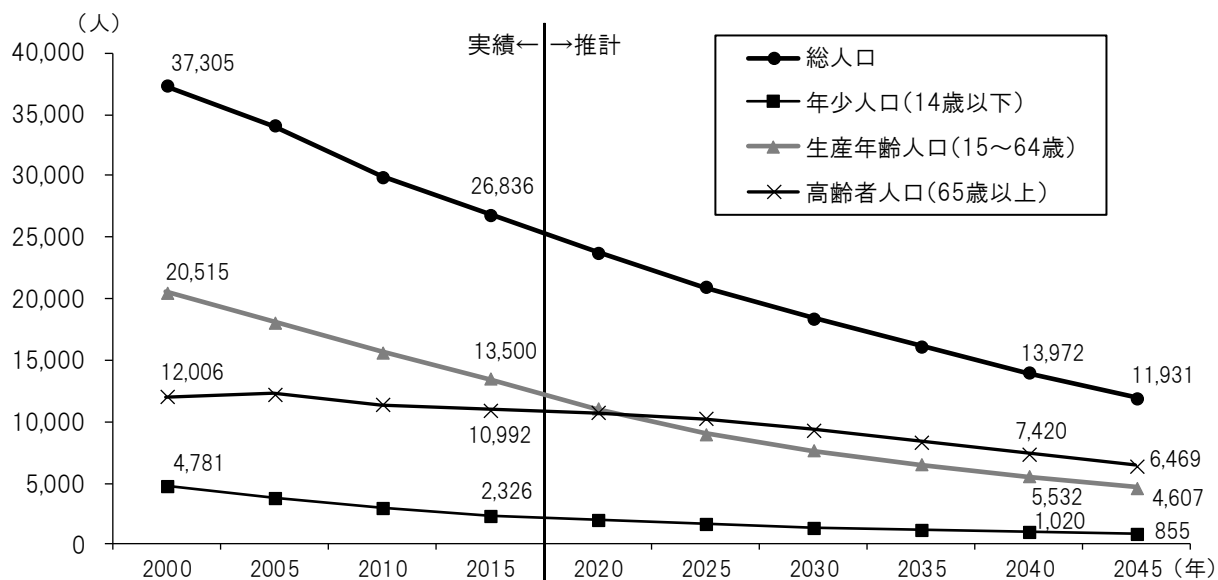


資料：住民基本台帳（2022（令和4）年3月末日現在）

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、年少人口及び高齢者人口は、緩やかな減少で推移しています。

【将来推計人口】



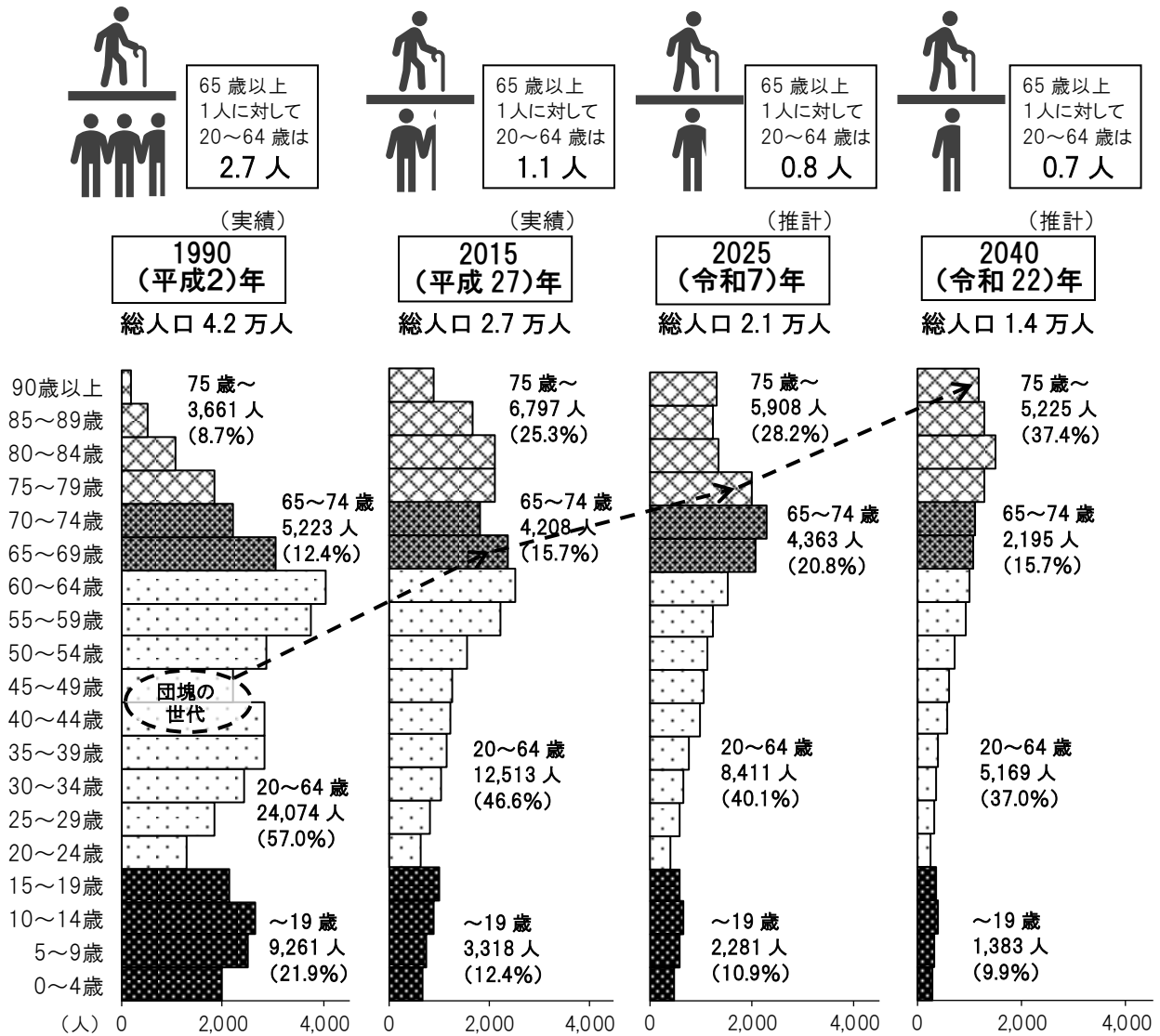
資料：2000(平成 12)年～2015(平成 27)年は国勢調査

2020(令和2)年以降は国立社会保障人口問題研究所(2018(平成 30)年推計)

注：2000(平成 12)年～2005(平成 17)年は合併前の人口を合算

本市の人口構造の変化をみると、1990（平成2）年は1人の高齢者を2.7人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する2025（令和7）年には、1人の高齢者を0.8人で支える構造になると想定されています。

【三好市の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】

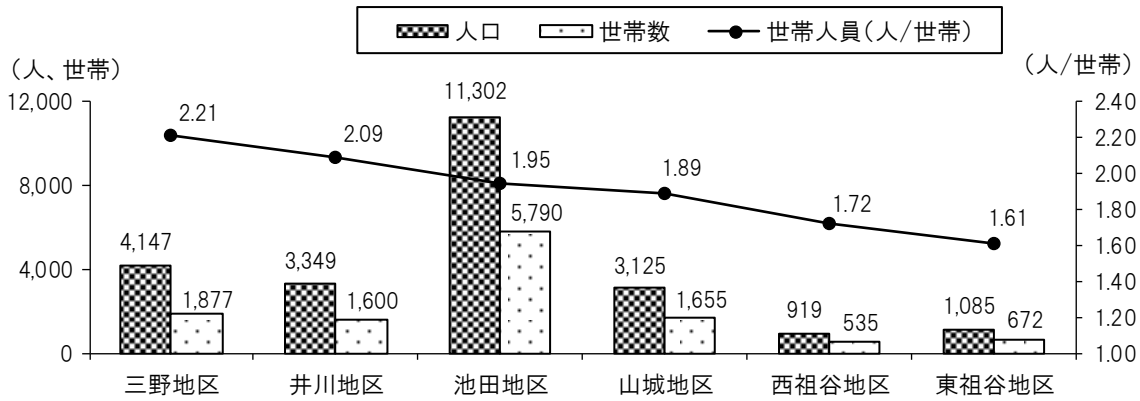


資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成
 注：1990(平成2)年は合併前の人口を合算

(3) 地区別人口・世帯数の推移

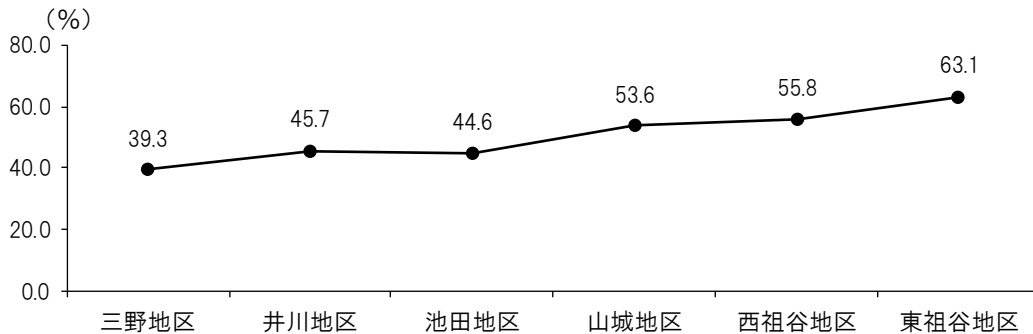
地区別の人口及び世帯数をみると、池田地区が11,302人、5,790世帯と最も多くなっています。また、2017(平成29)年からの推移では、全ての地区において人口が減少しています。高齢化率は東祖谷地区が最も高く、63.1%となっています。

【地区別人口・世帯数】



資料:住民基本台帳(2022(令和4)年3月末日現在)

【地区別高齢化率】



資料:住民基本台帳(2022(令和4)年3月末日現在)

【地区別人口・世帯数の推移】

	2017(平成29)年			2022(令和4)年			人口増減率(%)	世帯数増減率(%)
	人口	世帯数	世帯人員(人/世帯)	人口	世帯数	世帯人員(人/世帯)		
三好市全体	27,407	13,028	2.10	23,927	12,129	1.97	-12.7	-6.9
三野地区	4,537	1,904	2.38	4,147	1,877	2.21	-8.6	-1.4
井川地区	3,836	1,694	2.26	3,349	1,600	2.09	-12.7	-5.5
池田地区	12,785	6,207	2.06	11,302	5,790	1.95	-11.6	-6.7
山城地区	3,753	1,839	2.04	3,125	1,655	1.89	-16.7	-10.0
西祖谷地区	1,130	605	1.87	919	535	1.72	-18.7	-11.6
東祖谷地区	1,366	779	1.75	1,085	672	1.61	-20.6	-13.7

注:増減率は、2017(平成29)年から2022(令和4)年にかけての増減割合
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(4) 行政区・限界集落の状況

行政区数については、池田地区が186区と最も多く、そのうち限界集落は106区となっています。また、限界集落数の割合を地区別でみると、東祖谷地区で約9割が限界集落となっており、他の地区を大きく上回っています。

【行政区・限界集落の状況】

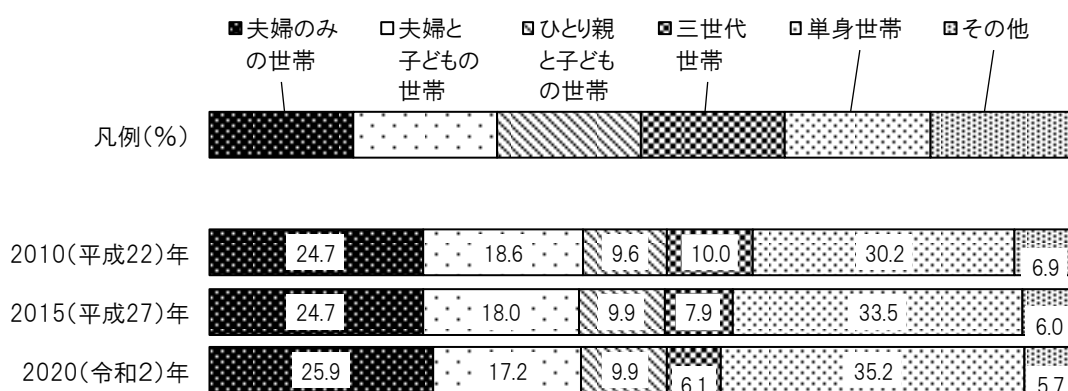
	全体		限界集落		全体に占める限界集落数の割合(%)
	行政区数	高齢化率(%)	行政区数	高齢化率(%)	
三野地区	65	39.3	18	60.7	27.7
井川地区	63	45.7	38	64.0	60.3
池田地区	186	44.6	106	58.0	57.0
山城地区	49	53.6	35	62.7	71.4
西祖谷地区	32	55.8	24	62.2	75.0
東祖谷地区	44	63.1	39	66.6	88.6

資料：地方創生課(2022(令和4)年3月末日現在)

(5) 世帯の状況

世帯構成について、2010(平成22)年から2020(令和2)年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

(6) ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、2020（令和2）年では126世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年
ひとり親家庭(合計)	186	155	126
母子世帯数	165(88.7%)	136(87.7%)	112(88.9%)
父子世帯数	21(11.3%)	19(12.3%)	14(11.1%)

資料：国勢調査

(7) 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、減少傾向にありますが、高齢者夫婦世帯は増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

	2015(平成27)年		2020(令和2)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	11,248	100.0	10,276	100.0	-8.6
65歳以上の高齢者のいる世帯	6,897	61.3	6,665	64.9	-3.4
高齢者単身世帯	2,247	20.0	2,243	21.8	-0.2
高齢者夫婦世帯	1,594	14.2	1,663	16.2	4.3
高齢者同居世帯	3,056	27.2	2,759	26.8	-9.7

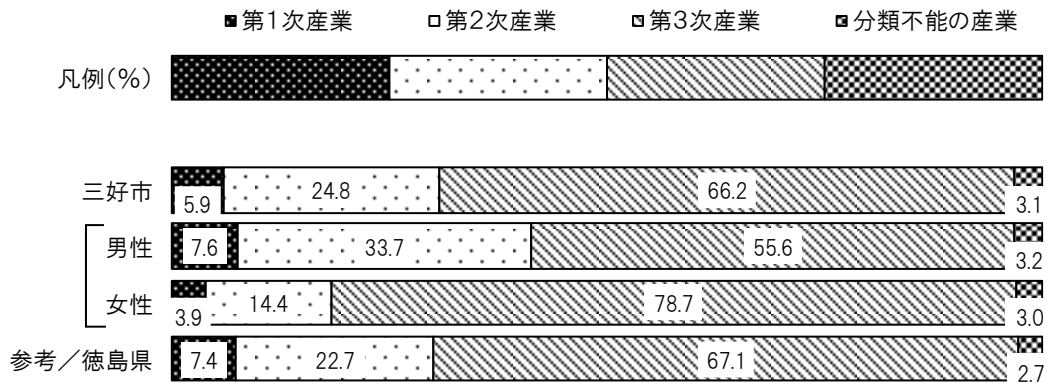
資料：国勢調査

(8) 産業別就業者構成比

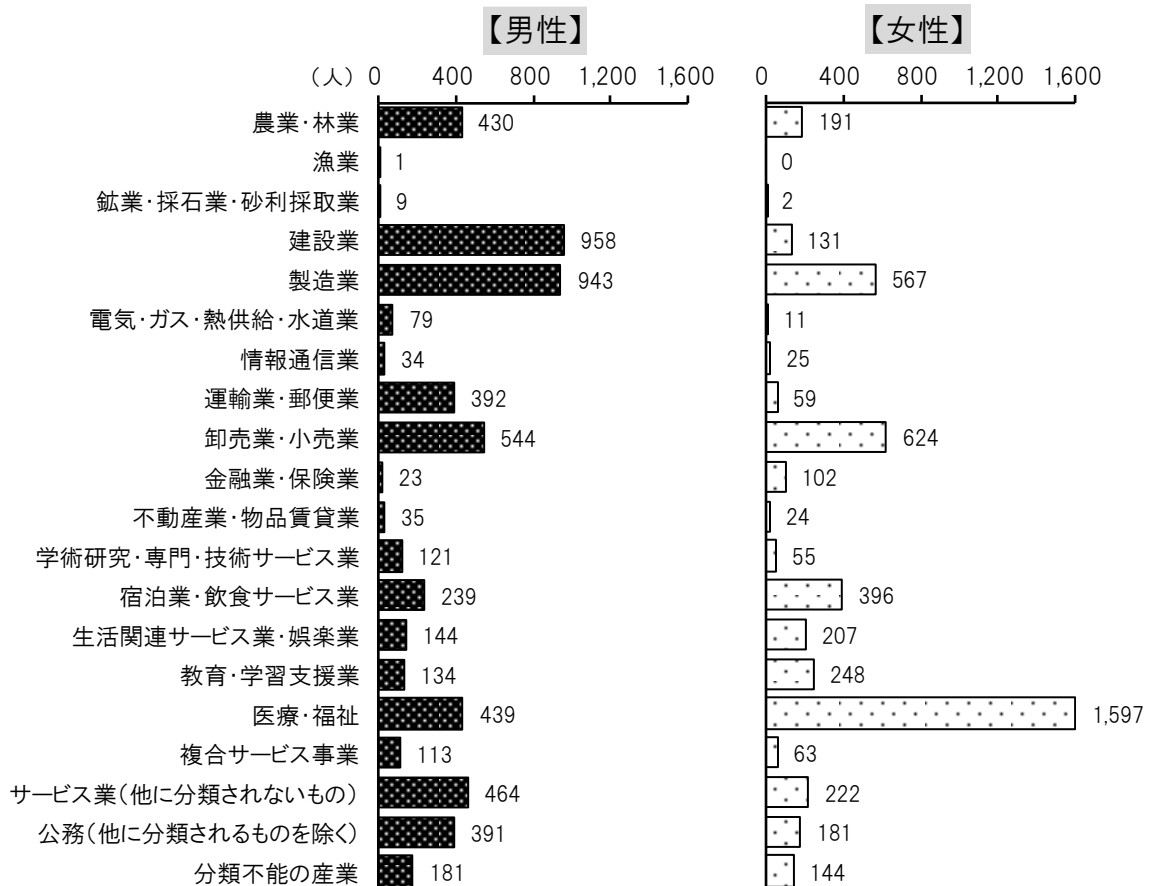
本市の産業別就業者構成比をみると、2020（令和2）年では第1次産業の割合が5.9%、第2次産業が24.8%、第3次産業が66.2%となっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「建設業」「製造業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



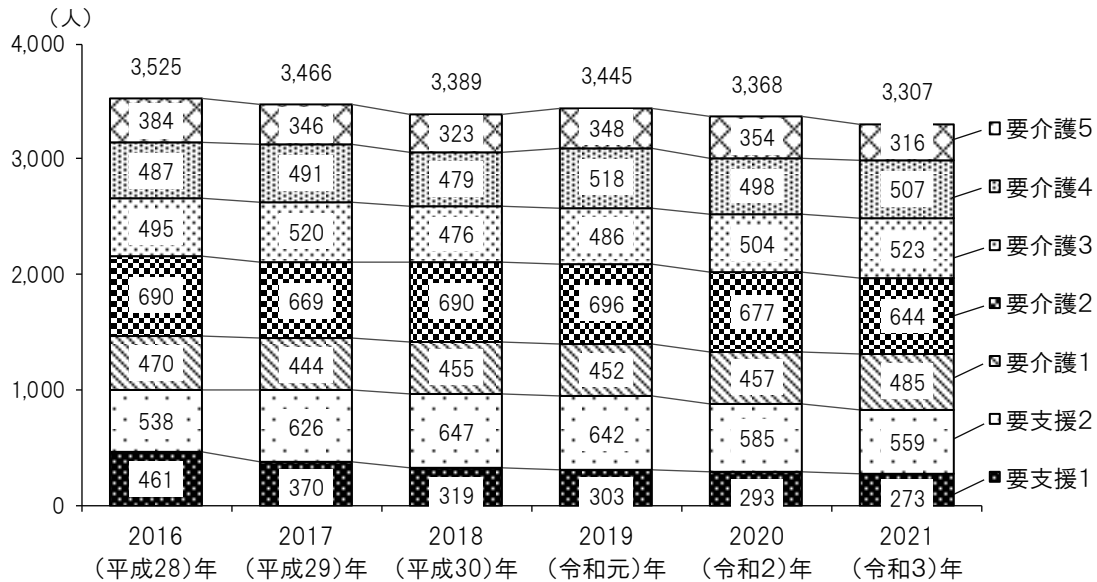
資料：国勢調査(2020(令和2)年)

2 高齢者の現状

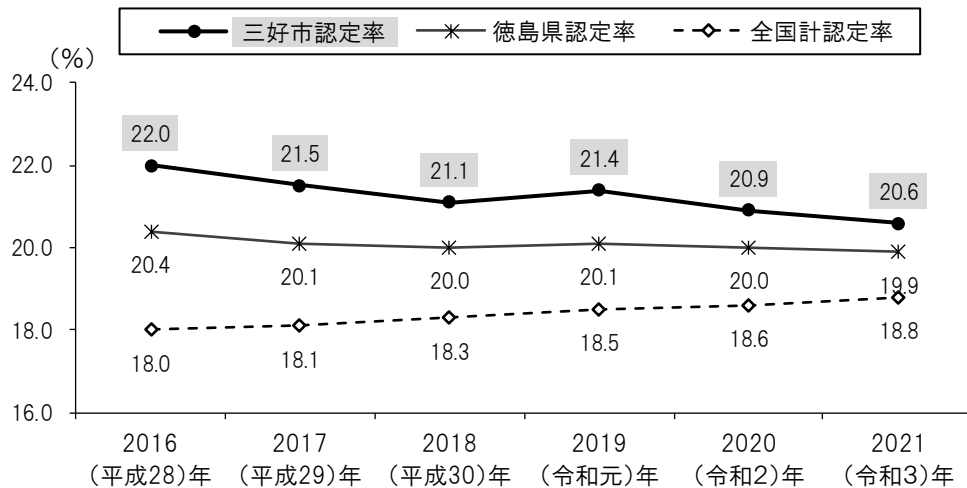
(1) 要介護等認定者数の推移

本市の要介護等認定者数は、長期的には減少で推移しており、2021(令和3)年では3,307人となっています。また、要介護等認定率は減少傾向にあります。全国や徳島県の平均を上回って推移しています。

【要介護等認定者数の推移】



【要介護等認定率の推移】



注: 認定率は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数
資料: 介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

(2) いきいき百歳体操の実施状況

いきいき百歳体操は、2021（令和3）年度は61箇所を実施しており、登録人数は1,028人と、前年度に比べ増加しています。

【いきいき百歳体操の実施状況】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
実施箇所数(箇所)	10	24	39	57	39	61
登録人数(人)	214	448	742	1,001	645	1,028

資料:登録名簿(各年度3月末日現在)

(3) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況

本市では、生活支援コーディネーターを第1層（市町区域）に1人、第2層（日常生活圏域：旧町村）に6人配置しています。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況】

		2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
生活支援コーディネーター (人)	第1層	1	1	1	1	1
	第2層	0	6	6	6	6
実施回数(回/年)	第1層	2	1	1	1	1
	第2層	0	14	8	1	12

資料:事業報告書(各年度3月末日現在)

(4) 認知症高齢者の状況

市内における認知症高齢者数をみると、緩やかな増加傾向にあり、2022（令和4）年では1,977人、認知症の割合は17.8%となっています。

【認知症高齢者の状況】

	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
認知症高齢者数※1(人)	1,988	1,928	1,927	1,954	1,972	1,977
認知症割合※2(%)	17.5	17.1	17.1	17.4	17.7	17.8

※1:認知症高齢者自立度Ⅰ以上、基準日時点での資格喪失者(死亡・転出等)を含まない。

※2:65歳以上人口に占める割合

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(5) 認知症サポーター養成講座の実施状況

認知症サポーター養成講座は、2021（令和3）年度は6回実施、養成者数は178人となっています。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
実施回数(回)	9	18	9	13	3	6
養成者数(人)	217	573	226	320	56	178

資料:事業実施報告書(各年度3月末日現在)

(6) 認知症カフェの状況

本市には認知症カフェが、2021（令和3）年度では12箇所あり、利用者数は116人となっています。

【認知症カフェの状況】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
実施回数(回)	1	5	10	11	8	12
利用者数(人)	22	142	277	178	49	116

資料:事業実施報告書(各年度3月末日現在)

(7) 老人クラブ会員数の推移

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、2021（令和3）年度では2,626人、会員登録率は19.9%となっています。

【老人クラブ会員数の推移】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
会員数(人)	3,202	3,056	2,956	2,912	2,800	2,626
会員登録率(%)	23.1	22.1	21.6	21.4	20.7	19.9

資料:長寿・障害福祉課(各年度4月1日現在)

(8) シルバー人材センター会員数の推移

シルバー人材センターの登録会員数は、2021（令和3）年度は316人、会員登録率は2.3%となっており、登録会員数は緩やかな減少で推移しています。

【シルバー人材センター会員数の推移】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
登録会員数(人)	350	342	334	329	327	316
会員登録率(%)	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3

資料:シルバー人材センター(各年度3月末日現在)

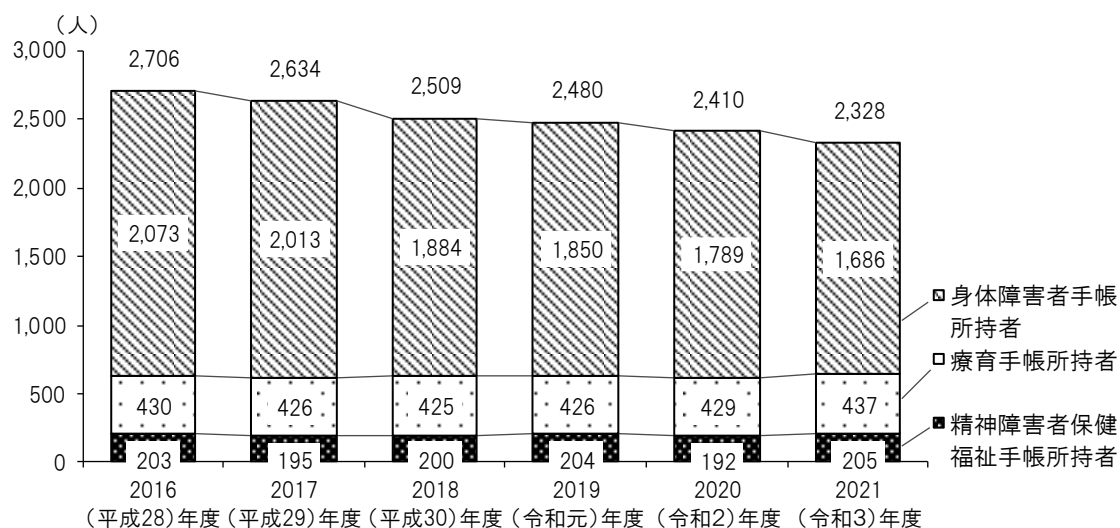
3 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

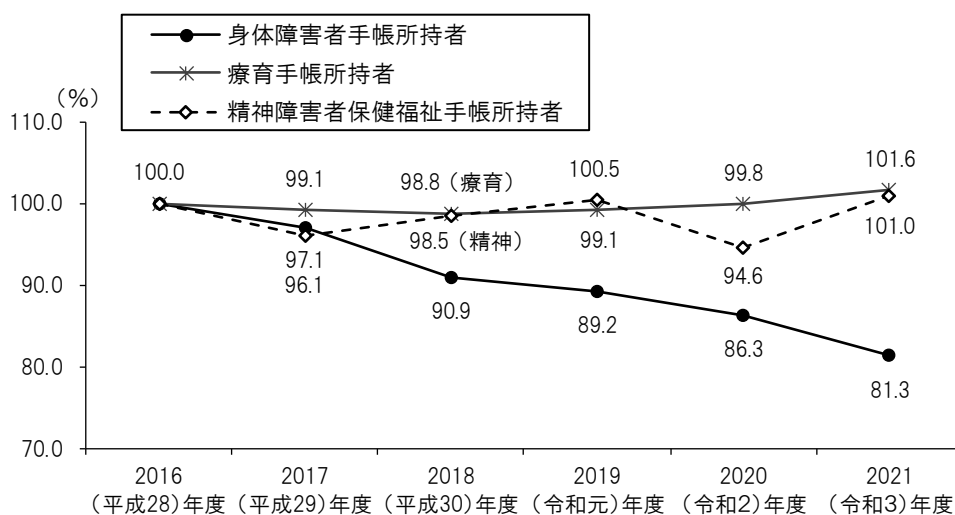
本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、2021（令和3）年度では2,328人となっています。

手帳の種類別で見ると、2021（令和3）年度は「身体障害者手帳所持者」が1,686人と最も多く、全体の7割以上（72.4%）を占めています。「療育手帳所持者」は437人（全体に占める構成比18.8%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は205人（同8.8%）となっています。2016（平成28）年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持者数の増減率】



注：増減率は2016(平成28)年度を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：徳島県(各年度3月末日現在)

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は、増減を繰り返しながら推移しており、2021（令和3）年度は386人となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
自立支援医療（精神通院）受給者数(人)	360	351	359	354	236	386

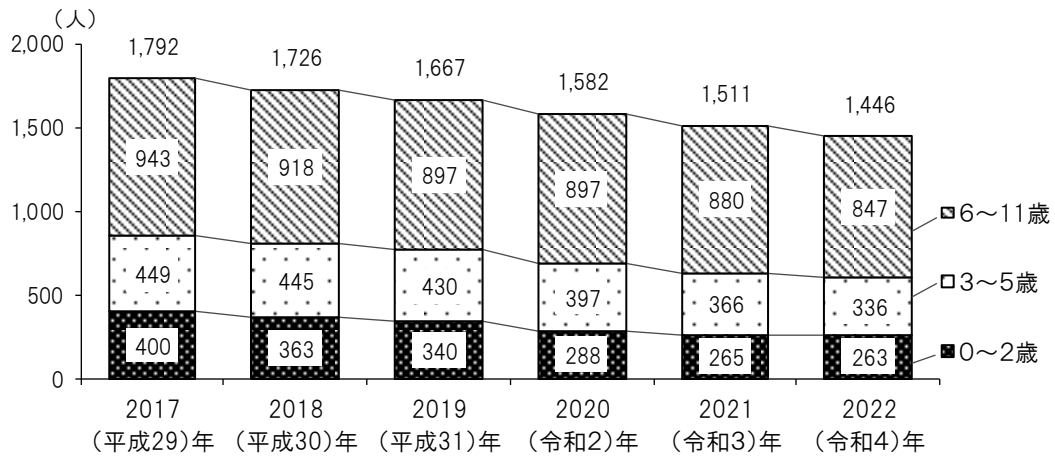
資料：徳島県（各年度3月末日現在）

4 子育て支援の状況

(1) 子ども人口の推移

本市の11歳以下の子ども人口の推移をみると、減少で推移しており、2022（令和4）年は1,446人となっています。

【子ども人口の推移】

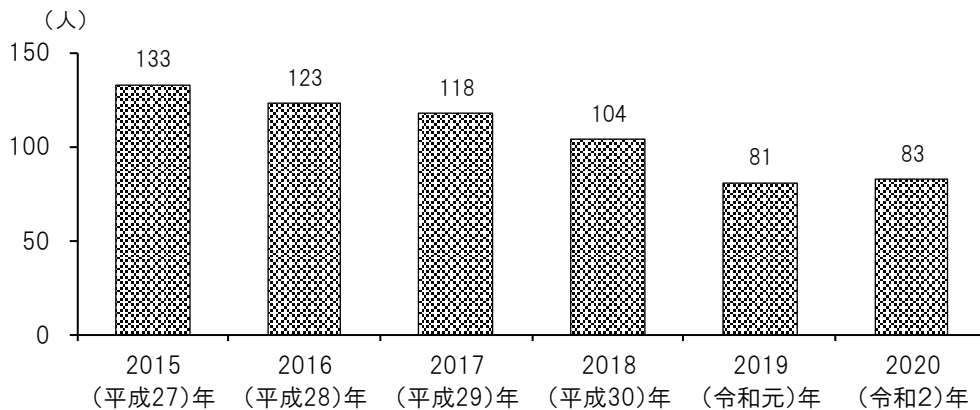


資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2) 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、2020（令和2）年は83人となっています。

【出生数の推移】

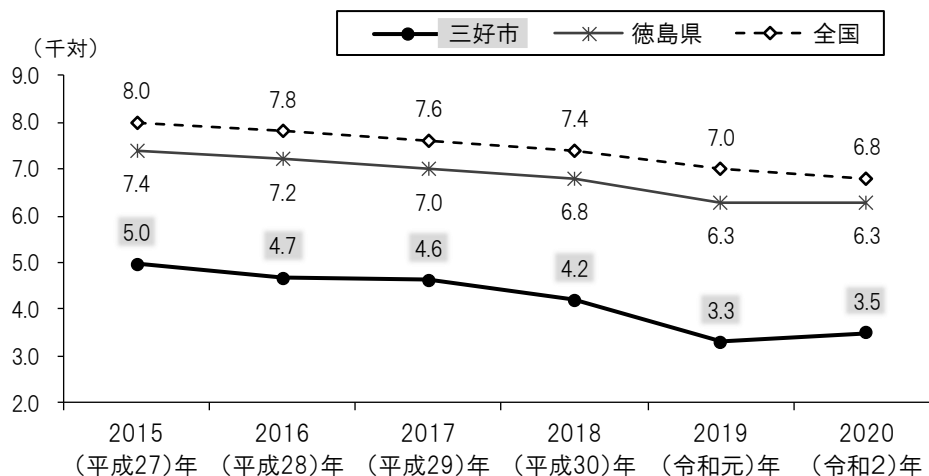


資料:人口動態統計

(3) 出生率の推移

本市の出生率※は、徳島県や全国の平均を下回って推移しています。

【出生率の推移（人口千人あたり）】



※出生率とは、人口 1,000 人あたりにおける出生数
資料：国、県は人口動態統計、市は徳島県保健衛生統計年報

(4) 子育て支援施設の利用状況

市内の保育施設は 10 箇所あり、入所児童数は 2022（令和 4）年で 432 人と、減少傾向にあります。また、幼稚園は 6 箇所あり、入園児童数は近年、横ばいで推移しています。

【保育所（園）・認定こども園の入所状況】

	2017 (平成 29)年	2018 (平成 30)年	2019 (平成 31)年	2020 (令和 2)年	2021 (令和 3)年	2022 (令和 4)年
保育所(園)・認定こども園数	11	11	11	11	11	10
児童数(人)	534	532	524	477	455	432

資料：子育て支援課(各年4月1日現在)

【幼稚園の入園状況】

	2017 (平成 29)年	2018 (平成 30)年	2019 (令和 元)年	2020 (令和 2)年	2021 (令和 3)年	2022 (令和 4)年
幼稚園数	8	8	7	6	6	6
児童数(人)	86	86	84	65	60	61

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

(5) 小中学校児童・生徒数の推移

市内の小学校児童数は、緩やかな減少傾向にあり、2022（令和4）年は826人となっています。中学校生徒数は減少傾向にありましたが、2022（令和4）年は前年に比べ増加し、447人となっています。

【小中学校児童・生徒数の推移】

	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
小学校児童数(人)	928	896	878	874	860	826
中学校生徒数(人)	520	501	491	465	440	447

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(6) 地域における子育て支援の状況

① 子育て支援サービスの実施状況

子育て支援センターの延べ利用者数は、減少傾向にありましたが、2021（令和3）年は増加に転じ、2,283人となっています。また、ファミリー・サポート・センターの登録会員数は緩やかに減少しており、207人となっています。

【子育て支援サービスの実施状況】

		2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
子育て支援センター	施設数	1	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	5,735	3,729	2,885	2,836	2,074	2,283
ファミリー・サポート・センター	登録会員数	226	227	225	223	212	207
	利用件数	2	25	12	3	0	0
病児・病後児保育事業	利用児童数	19	17	10	10	0	9

資料:子育て支援課(各年3月末日現在)

② 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施状況

放課後児童クラブの登録児童数は、近年は緩やかな増加傾向にあり、2022（令和4）年は395人となっています。放課後子ども教室は2箇所で開催しており、登録児童数は20人となっています。

【放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施状況】

		2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
放課後児童クラブ	実施箇所数	15	14	14	15	15	15
	登録児童数	387	372	369	388	390	395
放課後子ども教室	実施箇所数	1	1	1	2	2	2
	登録児童数	22	19	13	21	29	20

資料:子育て支援課・学校教育課(各年4月1日現在)

(7) 母子保健の状況

① 妊婦一般健康診査の状況

妊婦一般健康診査の受診者数は、緩やかな減少で推移しており、2021（令和3）年の実利用人数は127人となっています。

【妊婦一般健康診査の状況】

		2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
受診者数	延べ人	1,438	1,283	1,011	999	964	865
	実利用人数	182	172	134	130	136	127

資料：健康づくり課（各年3月末日現在）

② 幼児健康診査の状況

1歳6か月児健康診査の受診率は9割程度で、近年はおおむね横ばいで推移しています。また、3歳児健康診査の受診率は、減少傾向にありましたが、2020（令和2）年以降、増加に転じ、2021（令和3）年は97.3%となっています。

【幼児健康診査の状況】

		2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
1歳6か月児健康診査	受診率(%)	90.8	89.2	90.8	92.8	92.0	92.5
3歳児健康診査	受診率(%)	98.1	96.0	95.2	91.0	95.9	97.3

資料：健康づくり課（各年3月末日現在）

5 地域の状況

(1) 自治会（組）数の推移

本市の自治会（組）数は、おおむね横ばいで推移しており、2022（令和4）年は461の自治会（組）が組織されています。

【自治会数の推移】

	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
自治会(組)数	469	468	467	462	462	461

資料：自治会現況届(各年5月1日現在)

(2) 避難行動要支援者数の推移

避難行動要支援者数は、減少傾向にあり、2021（令和3）年では3,231人となっています。地区別では、池田地区が最も多くなっています。

【避難行動要支援者数の推移】

	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
避難行動要支援者数(人)	5,215	4,349	3,242	3,231	3,195

資料：地域福祉課(2022(令和4)年6月1日現在)

【地区別避難行動要支援者数】

	三野地区	井川地区	池田地区	山城地区	西祖谷地区	東祖谷地区	合計
避難行動要支援者数(人)	422	405	1,500	490	149	229	3,195

資料：地域福祉課(2022(令和4)年6月1日現在)

【支援内容別避難行動要支援者数】

(単位：人)

身体障害者	療育	精神	一人暮らし	高齢世帯	難病	寝たきり	認知症	その他
442	74	8	1,677	2,883	40	5	10	320

資料：地域福祉課(2022(令和4)年2月末日現在)

(3) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、緩やかな減少で推移しており、2021（令和3）年は5,721世帯、加入率は47.0%となっています。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
一般会員数(世帯)	6,017	5,981	5,915	5,862	5,877	5,721
加入率(%)	50.0	52.0	52.0	53.0	54.0	47.0
特別会員数(法人数)	166	170	180	190	166	175

資料：事業報告書(各年3月末日現在)

(4) ボランティア団体への登録状況

ボランティア団体への登録状況を見ると、2021（令和3）年の登録人数は733人となっており、緩やかな増加で推移しています。

【ボランティア団体への登録状況】

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
登録人数(人)	640	670	577	676	708	733

資料:事業報告書(各年3月末日現在)

(5) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は市内で121人が活動しています。児童に関することを専門的に担当する主任児童委員は13人となっています。

【民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況】

	民生委員・児童委員(人)	主任児童委員(人)
三野地区	13	2
池田地区	52	3
山城地区	21	2
井川地区	15	2
東祖谷地区	11	2
西祖谷地区	9	2
合計	121	13

資料:地域福祉課(2022(令和4)年12月1日現在)

6 福祉的課題を抱えている人の状況

(1) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数及び保護人員は、緩やかな減少傾向にあり、2022（令和4）年は333世帯、保護人員は399人となっています。また、保護率はおおむね横ばいで推移しており、世帯類型別では、高齢世帯が6割以上を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
受給世帯数 全体(世帯)	409	384	368	350	342	333
高齢世帯	248	231	237	227	225	213
傷病障害世帯	100	90	77	69	61	61
母子世帯	3	3	2	3	3	5
その他世帯	58	60	52	51	53	54
保護人員(人)	485	458	430	413	404	399
保護率(%)	18.1	17.9	16.8	16.6	16.7	16.7

資料：統計報告資料(各年3月末日現在)

(2) 生活保護相談世帯数の推移

生活保護相談世帯数は、増減を繰り返しながら推移しており、2021（令和3）年度は68世帯となっています。

【生活保護相談世帯数の推移】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
相談世帯数(世帯)	73	67	74	84	84	68

資料：統計報告資料(各年度3月末日現在)

(3) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあり、2021（令和3）年では154人、その子どもの数も減少傾向にあり237人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
児童扶養手当受給者数(人)	204	188	185	184	164	154
18歳以下の子どもの数(人)	306	276	275	281	254	237

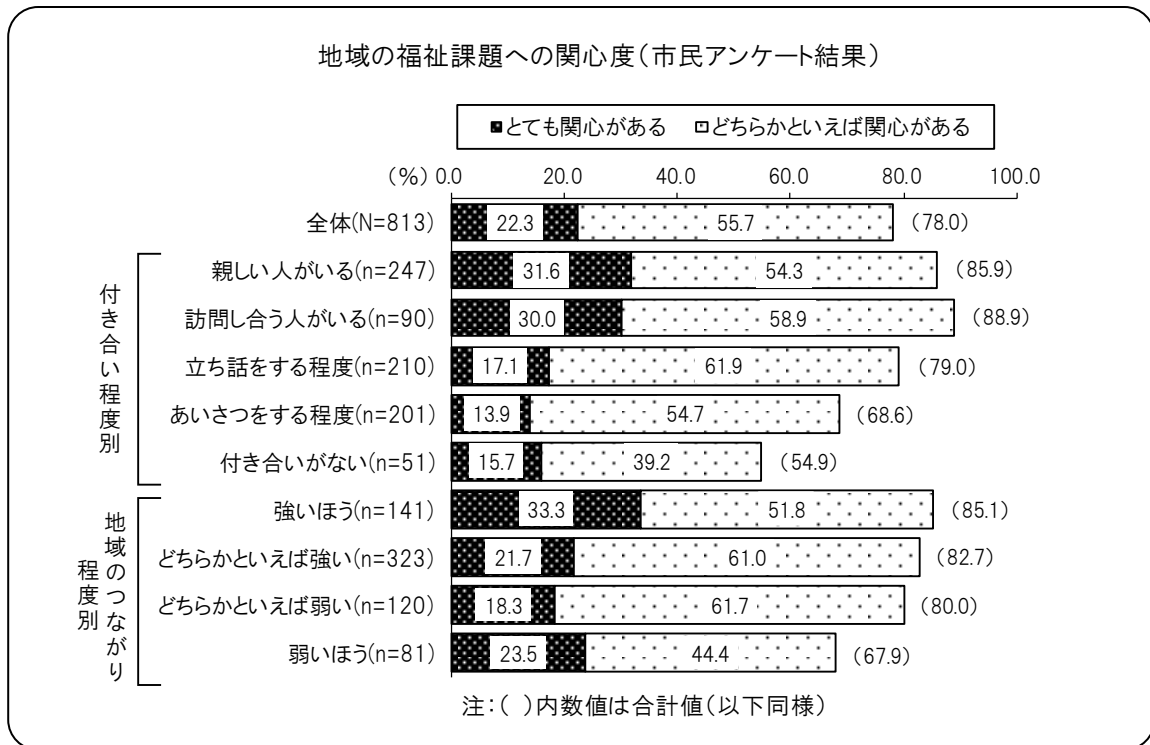
資料：子育て支援課(各年3月末日現在)

【2】調査結果等から読み取れる課題

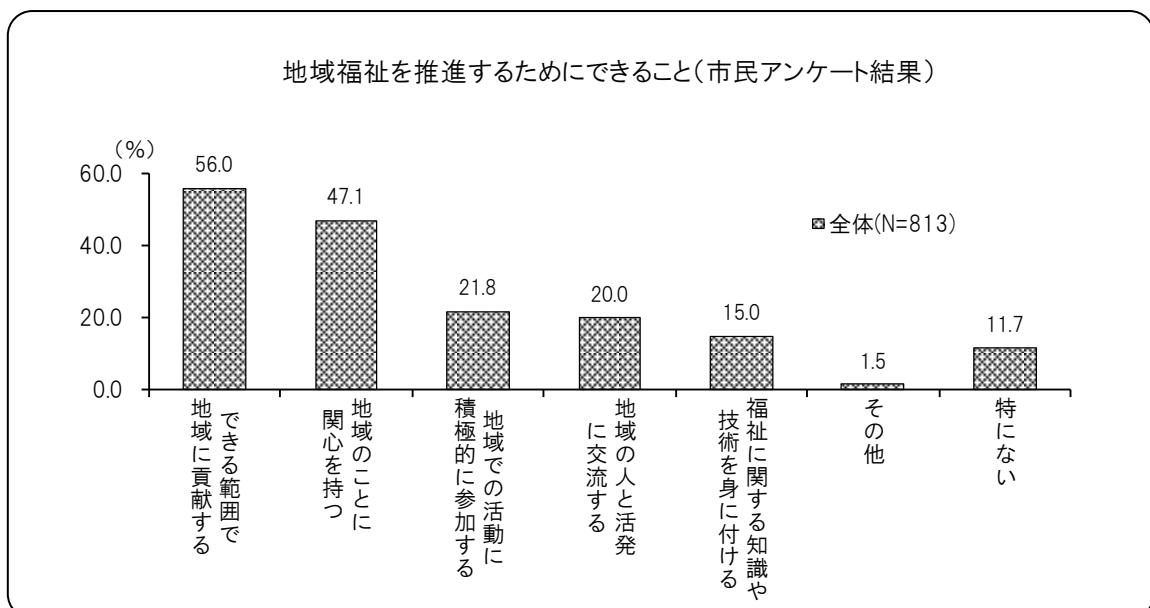
1 福祉への関心を高める

【現状の整理】

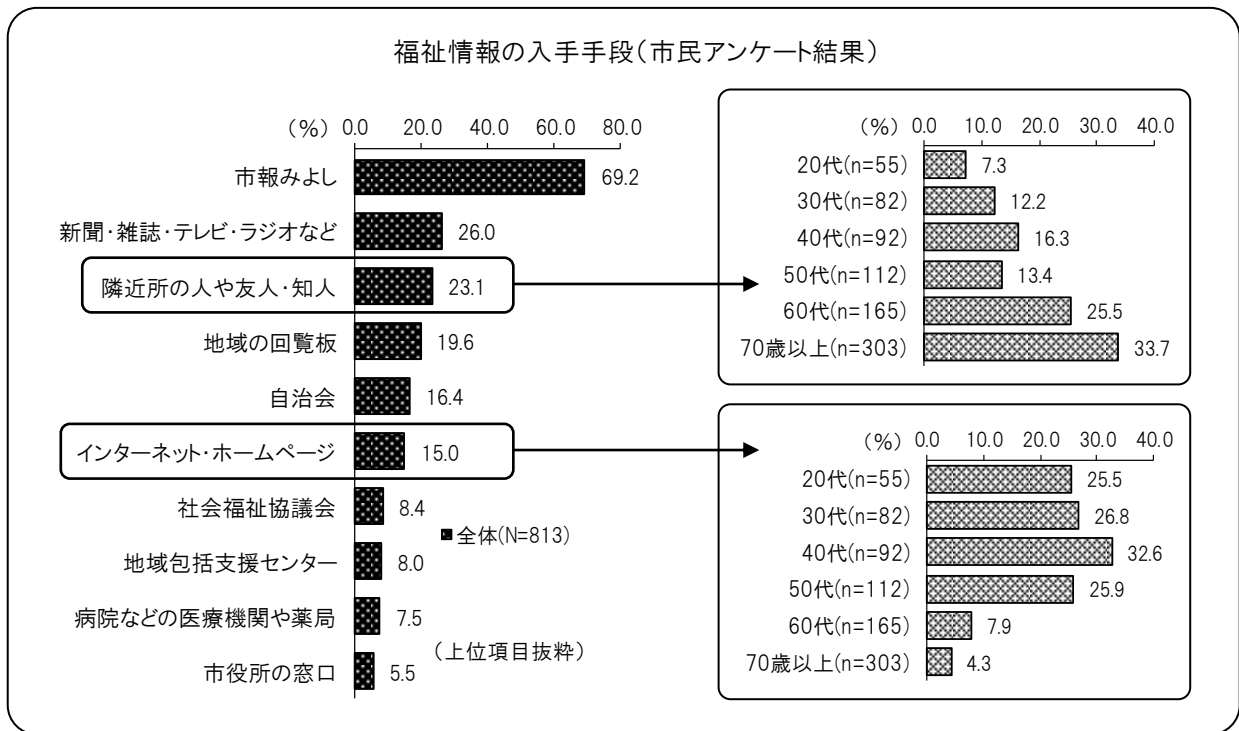
- ・ 市民アンケート調査結果における地域の福祉課題への関心度をみると、約8割が関心度を示しており、特に近所との付き合いが親密な人ほど関心度も高い傾向にあります。



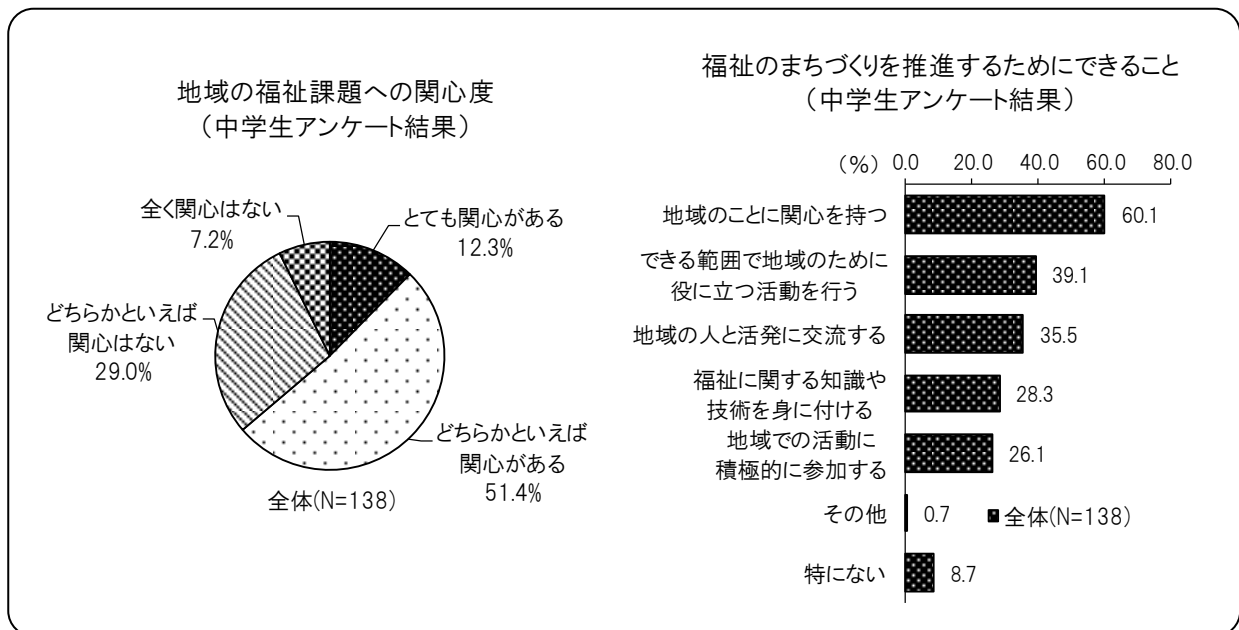
- ・ 地域福祉を推進するためにできることとして、特に若い年齢層では「地域のことに関心を持つ」が高くなっています。



- 福祉情報の入手手段としては、20～50代の年齢層ではインターネットやホームページが多いのに対して、60代以上の年齢層では市報や隣近所の人、自治会などが主流で、年齢差が顕著にみられます。



- 中学生アンケート調査結果では、地域の福祉課題への関心度については、6割が関心度を示しており、福祉のまちづくりを推進するためにできることとして「地域のことに関心を持つ」が6割と、最も高くなっています。



本市の主な課題

- 市民の誰もが「地域共生社会」の意義を理解し、身近な地域における支え合い、助け合い意識の醸成を図ることが必要です。
- そのため、広報紙はもとより、若い年齢層に向けたSNS等のデジタルツールを活用した情報提供の充実など、地域福祉についてより分かりやすく周知することで、幅広い世代に向けて、福祉に対する意識の高揚を図ることが必要です。



三好市地域福祉計画策定委員会
開催風景

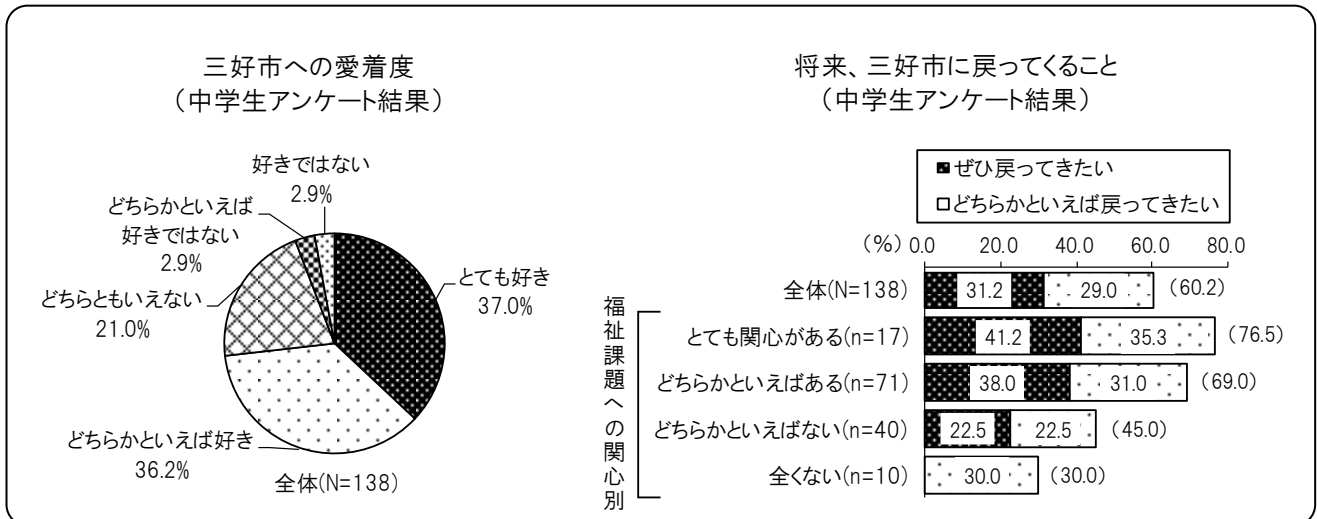


三好市地域福祉計画策定委員会
高校生委員への委嘱状交付

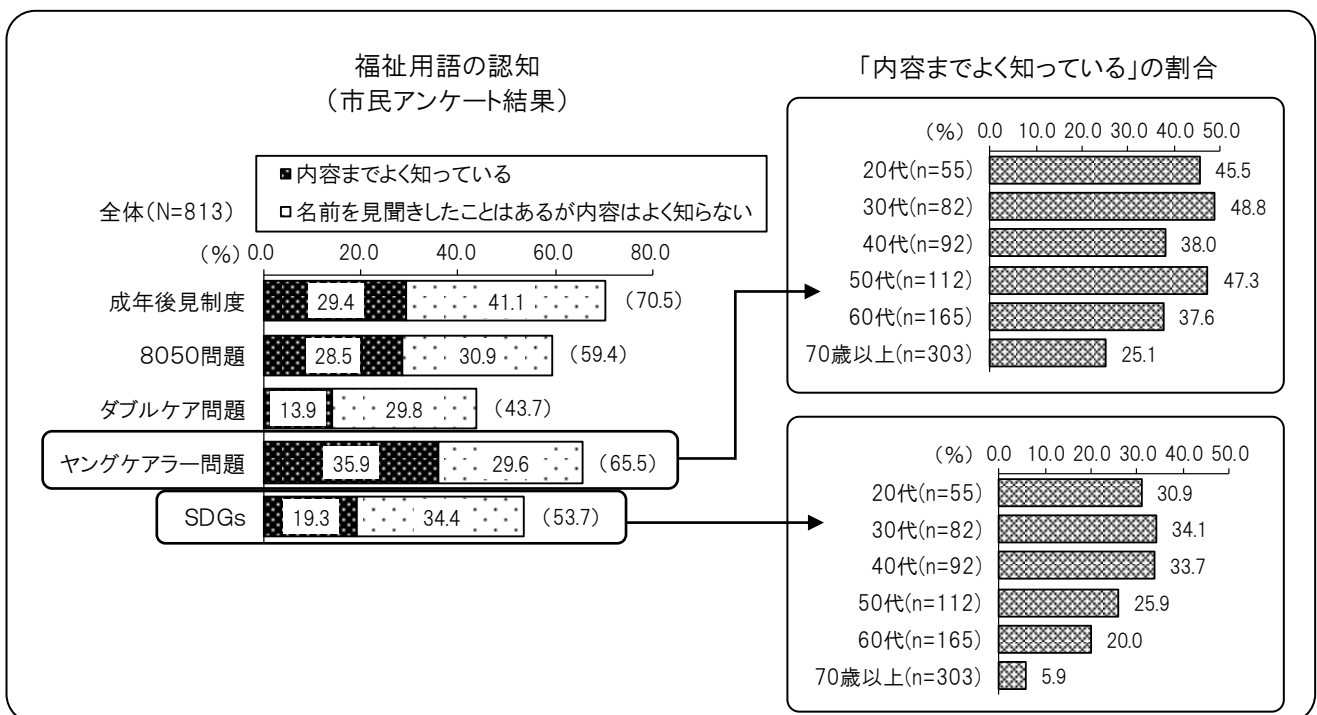
2 人権と福祉意識の醸成

【現状の整理】

- 中学生アンケート調査結果では、三好市に対して7割の生徒が愛着度を示しており、6割が住みやすいと回答しています。また、将来、進学や就職等で三好市を一旦離れても、約6割の生徒がまた戻ってきたいと回答しており、特に福祉課題に関心がある生徒では、ほかの生徒に比べてその割合が高くなっています。



- 市民アンケート調査結果では、福祉用語の認知をみると「ヤングケアラー問題^{*}」については、7割近くが名称を知っていると回答しており、若い年齢層や福祉課題に関心がある人ほど多い傾向にあります。また「ダブルケア問題」の認知は4割台で「SDGs」についての認知は過半数を占めており、若い年齢層ほど詳しく知っている人が多くなっています。



※ 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、子どもが日常的に行っている場合の様々な問題のこと。

本市の主な課題

- 教育や保育の場を通して、できるだけ年齢の若い時期から、地域との触れ合いや交流、支え合いの考え方について学べる機会を多く持つことで、地域福祉の意識を醸成していくことが重要です。
- 地域福祉の意識を醸成していくためには、性別や年齢、出身地、生活困窮の状態、障害の有無、国籍などにかかわらず、市民の誰もが多様性を認め合う人権意識の醸成が重要です。

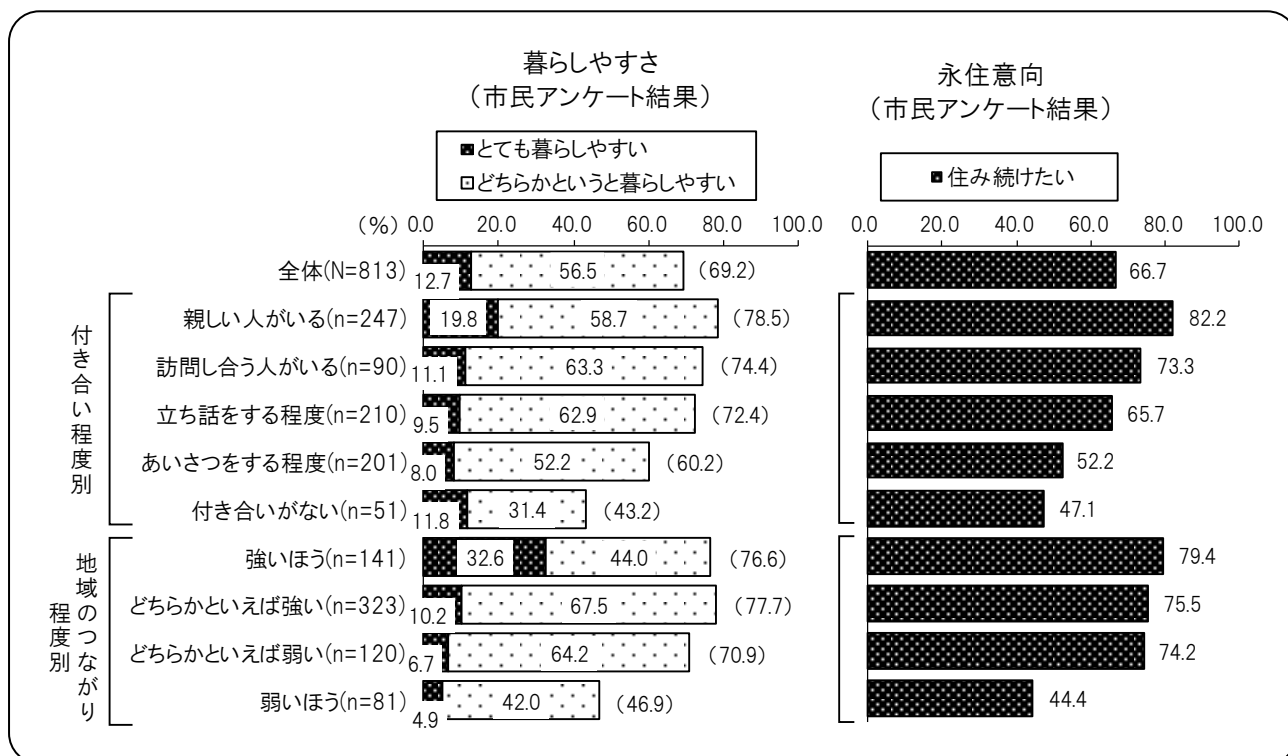


三好市地域福祉計画策定委員会
高校生委員への委嘱状交付

3 交流の促進と拠点づくり

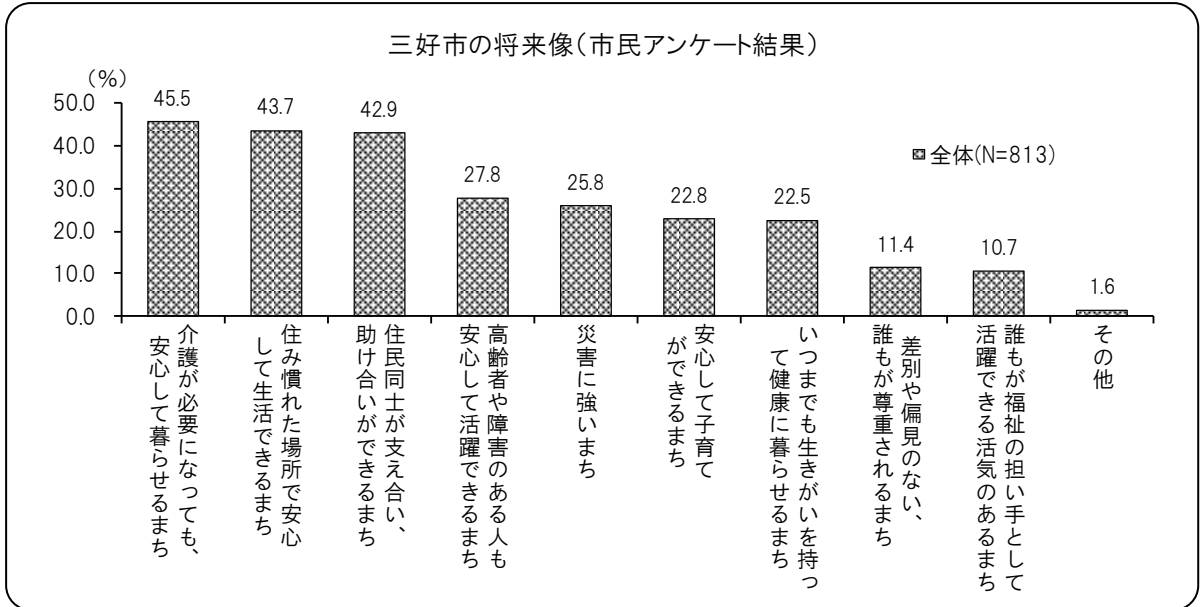
[現状の整理]

- 市民アンケート調査結果では、居住地に対しては約7割の市民が「暮らしやすい」と回答していますが、特に近所との付き合いの程度が親密な人ほど、また、地域のつながり意識が強いと回答した人ほどその割合が高くなっています。三好市に住み続けたいと思う人も、同様な傾向です。一方で、付き合いがない人やつながり意識が弱いと思っている人は、暮らしやすさへの意識は低くなっています。近所付き合いとつながり意識、暮らしやすさには強い相関関係がうかがえます。

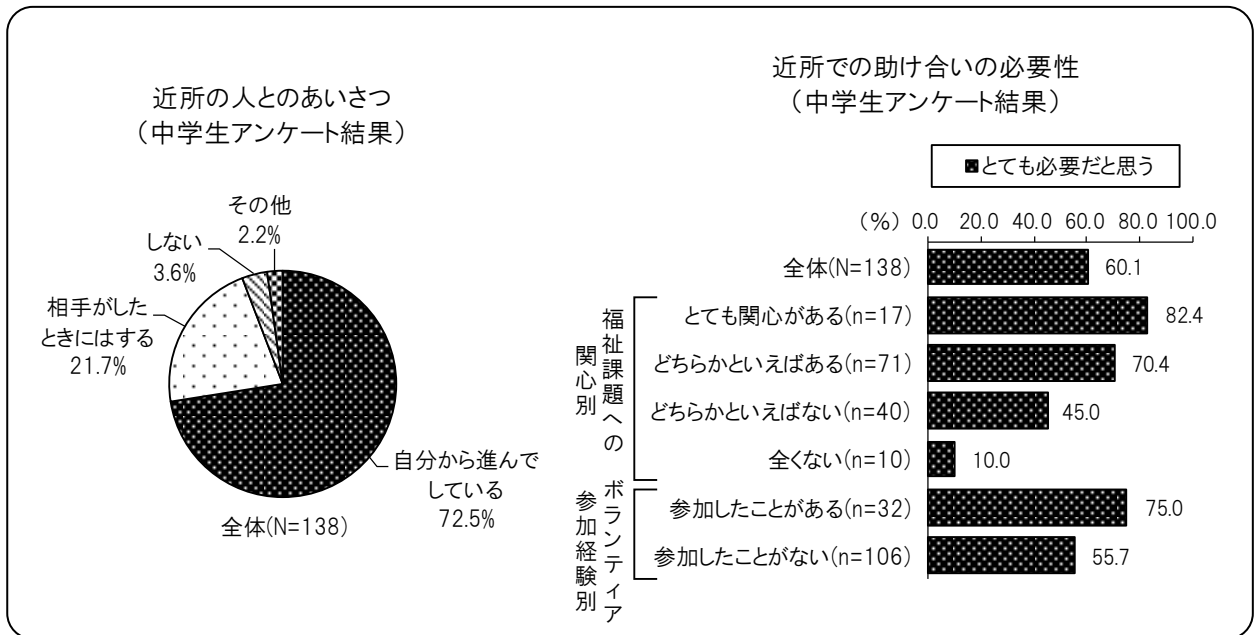


- 地域福祉を推進するためにできることをみると「できる範囲で地域に貢献する」が6割近くと最も多く、また、地域で進めるべき取組として、地域と行政（三好市）の連携をはじめ、地域の問題点や課題の共有、地域福祉に関する情報発信などが求められています。

- 三好市の将来像については「住民同士が支え合い、助け合いができるまち」といった回答が上位に回答されているとともに、地域福祉を推進するために三好市が力を入れるべきこととして「隣近所同士で助け合う体制づくりを促進する」が、上位に回答されており「互助」の意識が非常に高いことがうかがえます。



- 中学生アンケート調査結果では、中学生の7割以上が近所の人に自分から進んであいさつをしており、6割の中学生が、ふだんの暮らしの中でご近所による支え合いや助け合いがとても必要であると認識しています。特に福祉課題に関心がある生徒やボランティアに参加経験がある生徒では、ほかの生徒に比べてその割合が高くなっています。



- ・ 福祉のまちづくりを推進するために中学生自身ができることとして「できる範囲で地域に役立つ活動を行う」「地域の人と活発に交流する」が上位に回答されており、地域との交流意識は高いことがうかがえます。

本市の課題

- 近所付き合いの親密さと、地元への愛着度や暮らしやすさ、住民同士のつながり意識の強さには相関があることから、誰もが地域に関わりが持てるよう、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、多様な交流の機会の充実を図り、住民の主体的な活動を促進することが必要です。
- 隣近所での親密度の向上施策に加えて、地域の資源を活用した誰もが気軽に集える場、交流の拠点を充実し、地域福祉推進の拠点として「顔の見える関係づくり」を促進していくことが必要です。

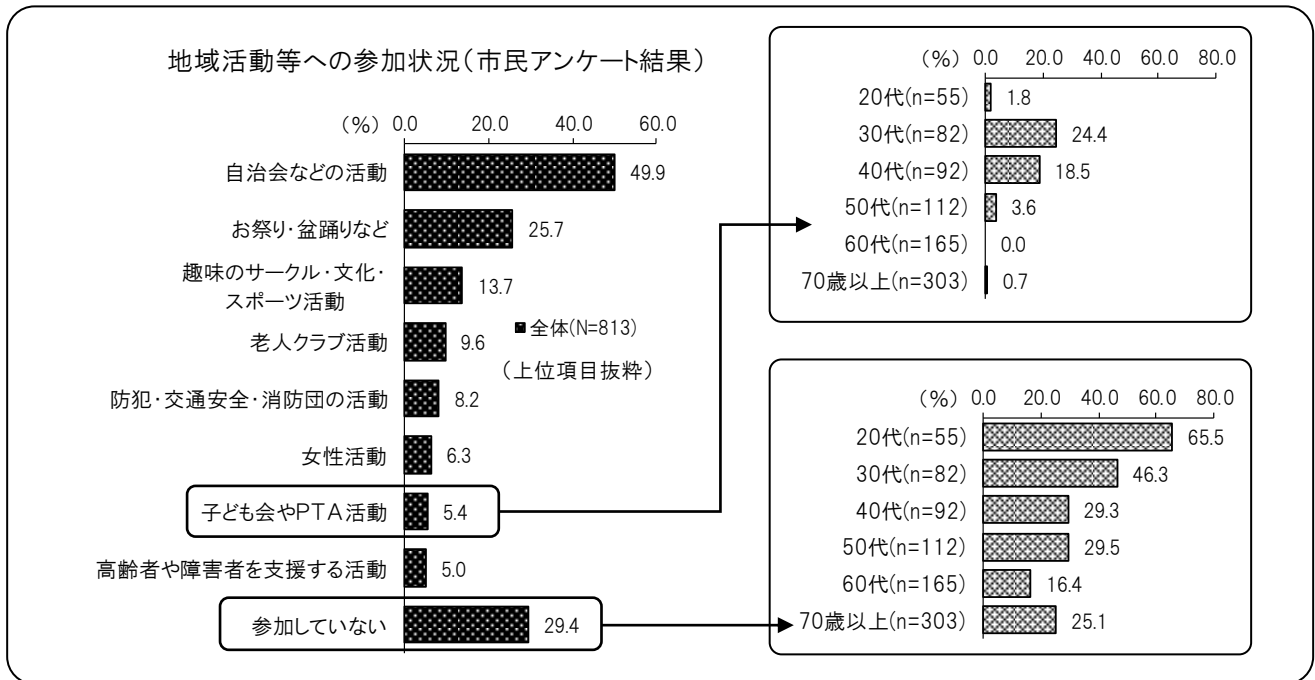


三好市地域福祉計画策定委員会

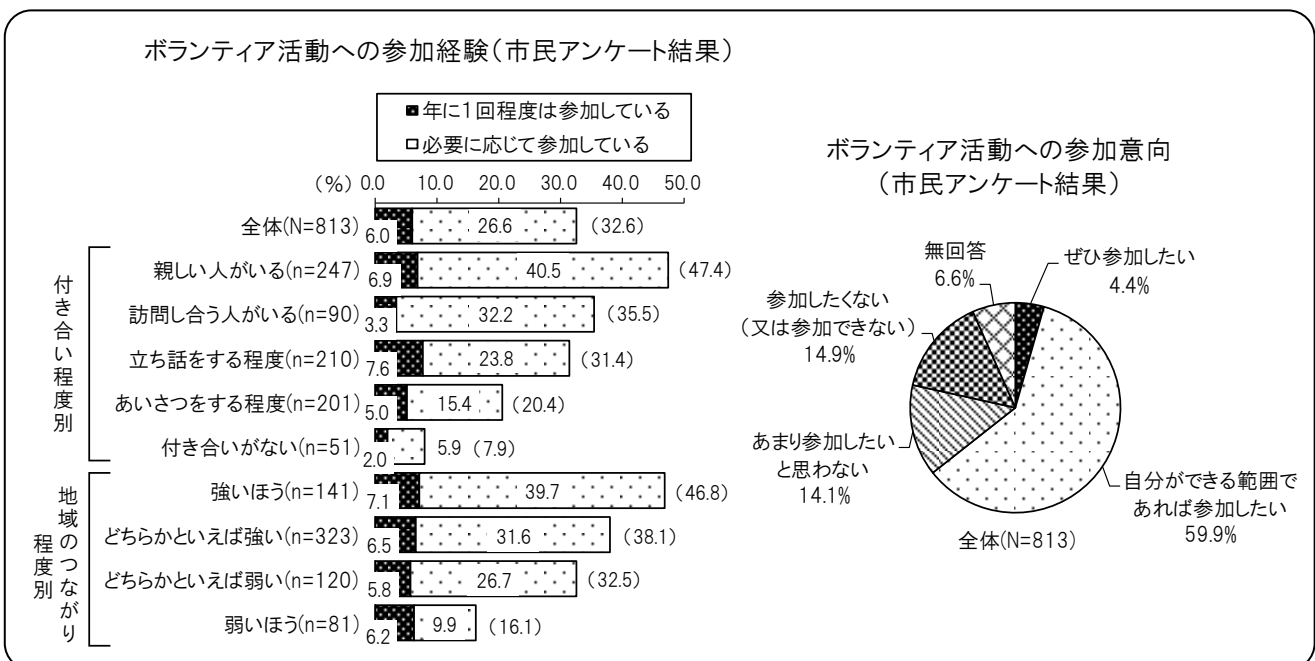
4 地域活動やボランティア活動の活性化

[現状の整理]

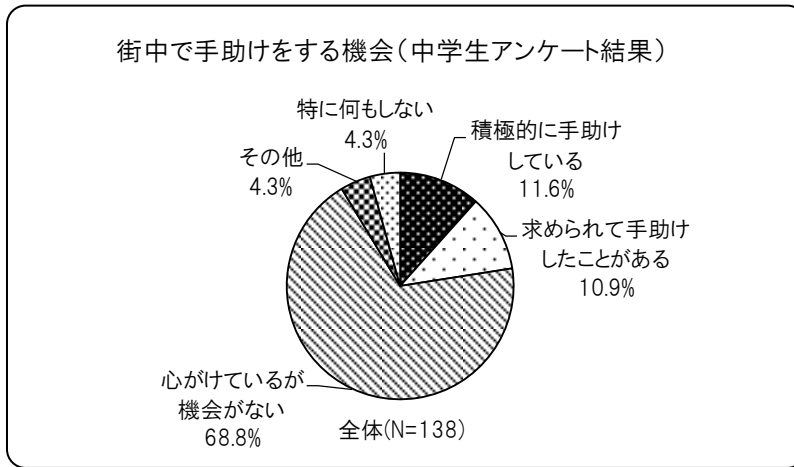
- ・ 市民アンケート調査結果における地域活動等への参加状況をみると、自治会などの活動をはじめ、お祭りや盆踊り等への参加者は全体的に多く、30～40代の子育て世代では、子ども会やPTA活動への参加者が多くなっています。しかし、20～30代の若い年齢層では地域活動そのものへの参加者が少ない状況です。



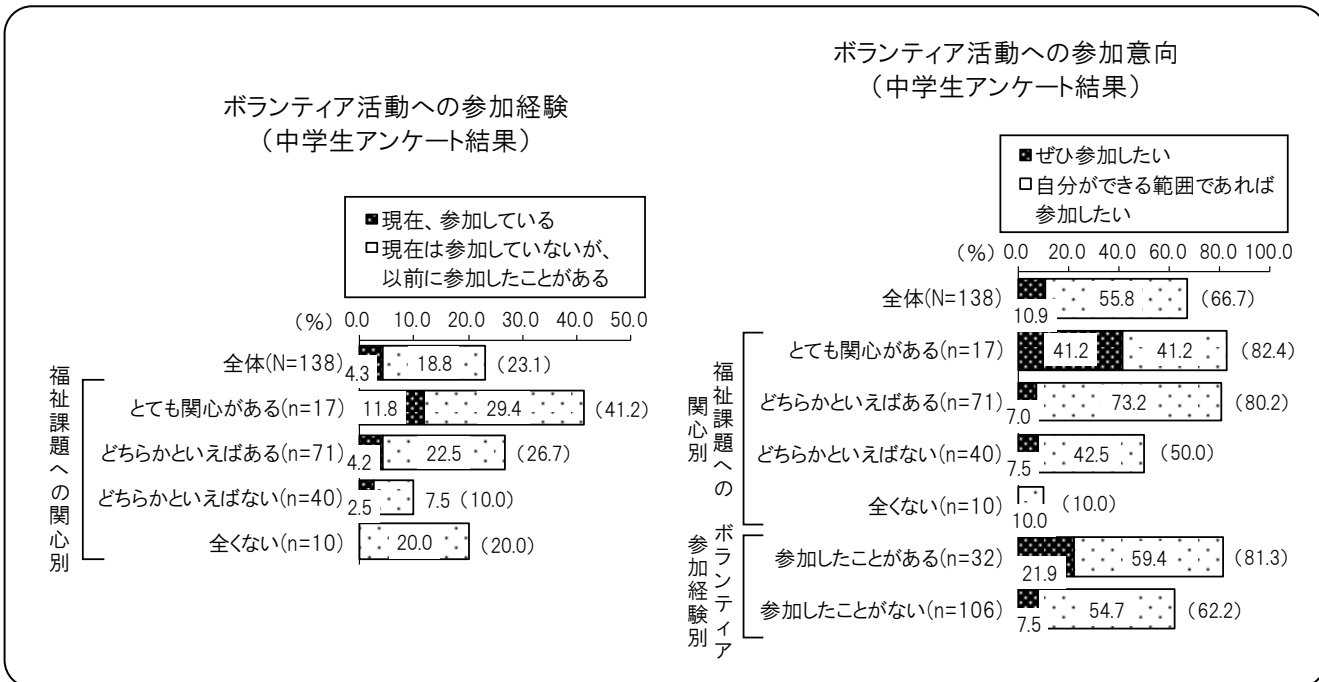
- ・ ボランティア活動への参加経験をみると、現在参加している人は約3割を占めています。特に隣近所との付き合いの程度が親密な人や地域のつながり意識が強いと回答した人ほどボランティアに参加する人も多い傾向にあります。また、今後のボランティア活動への参加意向は6割を超えており、活動資金など経済的な負担の援助やボランティアしてほしい人になりたい人を結ぶ仕組みづくりなどが求められています。



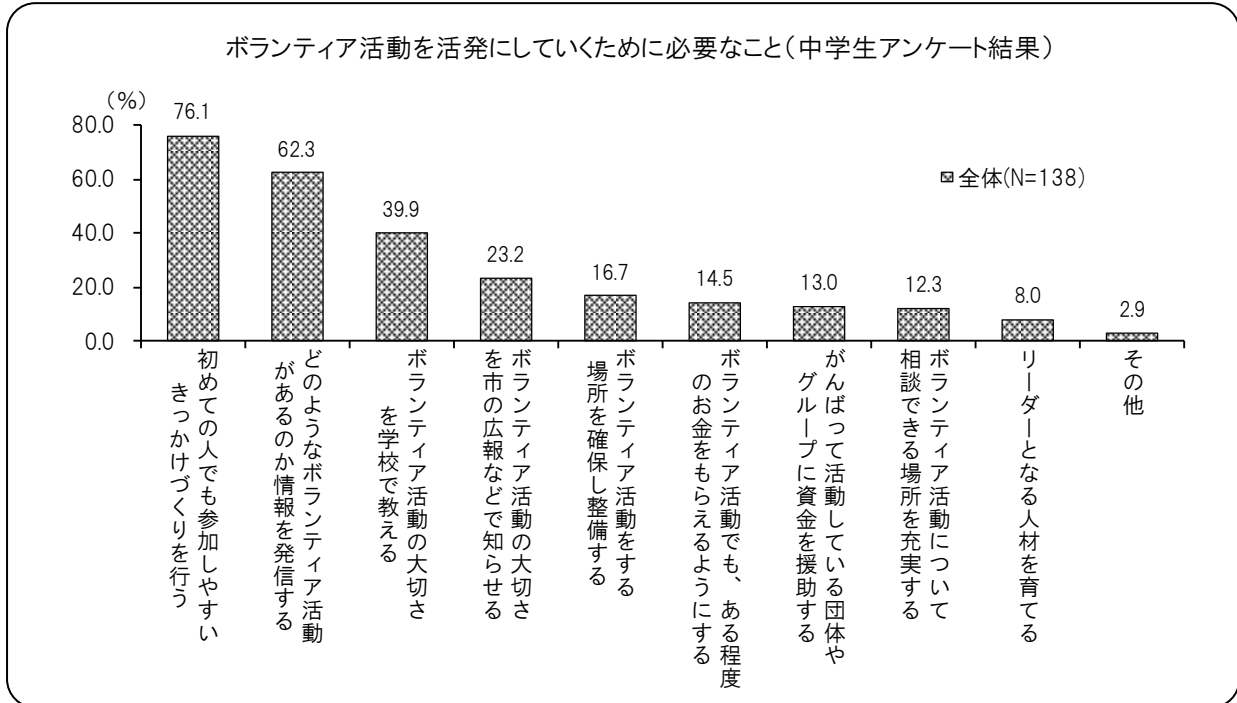
- 中学生アンケート調査結果では、街中で困っている人を見かけたときに積極的に手助けをしている生徒は1割程度ですが、福祉課題に関心がある生徒やボランティアに参加経験がある生徒では、ほかの生徒に比べて手助けしている割合が高くなっています。



- 地域の行事や活動に参加している中学生は多く、特に「お祭りや伝統芸能」「子ども会の活動」「文化・芸術などの活動」への参加者が多くなっています。
- 中学生の約2割がボランティア参加経験者で、祭りや行事に関することをはじめ、道路や河川などの環境美化、スポーツ活動に関することへの参加者が多くなっています。また、7割近くの生徒が今後の参加意向を示しており、特に福祉課題に関心がある生徒や以前ボランティアに参加した経験がある生徒ほど、今後の参加意向も高くなっています。



- ・ 今後、三好市でボランティア活動を活発にしていくために必要なこととしては「初めての人でも参加しやすいきっかけづくり」や「どのようなボランティアがあるのか情報を発信する」「ボランティア活動の大切さを学校で教える」などが上位に回答されています。



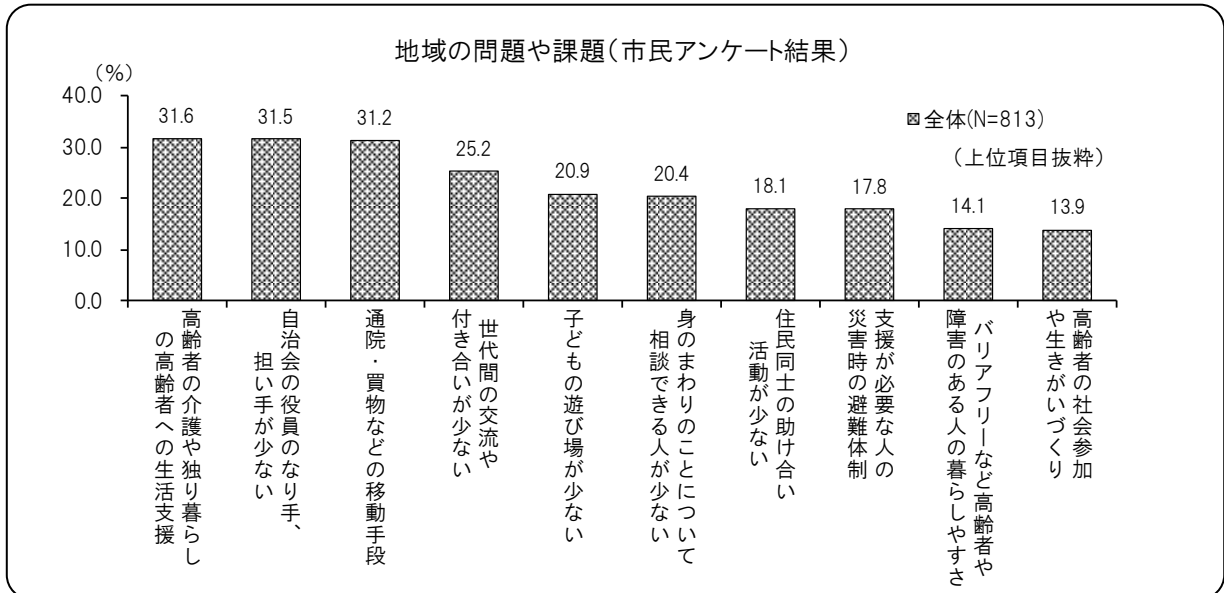
本市の課題

- 若い世代では、地域活動にあまり参加していない現状があるものの、今後の参加については積極的な意向がうかがえます。若い年齢層をはじめ、誰もが気軽に参加できる地域活動の企画や雰囲気づくり、環境づくりが必要です。
- また、多様な伝達手段を活用して、地域活動に関する情報を分かりやすく発信するとともに、それぞれの世代に応じた興味ある活動の提案や住民同士による声掛けの促進など「参加へのきっかけづくり」を検討していくことが必要です。
- 自治会等への加入や地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会であることから、誰もが参加しやすく、参加者の負担感に配慮した地域活動の促進が必要です。
- 参加の継続に向けて、子育て中の保護者や高齢者を介護する家族など、参加者の生活状況に応じた活動の紹介や情報提供を図る必要があります。

5 人づくり（担い手づくり）

[現状の整理]

- ・ 市民アンケート調査結果では、地域の問題や課題をみると「自治会の役員のなり手、担い手が少ない」の回答が二番目に高く、人材不足の現状がうかがえます。



- ・ 三好市の福祉に関する取組について、現状の満足度と重要度の両面から、重点的に取り組むべき施策をみると「地域活動を担う人材の育成」「学生など若い年齢層の活動促進」など、特に人材育成の強化が求められています。
- ・ 関係団体調査結果では、老人クラブをはじめ障害者団体、婦人会や消防団など、あらゆる地域活動団体において「人材の不足」が活動を行う上での大きな問題となっています。
- ・ 人材の不足は、単に人数不足ということではなく、会員の高齢化、若い世代の大幅な不足、介護福祉士や栄養士などいわゆる専門職の不足などが、活動上の大きな問題点として多くの団体から寄せられています。

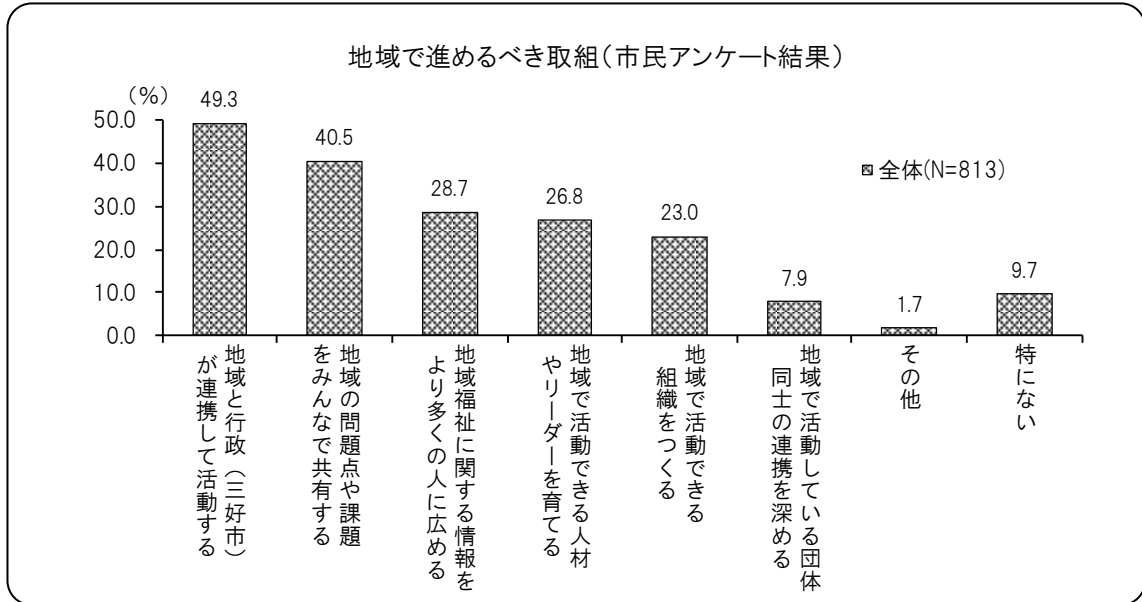
本市の課題

- 自治会の役員等をはじめ、近年、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方で、新しい人や若い世代の参加が少ない点が大きな問題となっています。地域福祉を推進するためには、人材育成に向けた取組の強化が必要です。
- 特に若い年齢層が地域活動に関心を持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実するとともに、地域の担い手となるリーダーや担い手の育成への支援が必要とされています。

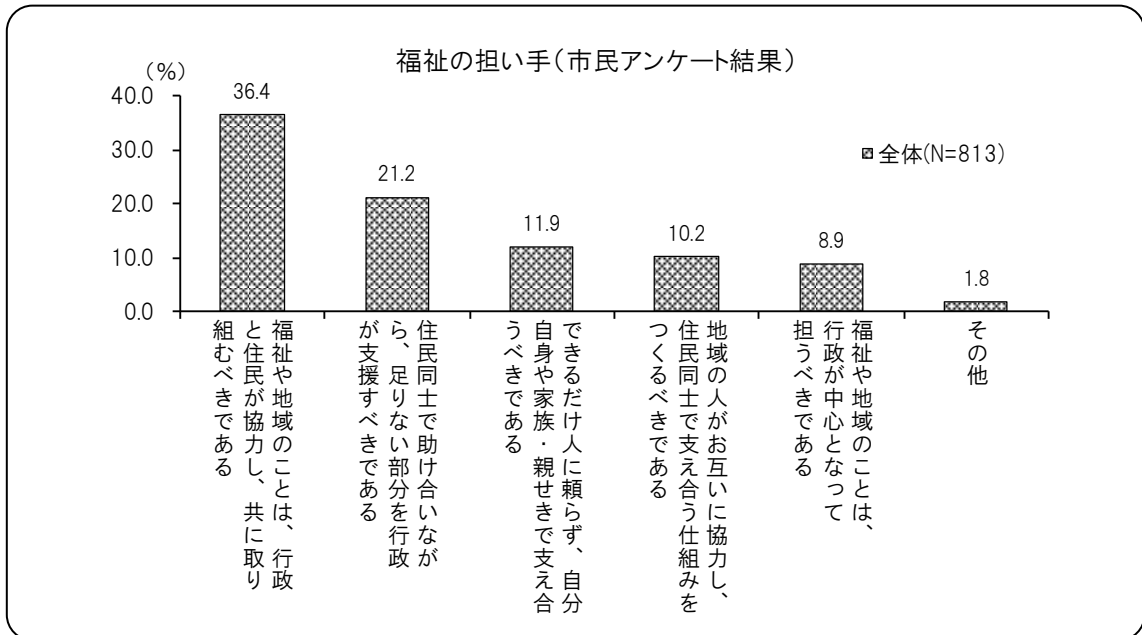
6 関係団体同士のネットワーク

〔現状の整理〕

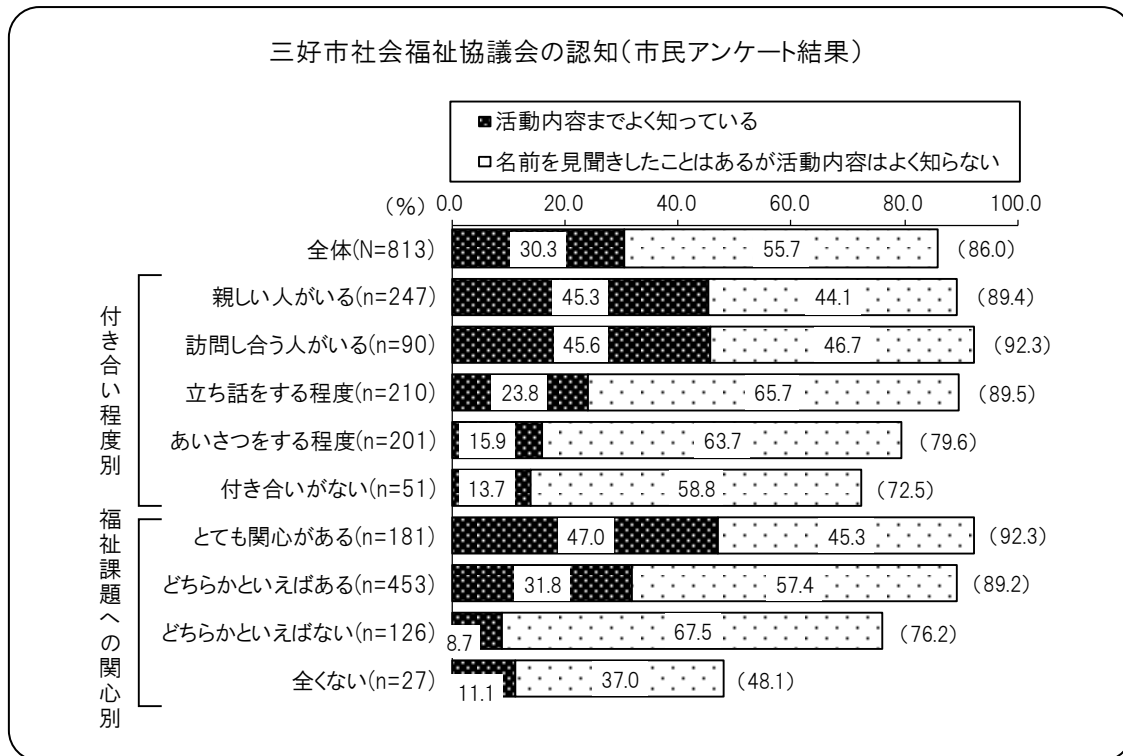
- 市民アンケート調査結果では、地域で進めるべき取組として「地域と行政（三好市）が連携して活動する」が半数近くの割合で最も高く、次いで「地域の問題点や課題をみんなでも共有する」が続きます。



- 地域における「福祉」の主体の在り方については「福祉や地域のことは、行政と住民が協力し、共に取り組むべきである」が4割近くで最も高く、次いで「住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」がそれに続きます。



- ・ 関係団体調査結果では、今後、地域福祉を充実していくために、関係機関と情報を共有し、支え合いのネットワークづくりを推進することや社会福祉協議会が中心となって、関係機関が連携、協働して事業展開を図ることなどが求められています。
- ・ 市民アンケート調査結果では、三好市社会福祉協議会について、活動内容まで知っている人は約3割で、知っている人は、隣近所との付き合いの程度が親密な人や福祉課題に関心がある人ほど多い傾向にあります。



本市の課題

- 社会福祉協議会をはじめ、自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループなどが協働しやすい環境づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、より効果的な取組を進める仕組みづくり、ネットワークづくりが必要です。

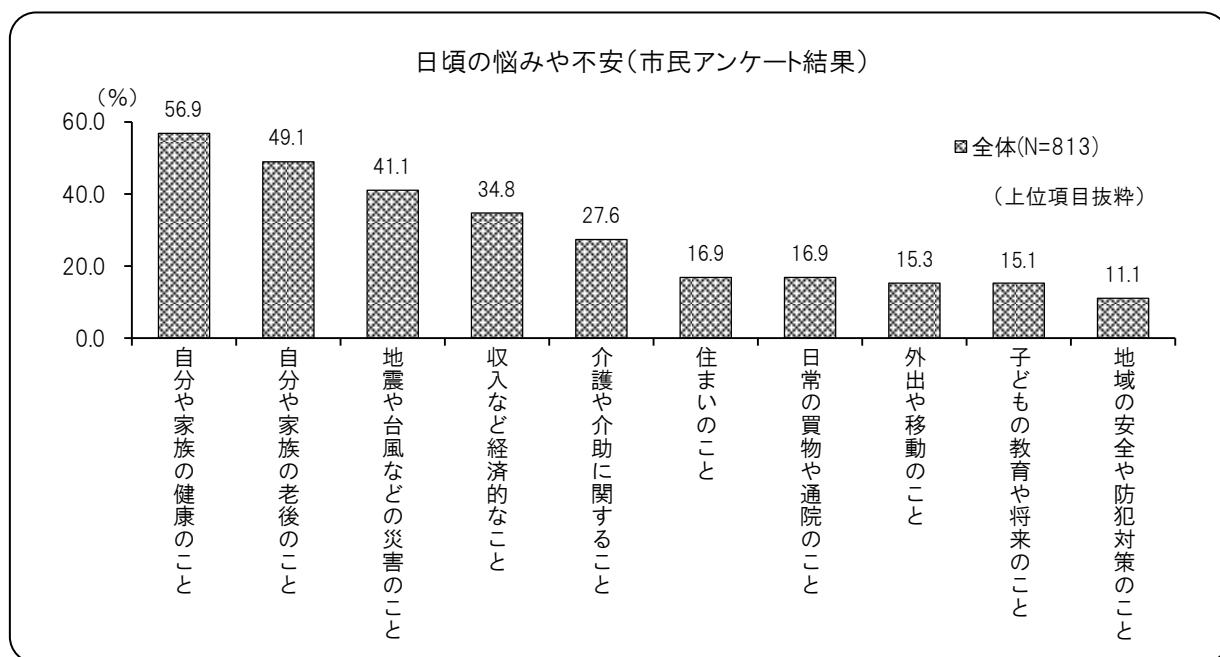


三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク

7 暮らしを支える生活支援の充実

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では、地域福祉を推進するために三好市が力を入れるべきことをみると「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みをつくる」が、二番目に多く回答されています。
- ・ 困ったときの相談先としては、家族・親戚や友人・知人など身近な人が多くを占め、公的機関等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。また、日頃の悩みや不安は、自分や家族の健康や老後のこと、災害のことや経済的なことなどが上位に回答されていますが、30～40代では育児や子どもの教育に関すること、年齢が上がるほど買物や通院、外出や移動のことなど、年齢による差が顕著となっています。



- ・ 民生委員・児童委員について、担当の名前や顔を具体的に知っている人は約4割で、年齢が上がるほどその割合は高くなっています。また、よく知っている人は、隣近所との付き合いの程度が親密な人や福祉課題に関心がある人ほど多い傾向にあります。
- ・ 中学生アンケート調査結果では、大半の生徒が、困ったときに助けてくれる友人がいると回答しており、悩みや困りごとの相談先としては、友人・知人、家族や親族が多くなっています。また、困っている友人に対しては、多くの生徒が声を掛けて相談にのることができるかと回答しています。

本市の課題

- 悩みや困りごとは、性別や年齢、生活状況によって異なり、多岐にわたります。独りで悩みや困りごとを抱え込んでしまうことがないよう、相談機関や対応窓口を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談、そして支援へとつなぐため、情報共有の仕組みづくりが必要です。
- 特に高齢者や障害のある人、子育て家庭や生活困窮世帯などから、支援を求める声を上げやすいように、相談支援機能を充実、強化するとともに、各種相談窓口の周知が必要です。



三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク

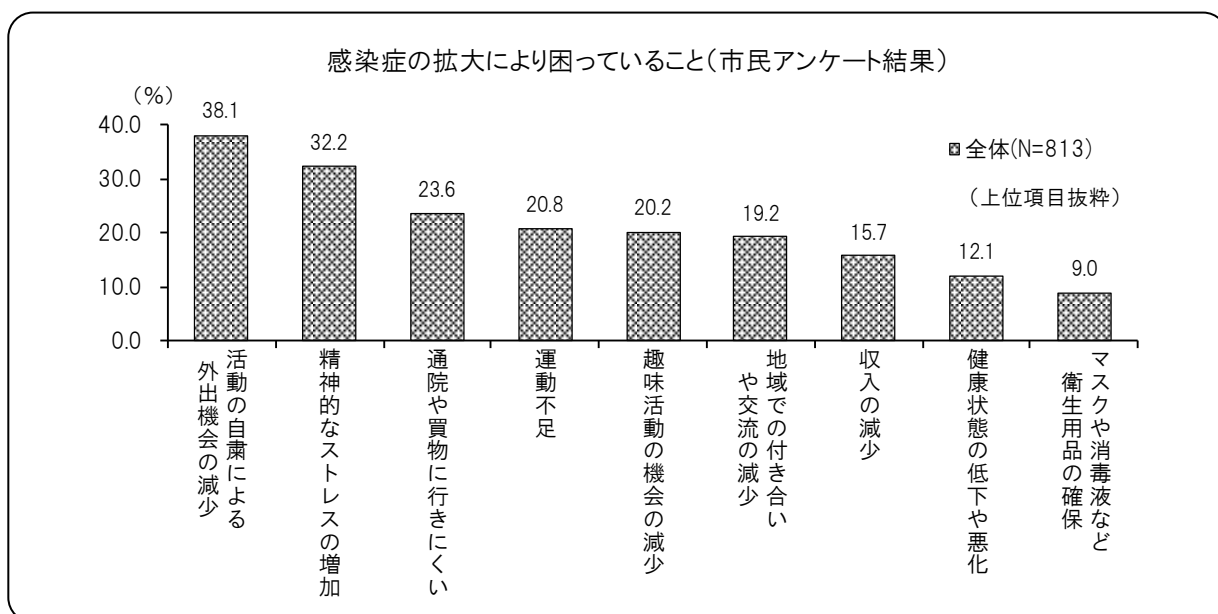


三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク

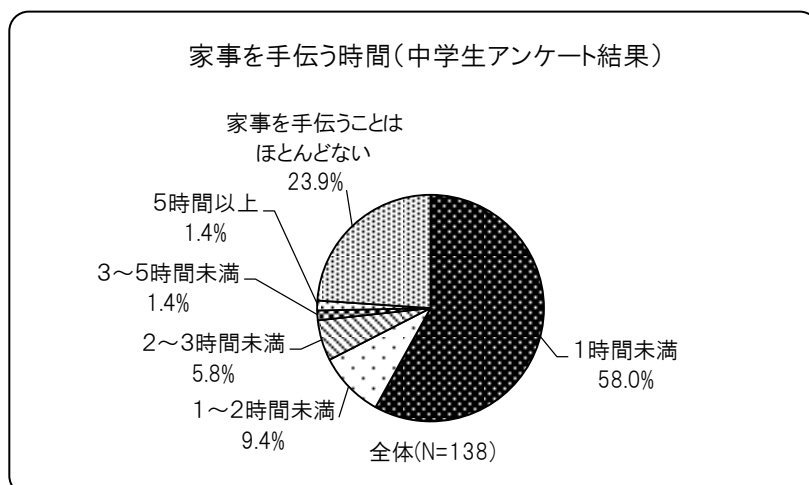
8 包括的な相談支援体制の構築

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では、地域福祉を推進するために三好市が力を入れるべきこととして「困りごとを気軽にワンストップで相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」が最も多く回答されています。
- ・ 経済的に困っている人への支援については、相談窓口の充実が最も多く、次いで、就労支援がそれに続きます。30代では「生活に困っている子どもへの支援」や「住まいの確保に対する支援」が、ほかの年齢層を上回っています。また、年齢が上がるほど「誰も孤立させない地域づくり」への回答が多くみられます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出機会の減少や精神的なストレスの増加など、多くの人は何らかの影響を受けています。特に20～30代及び50代で、悩みやストレスの増加をあげる割合が、ほかの世代を大きく上回っています。



- ・ 一日に平均3時間以上、家事を手伝っている生徒は2.8%、5時間以上では1.4%となっています。



本市の課題

- 近年、一人一人が抱える悩みや困りごとは、複雑化・多様化しており、また、制度の狭間にあることから、一人で抱え込むことや相談先が分からないといったケースも増えています。そのため、そのような相談にも対応できる仕組みづくりや専門的な相談に対応できる体制づくりが必要です。
- 日頃から近所で声を掛け合うなど、身近な取組の促進をはじめ、重層的支援体制整備事業に取り組み「誰一人取り残さない支援」を推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな福祉的課題についても、関係機関との連携による相談支援への対応が必要です。
- 5時間以上家事の手伝いをしている中学生が、僅かながらみられます。学校や関係機関と連携したヤングケアラー対策の取組を、アウトリーチによる支援も含めて検討していく必要があります。

9 福祉サービスの適切な利用促進

[現状の整理]

- ・ 市民アンケート調査結果では、三好市の将来像について「介護が必要になっても、安心して暮らせるまち」が最も多く回答されました。
- ・ 居住地域における福祉の問題や課題としては、高齢者の介護や独り暮らし高齢者への支援をはじめ、自治会の担い手不足、移動手段が上位に回答されています。特に、高齢者への支援については西祖谷地区で、移動手段については東祖谷地区で回答が多くみられます。

本市の課題

- 高齢者を対象とした介護保険に関するサービスや生活支援サービスをはじめ、障害のある人に対する福祉サービスや子育て支援に関するサービスなど、一人一人の状況やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなげる体制づくりを、関係機関や関係団体と連携して推進することが必要です。

10 生活環境の整備

[現状の整理]

- ・ 「地域共生社会づくり」が重要視されている社会的背景において、市民アンケート調査結果では、地域の問題や課題として、同居家族に介護・介助を必要とする方がいる人や福祉課題への関心度が高い人ほど「バリアフリーなど高齢者や障害のある人の暮らしやすさ」を回答する割合が高くなっています。
- ・ また、三好市の将来像については「住み慣れた場所で安心して生活できるまち」が上位に回答されています。

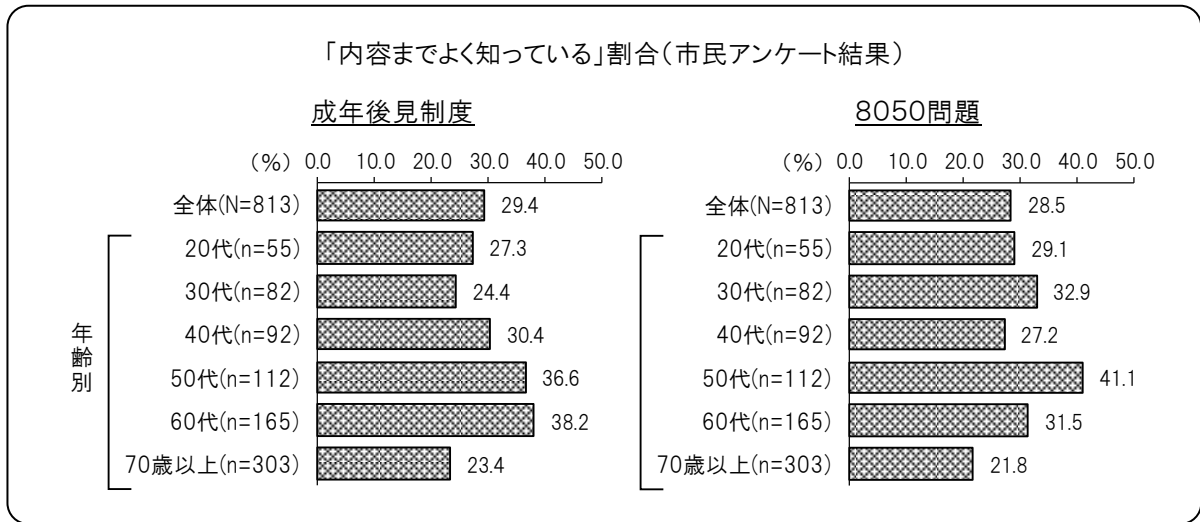
本市の課題

- 誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入促進など、地域共生社会に視点を置いたまちづくりの推進が求められています。

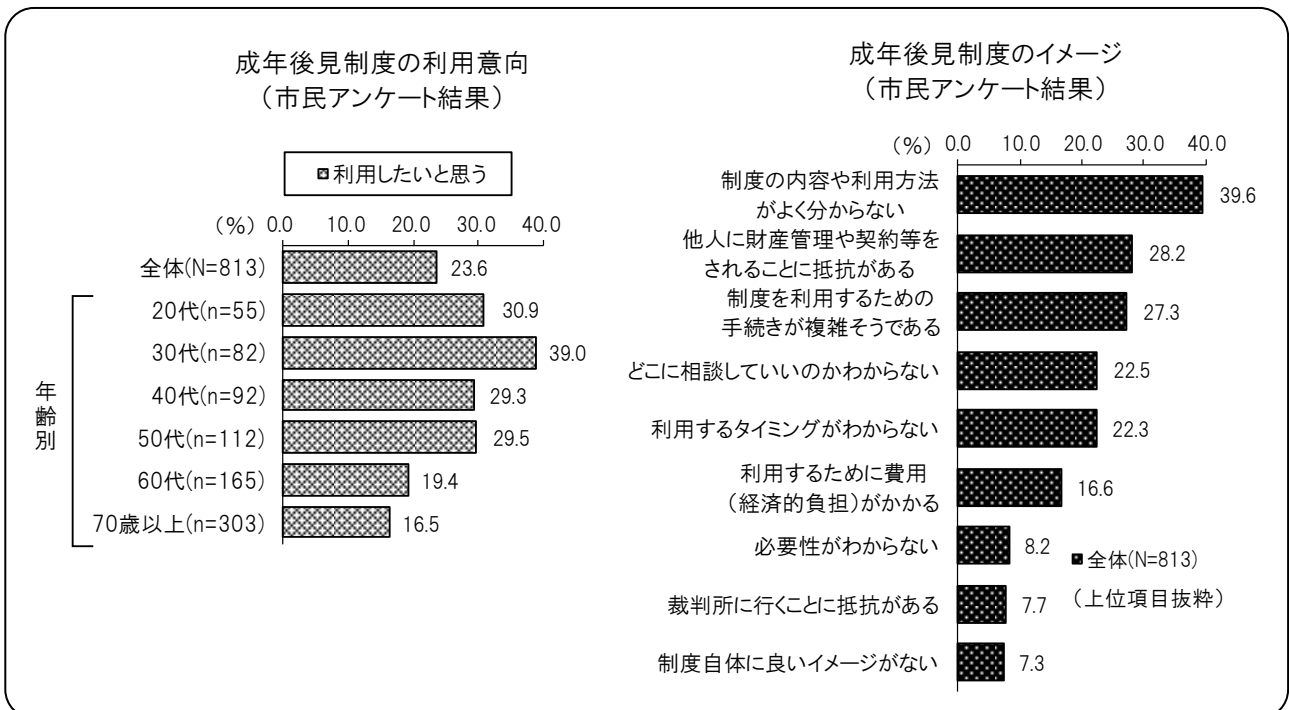
11 権利擁護の推進

【現状の整理】

- 市民アンケート調査結果では、成年後見制度については、約7割が名称を知っていると回答しており、内容まで知っている人はおよそ3～4人に1人の割合となっています。内容まで知っている人は、親の介護世代にあたると考えられる50～60代で最も多く、また、地域の福祉課題に関心がある人ほど高いことが特徴的です。「8050問題」という用語の認知率も、50代が最も高くなっています。



- 成年後見制度の利用意向については、年齢が上がるほど利用したいと思わない人が増える傾向にあり、逆に、若い年齢層では利用意向が多くなっています。一方で、成年後見制度のイメージとしては、制度の内容や利用方法がよく分からないことをはじめ、他人に財産管理をされることへの抵抗感、手続きの煩雑さ、などが上位に回答されています。



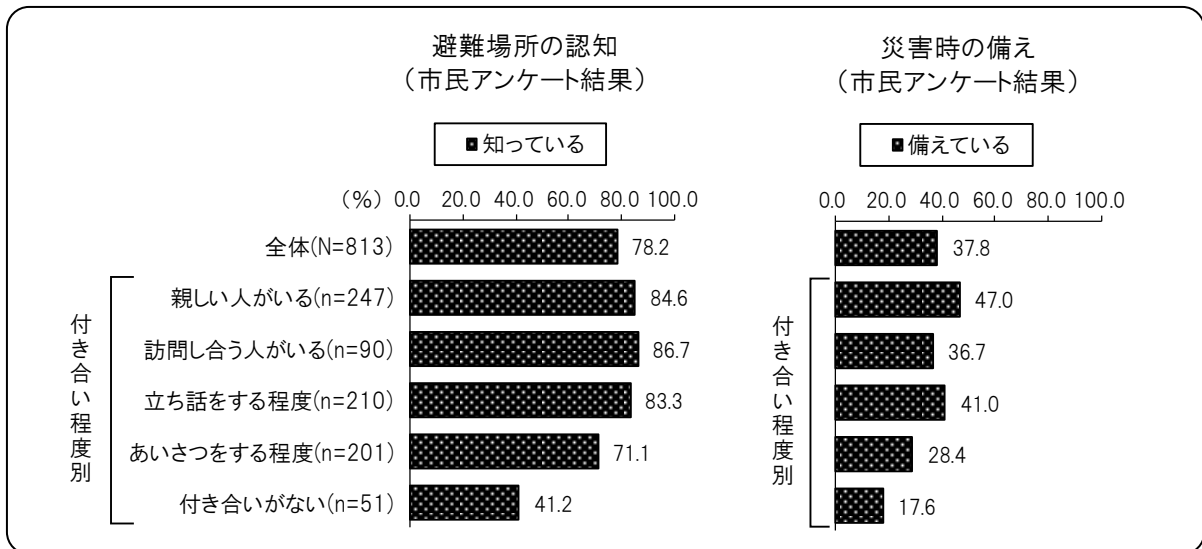
本市の課題

- 今後、継続するとみられる高齢化の進行を背景として、認知症や高齢者の独り暮らし世帯の増加などを見据え、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。
- そのため、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知に向けた取組をはじめ、適切な利用促進が必要です。

12 防災体制の充実

[現状の整理]

- 市民アンケート調査結果では、災害時の避難場所については、大半の人が認知しており、4割程度の人が災害時の備えをしています。また、災害時に手助けしてくれる人は、家族や隣近所の知人などが多くなっています。しかし、近所との付き合いが薄い人は、避難場所の認知率や備えをしている割合は低く、また、手助けしてくれる人がいない人も相対的に多くなっており、付き合いが親密な人との差が顕著です。



- 災害時の備えとしては、日頃からのあいさつや声掛けをはじめ、近所での協力体制づくり、情報伝達方法の確立などが重視されています。

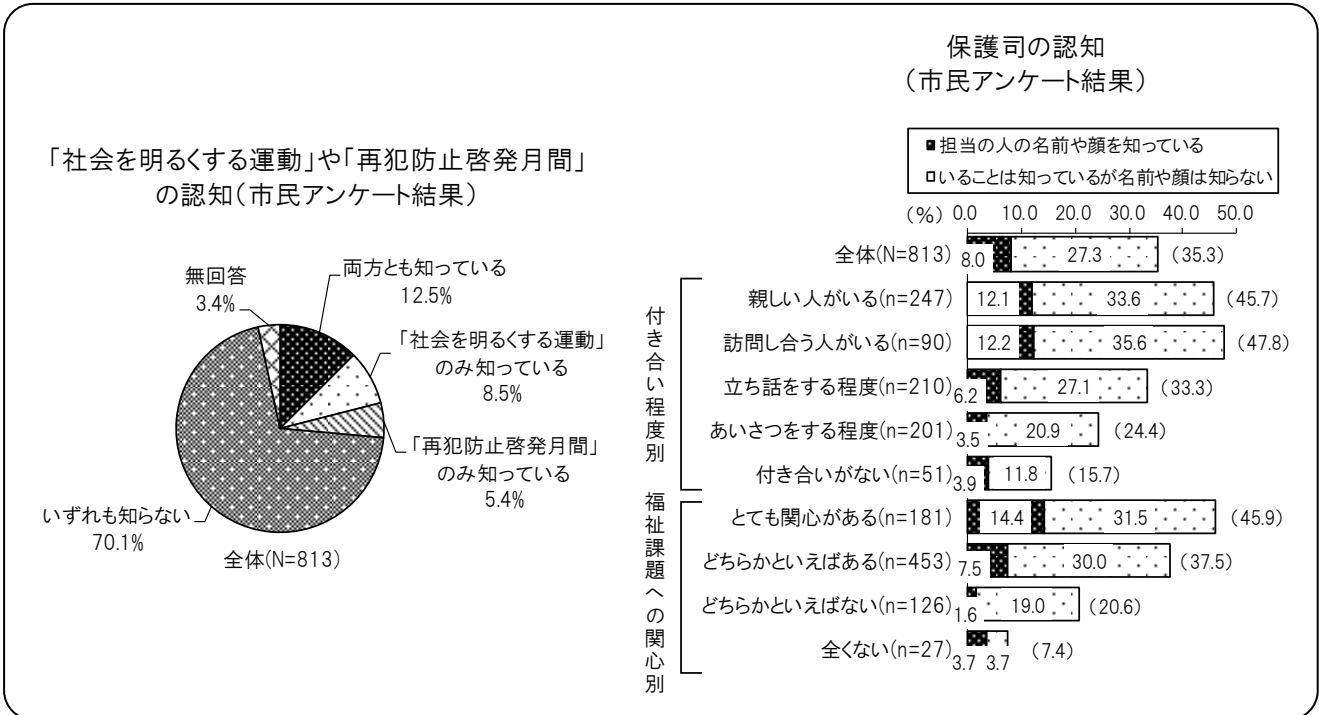
本市の課題

- 隣近所との付き合いの親密さは、災害時の避難行動にも影響していることがうかがえます。日頃からの隣近所との関係を深める取組の促進に加え、手助けしてもらいたいこと、手助けできることそれぞれについてマッチングを図ることで、より効率的な「互助」の充実につなげていくことが必要です。
- 避難行動要支援者については、台帳への登録促進や地域での情報共有など、個人情報の取扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりが必要です。
- 地域の見回り体制など、防犯体制の充実による安全なまちづくり活動の促進をはじめ、再犯防止に向けた取組の強化が必要です。

13 防犯体制の充実

[現状の整理]

- ・ 市民の9割近くが「三好市は犯罪の少ない安心できるまち」という意識を持っています。しかし「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については、7割の人が「いずれも知らない」と回答しています。
- ・ 保護司[※]について、担当の名前や顔を具体的に知っている人は1割未満で、保護司がいることを知っている人を含めて3割台となっています。保護司を知っている人は、隣近所との付き合いが親密な人や福祉課題に関心がある人ほど多い傾向にあります。



※【保護司】「保護司法」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

本市の課題

- 市民の防犯に対する意識を高めるとともに、市民が犯罪に巻き込まれることがないよう、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策を推進することが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

第3期計画の策定からおよそ5年が経過し、その間、社会経済情勢は大きく変化しました。特に新型コロナウイルス感染症の拡大による日常生活への影響をはじめ、頻発する豪雨災害など、地域福祉の推進にあたっては、新たな視点を踏まえたきめ細かな取組が求められています。

本市におけるまちづくりの最上位計画である「第2次三好市総合計画（後期基本計画）」では、まちづくりの基本理念を「自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市～あふれる笑顔と未来（あした）のために～2nd action」と定め、福祉関連施策では「基本施策2 豊かで生き活き、安心・安全なまち」と掲げ、地域医療体制の充実をはじめ、子どもから高齢者まで安心していきいきとした暮らしの実現を目指しています。

一方、この度実施したアンケート調査をはじめ、各種実態調査結果及び三好市地域福祉計画策定委員会による提言からは、福祉の担い手不足や限界集落の問題など、大きな課題が浮き彫りとなりました。今後、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための仕組みづくりの強化が必要となっています。そのためには、若い力をできるだけ福祉に生かし、市民が相互に助け合い、地域の関係機関や関係団体及び行政が連携して、共に地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、若い力の代表として、徳島県立池田高等学校 辻校の生徒の皆さんの考案による「基本理念」を掲げます。

● 基本理念 ●

なんも気にせんでかんまんけん！！
みんなで作ろう幸せ社会

この基本理念は、例えば介護や育児で悩んでいる人や高齢者が、周りの人や家族に迷惑を掛けると思い、気を遣って一人で悩みを抱え込んでしまうことがないように、みんなで協力して助け合い、支え合いながら、誰もがのびのびと暮らせる「幸せな社会」を作っていくということを表現しています。

基本理念については、前記のほかにも、多くの案をいただきましたので、ここに、いただいたキャッチコピーの全てと、それぞれの理由や意図について紹介します。（順不同）

**Stay Happy Plan
みんな幸せ計画！！**

一人一人が幸せ、幸福度を感じ続けられる計画を作りたいと思ったから。また、実現できるようにたくさんの人に意識してもらいたいです。

わたしたちが選ぶ福祉

自分で選んでしっかりと今後の生活を送るため。

福祉盛り上げ計画

福祉に関わる人以外の人と一緒に福祉を盛り上げていきたいから。

みんなのための計画を

地域福祉は誰もが関係していく大切なことだから。

**みんなで作ろう
～幸せ～を！！**

自分一人では幸せは作っていけないと私は思うので、みんなで一緒になって作ってあげたいなと思ったから。

自らつくる架け橋を！！

一人一人が暮らしやすい地域を目指し、自己意識を高め、お互いに協力しあえる社会を作っていけたら良いと思ったから。

楽しくはなさんで！！

たくさんの人と話して交流を深めたい思いから。

おっ~えつとぶりの
おもっしょい平和な生活！

高齢者や障がい者の方々が毎日幸せで、面白く、楽しく過ごせる生活を願うから。

地域相互扶助計画！！

地域の人々でお互いに助け合い、支え合って生活してほしい、そんな社会になってほしいと思ったから。

とりあえずみんなで
やるんじょ！！

みんなでやるという協力する心を言葉にした。

やってみよう！！計画

やっている人とやっていない人もいるから、まずはやる、やらないではなく、一人一人どんなことでも挑戦してみることが大切だから、みんなでやってみようという思い。

みんなの町をsmileに

笑顔が一番大切だから。



三好市地域福祉計画策定委員会
高校生委員



三好市地域福祉計画策定委員会
高校生委員

【2】施策の体系

【基本目標1】
意識を高める

基本施策1 福祉への関心を高める意識啓発の推進
基本施策2 学びの場における人権と福祉意識の醸成

【基本目標2】
交流を深める

基本施策3 世代を超えた顔が見える交流の促進と拠点づくり
基本施策4 地域活動やボランティア活動の情報提供と参加促進

【基本目標3】
担い手を育む

基本施策5 地域福祉の担い手づくり
基本施策6 福祉のネットワークづくり

【基本目標4】
困りごとに
寄り添う

基本施策7 暮らしを支える生活支援の充実
基本施策8 包括的な相談支援体制の整備
(三好市重層的支援体制整備事業)
基本施策9 多様な福祉サービスの適切な利用促進

【基本目標5】
安心して暮らす

基本施策10 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
基本施策11 大切な権利を守る体制の整備
(三好市成年後見制度利用促進基本計画)
基本施策12 防災体制の充実
基本施策13 防犯対策と再犯を防止する取組の充実
(三好市再犯防止推進計画)

【3】重点的に取り組むべき事項

本計画策定にあたって実施した「グループインタビュー調査」や「関係団体調査」をはじめ「三好市地域福祉計画策定委員会」において実施した「グループ討論」では、本計画において、特に重点的に取り組むべき事項についての課題や意見が多く寄せられました。

本計画では、これらの意見の中から「重点的に取り組むべき事項」を定め、福祉分野のみならず、市全体での取組を推進することとします。

重点事項1 人づくり・担い手づくり

【主な意見（抜粋）】

- ・ 地域福祉を担う人材が減少している。
- ・ 会員の高齢化と入会者の減少でリーダーの育成が難しくなっている。
- ・ 山間部の被保険者にサービスを提供する事業所が少ないこともあり、地域で住民を支援するケアマネジャー等の人材も不足している。
- ・ 外国人、アクティブシニア、障害のある人を問わず、人材の確保が必須となっている。
- ・ 指導者等担い手の人材を育成するための仕組みづくりが喫緊の課題となっている。

本市の主な取組

1 本計画における主な取組

- ・ サロンのリーダーを育成する研修会やボランティア講座を定期的を開催します。
- ・ 高齢者向けボランティア養成として「生活支援・フレイルサポーター」の養成講座を実施します。(修了者は延べ678名:2022(令和4)年10月現在)
- ・ 市民に対するボランティア関連情報の周知及びボランティアへの参加機会の充実に努めます。
- ・ 人材の発掘や育成を目的とした各種養成講座を開催します。
- ・ 災害時のボランティア及びセンタースタッフとしての実践活動につながる、地域住民との協働による災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施します。
- ・ 気軽に参加できる活動拠点の整備に努めます。
- ・ 支所地域(旧町村)ごとの地区住協連合会の事業において、住民の支え合いによる活動をけん引するリーダー同士が交流、情報交換できる機会を充実します。
- ・ 人材の育成と確保を目的に、地域連合の研修や市全域を対象としたリーダー研修会を継続して実施し、地域活動のリーダーの育成を推進します。
- ・ ハローワーク、三好地域しごと対策協議会と共催し、市内事業所の雇用の確保に向けた合同就職面接会を開催します。

2 他の関連計画における主な取組

- ・大都市圏をはじめ都市部から地方へ移り住む人が、単に地方の居住者となるのではなく、移住者自らが、しごとの創出を実現することや居住先となる地域の課題解決に、当事者意識をもって主体的に動くことができる人材を確保するための取組を推進します。
(「三好市人口ビジョン及び第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より)

重点事項2 移動手段の確保

【主な意見(抜粋)】

- ・高齢化が著しく、移動手段がなくなると地域の活動にも参加できなくなる。孤独、孤立につながっていく。
- ・家族を運ぶ(移動を介助する)体力もない。免許を返納すれば更に移動が困難となる。
- ・課題解決には地域住民の移動手段の確保が重要である。

本市の主な取組

1 本計画における主な取組

- ・2019(令和元)年にこれまでの「辺地地区等タクシー利用者助成事業」を、市内に居住する65歳以上の市民を対象とした「高齢者等タクシー利用助成事業」に改め、辺地地域だけでなく、対象を三好市全域に拡大しています。地域公共交通の空白地域については、タクシー利用助成事業で補完する仕組みにより、移動を支援します。
- ・移動手段を確保するため、住民同士による送迎の仕組みづくりや移動販売事業者の誘致など、ソフト面での解決を図る検討を進めます。

2 他の関連計画における主な取組

- ・地域交通手段であるバス路線を維持します。
- ・東、西祖谷地区など、中山間地域に向かうタクシーの台数の確保に努めます。
- ・公共施設等におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、外出しやすい生活環境の維持に努めます。
(「三好市人口ビジョン及び第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より)
- ・人口減少や高齢者の運転免許保有率の上昇など、公共交通利用者層の減少を見据えながら、住民の移動ニーズを踏まえ、需給バランスの取れた効果的かつ効率的な運行に向け、鉄道・バス・タクシーなど、あらゆる交通手段を総動員した地域公共交通網の再編を実施します。(「三好市地域公共交通計画」より)

重点事項3 地域における交流の促進

【主な意見（抜粋）】

- ・ コロナ禍における行動制限で、活動への参加人数が減少し、交流が減り、活気が少なくなった。
- ・ 民生委員・児童委員や地区住協の会員の皆さんと協力して、見守りを兼ねて訪問することや集える場所で交流を深めることが必要である。
- ・ 地域の活動団体が実施する各種行事やイベントへの参加を呼び掛け、福祉への理解、関心を高めてもらう。
- ・ 世代を超えた交流が少なくなった。
- ・ 「笑顔」「明るいまち」といったキーワードで、本市の魅力についての情報を発信し、都会に住む人にも良いイメージを持っていただく。地域おこし協力隊をはじめ「関係人口」を増やす。
- ・ 若い力を育てる。一旦、市外に転出しても外部の人を連れて戻ってきてくれる。そのための愛着心を育む。

本市の主な取組

1 本計画における主な取組

- ・ 児童・生徒を対象とした福祉教室やボランティア体験学習の機会を提供するとともに、伝統文化や技術を体験できるイベントを開催するなど、地域との交流による郷土愛の育成に努めます。
- ・ 市内各地区における「住民座談会」の開催をはじめ、公民館を市民の交流の場として多方面に活用するなど、地域住民の交流を促進します。
- ・ 地域サロンなど、高齢者の集いの場の充実をはじめ、住民が主体となって実施する「通いの場」の取組を促進します。
- ・ 地域福祉活動を行う団体や組織が、より活発に活動できるよう、既存施設の有効活用も含め、活動拠点の整備を支援します。

2 他の関連計画における主な取組

- ・ 豊かな自然景観や歴史・文化など、固有の資源を活用した観光振興により「交流人口」の拡大を図り、その交流人口の中から三好市に興味を持った「関係人口」へとつなげ、更に「定住人口」へとつなげます。また、その移住者の暮らしの情報を発信し、共感を得ることで、更なる移住につなげるサイクルの構築を目指します。
- ・ 地元の高等学校を、将来の三好市を担う人材拠点として見据え、生徒に対する地域産業や文化等への理解をはじめ、地域とのつながり意識を醸成する学習の場を充実することにより、将来的な地元への定着やUターンの促進につなげます。
- ・ 特に若い世代に対する本市への愛着や誇り(シビックプライド)を醸成するため、シティプロモーション活動などの取組を推進し、住み続けたいと思い、積極的にまちづくりに参画する人の増加につなげます。
(「三好市人口ビジョン及び第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より)

重点事項4 限界集落対策

【主な意見（抜粋）】

- ・ 市全体において6割が限界集落となっており、そのような地域では自助、互助だけでは成り立たない。公助の強化が必要である。

本市の主な取組

1 本計画における主な取組

- ・ 集落の実情や地域の課題を把握し、住民と協働して地域活力の維持、活性化に取り組む集落支援員の業務を支援し、地域の課題解決に向けた取組を促進するとともに、集落の住民同士が支え合える環境を整備します。自治会の存続や活動が厳しくなっている地域については、集落支援員と連携して改善策を検討します。
- ・ 国や県、民間企業等における補助事業や研究事業等の情報収集、情報提供を行うとともに、自治会活動の支援に努めます。

2 他の関連計画における主な取組

- ・ 住む人が減少し、集落の自治機能の維持が著しく困難となっても、そこに生まれ育った人の、住み続けたいと希望する気持ちに寄り添いながら、概ね集落の単位で、住む人に対して、現状の共有や地域の方向性の検討を促進し、将来の地域のあり方を検討します。
（「三好市人口ビジョン及び第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より）
- ・ 人口減少と高齢化に対応した要綱の見直しなどを図り、移動販売、配達事業者の支援、私道の開設をはじめ、改良、舗装整備の支援、道路の除草作業の支援、集会所の新築及び修繕の支援、有害鳥獣対策の支援、生活用水確保の支援などの「集落支援包括事業」を実施し、集落の維持と活性化を図ります。
- ・ コミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援を行っていくための基盤整備を推進します。
- ・ 「地域おこし協力隊制度」の活用により、他都市から、やる気のある人材を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業、観光業の応援をはじめ、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事し、地域活性化に貢献する活動に取り組みながら、その地域への定住、定着を図ります。
（「第2次三好市総合計画（後期基本計画）」より）



三好市地域福祉計画策定委員会

第5章 地域福祉施策の展開

【基本目標1】意識を高める

基本施策1 福祉への関心を高める意識啓発の推進

市の広報紙やホームページをはじめ、SNS等のデジタルツールを活用し、幅広い年齢層に向けて地域福祉についてより分かりやすい情報を発信することにより、市民の誰もが「地域共生社会」の意義を理解し、身近な地域で支え合い、助け合う意識の向上を図ります。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 日頃の挨拶や声掛けを心掛け、顔なじみをたくさんつくりましょう。
- 市の広報紙やホームページ、回覧板、SNSなどから、地域の情報を積極的に収集し、活用しましょう。
- 地域の一員である自覚を持ち、助け合い、支え合う福祉の意識を持ちましょう。
- 家庭で子どもと福祉について話し合う機会を増やし、福祉の心を育てましょう。
- 身近な地域の動きや福祉に関心を持ち、理解を深めましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 自治会や地域の集まりを月に1回程度開催し、お互いを知るきっかけをつくりま
- 挨拶や声掛けなどを通じて、近所付き合いや見守りを大切にする地域づくりを進めま
- 多様な機会や手段を活用し、地域福祉活動に関する情報を発信します。
- 市や地域等で行われる行事やイベントを周知し、参加を呼び掛けます。

公助^{※1}（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課 ^{※2}
地域福祉に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビやイベントの場など、あらゆる機会を活用して本計画及び「地域福祉」の考え方を市民に周知するとともに、意識啓発を図ります。 ○ 若い年齢層に向けては、SNS等インターネットを活用した情報提供を充実するなど、幅広い年齢層への啓発を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課 ・社会福祉協議会

※1 公助には「共助」も含む。（以下同様）

※2 庁内組織における「担当課」だけではなく「主な実施機関」を含む。（以下同様）

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
地域福祉に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県及び本市や社会福祉協議会で実施している、福祉に関する活動や福祉サービスについて、幅広い世代に情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビやイベントの場など、あらゆる機会を活用して情報を発信し、福祉に対する関心の向上に努めます。 ○ 情報の発信にあたっては、市民に分かりやすく、また、視覚や聴覚に障害があっても適切に情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・地域福祉課 ・社会福祉協議会 ・長寿・障害福祉課



三好市地域福祉計画策定委員会
高校生委員

基本施策2 学びの場における人権と福祉意識の醸成

教育や保育の場において、児童・生徒への地域とのふれあいや交流、支え合いについて学ぶ機会を充実し、子どもの頃からの地域福祉及び人権尊重意識の醸成に努めます。

生涯学習の場などを活用し、市民の誰もが参加しやすい学習の場を充実することにより、地域福祉に対する意識を醸成するとともに、多様性を認め合う人権意識を醸成します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 三好市や社会福祉協議会が開催する行事や講座、講演会などに積極的に参加しましょう。
- 福祉や人権の尊重に関することをいろいろな場で発信していきましょう。
- 地域福祉や地域共生社会に関心を持ち、自ら学び、家庭で話し合う機会を持ちましょう。
- 講座や講演会等に参加して学んだことを身近な人にも伝えましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 住民の福祉意識の向上と地域福祉活動への理解を深めるため、地域で福祉活動についての各種講座や研修会などを開催します。
- 福祉や社会参加、生きがいにつながる学習機会を提供します。
- 高齢者や障害のある人、外国人をはじめ誰もが集える交流の場をつくります。
- 地域で福祉活動の体験ができる機会や勉強会など学びの場を充実します。
- 学校等と連携し、子どもが地域のことを学び、地域の人と交流する機会を充実します。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
児童・生徒への福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所や幼稚園、小・中学校、また地域において、高齢者や障害のある人、乳幼児等と児童・生徒が交流する機会の充実を図ります。 ○ 福祉体験学習等を通じて、児童・生徒に福祉の意識が育まれるよう、年齢に応じた福祉教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・子育て支援課 ・学校教育課
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした、福祉問題をテーマとする公民館講座や三好市民大学講座等を開催し、誰もが参加しやすい福祉教育の推進を図るとともに、幅広い年齢層への参加を呼び掛けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会教育課

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育推進講座や人権講演会を開催し、市民の人権意識の向上を図るとともに、より多くの市民が参加しやすい開催場所や日時等を検討し、市の広報紙やホームページ等を活用して、幅広い年齢層への参加を呼び掛けます。 ○ 市の広報紙やホームページに人権啓発記事を掲載するとともに、街頭での啓発活動や人権講演会等の開催により、市民の人権意識の向上に努めます。また、小学校と連携して「人権の花事業」を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課 ・市民課（人権室）



三好市地域福祉計画策定委員会
高校生委員

【基本目標 2】 交流を深める

基本施策 3 世代を超えた顔が見える交流の促進と拠点づくり

住民座談会や公民館活動、サロン等の活動による幅広い年齢層を対象とした交流の機会の充実により、住民の主体的な活動を促進します。

地域の資源を活用し、誰もが気軽に集える交流の拠点を充実し「顔の見える関係づくり」を促進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 地域のイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 身近な独り暮らしの家庭を訪問して、世間話や家事の手伝いなど、交流を深めましょう。
- 日頃から、近所への声掛けや挨拶をしましょう。
- 地域の仲間と趣味やスポーツを楽しむなど、いろいろな方法で人間関係を深めましょう。
- 誰でも気軽に参加できる行事を、仲間と一緒に企画してみましょう。
- 空き店舗や空き家などを活用した居場所づくりに、できる範囲で協力しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 学校行事に地域の人に関わるなど、地域で世代間の交流活動を推進し、地域のつながりを強化します。
- 田植え、収穫、まつり、イベント、葬儀等、生活の中で協働できる事業を改めて検討します。
- 若者、高齢者、障害のある人が一体となった住民グループをつくり、グループ内で支え合う体制を構築します。
- 既存の施設や空き店舗、空き家などを活用した、地域住民の交流・活動拠点づくりに協力します。
- 幅広い世代が交流できる機会や場をつくり、地域行事や文化などを次世代に伝承します。



三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク

公助（三好市が取り組むこと）		
地域との交流による郷土愛の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の住民と地域の小・中学生をつなぐ「ふるさと歴史文化学習会」を開催し、各地域に残る伝統文化の継承などを通して、児童・生徒の地域への誇りや愛着心の向上を支援します。 ○ 小・中学生の課外授業において、地域住民を招いた伝統文化や技術を体験できるイベントを開催し、地域の伝統や歴史を学ぶ機会を充実します。 	・社会教育課
住民座談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民同士が、地域の課題を共に語り合い、考える場として、社会福祉協議会による市内各地区での「住民座談会」の開催を支援し、交流を促進します。 	・地域福祉課 ・社会福祉協議会
公民館の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内各地区の公民館を、サークル活動や防災教室、健康づくり活動など、市民の交流の場として多方面に活用するとともに、若い世代向けの講座を増やすなど、幅広い世代が集う交流の場として、積極的に活用します。 	・社会教育課
サロン設置の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロンについて、高齢者の集いの場としてだけでなく、幅広い世代に活用されるよう支援するとともに、サロン間の交流や情報の共有を図り、より利用しやすい環境づくりに努めます。 	・地域福祉課 ・社会福祉協議会
自治会活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県、民間企業等における補助事業や研究事業等の情報収集、情報提供を行うとともに、自治会活動の支援に努めます。 ○ 自治会の存続や活動が厳しくなっている地域については、集落支援員と連携して改善策を検討します。 	・総務課
拠点整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動を行う団体や組織が、より活発に活動できるよう、既存施設の有効活用も含め、活動拠点の整備を支援します。 	・地方創生推進課 ・地域福祉課
通いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が主体となって実施する「通いの場」において、人と人のつながりの機会を設け、住民同士のつながり意識の強化を図ります。 ○ 介護予防体操や介護予防講習を通して、高齢者の閉じこもりの予防を図るとともに、住民主体による介護予防の普及に努めます。 	・長寿・障害福祉課（みよし地域包括支援センター） ・社会福祉協議会

基本施策4 地域活動やボランティア活動の情報提供と参加促進

地域との関わりを持つ身近な機会として、市民の誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の企画をはじめ、参加者の負担軽減に配慮した活動を促進するとともに、参加へのきっかけづくりを充実します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 長寿クラブ活動など、気軽に参加できる地域活動や清掃などのボランティア活動を見つけ、参加してみましょう。
- 一人では参加が難しいときは、友人や知人を誘って参加しましょう。
- 地域活動やボランティアに関する情報を収集し、地域の中で自分ができることはないか考えてみましょう。
- 自分の得意分野や関心のあることを生かせる地域の活動があれば、できる範囲でその役割を引き受けましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 地域活動やボランティア活動について周知し、住民の参加を促進します。
- 地域コミュニティへの参加を望む移住者に積極的に声を掛けます。
- 子どもや若者、人付き合いが苦手な人でも参加しやすい活動に取り組みます。
- 自治会や老人クラブ、子ども会などに入っていない人に、活動の楽しさやメリットを伝え、加入の促進を図ります。
- 地域の行事やイベントを開催するときは、開催時間や場所の配慮など、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。
- 保育や学校教育の中で、児童・生徒を対象とした福祉体験やボランティア体験の機会をつくります。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
ボランティアへの参加促進	○ 災害ボランティアセンターの設置や運営の訓練、生活支援サポーターの養成講座など、専門性のある講座や研修会の開催、情報の提供に努めるとともに、誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の提案や情報の提供に努め、ボランティア活動を促進します。	・地域福祉課 ・社会福祉協議会
集落支援員との連携による取組の推進	○ 集落の実情や地域の課題を把握し、住民と協働して地域活力の維持、活性化に取り組む集落支援員の業務を支援し、地域の課題解決に向けた取組を促進するとともに、集落の住民同士が支え合える環境を整備します。	・地方創生推進課

【基本目標3】担い手を育む

基本施策5 地域福祉の担い手づくり

若い年齢層を見据えた、地域活動のリーダーや担い手の育成に対する支援の充実を図り、地域活動の活性化に努めます。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、福祉を学ぶ機会や地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 長年の地域活動で培った知識や経験を次世代に伝え、活動を地域に根付かせましょう。
- 活動に参加したことがある人は、活動のやりがいや楽しさを周囲の人に伝えましょう。
- 地域福祉の担い手やリーダーの負担を軽減するために、できる範囲で活動に協力しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 各団体の組織の強化や活動の活発化に取り組み、担い手やリーダーを育てます。
- 生きがいづくり、高齢者の収入の確保に協力できる有償ボランティアの仕組みを地域の仲間と考えます。
- 地域で福祉に関心のある人や公的な仕事を退職した人などを担い手として掘り起こします。
- 自治会など地域組織を運営する人の固定化を防ぎ、地域住民に広く参加を呼び掛けます。
- 地域活動の担い手やリーダーが抱える問題点、課題を把握し、地域の仲間と共にその解決策を検討します。
- 行政と連携して、地域活動の担い手を養成するための講座や研修会の開催に努めます。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
地域の維持・活性化を図る取組の推進	○ 産業の振興や雇用の確保に向け、就職面接会を開催するとともに、地域の伝統文化の継承や後継者を育成するための活動を支援し、地域のつながり、支え合いの意識を醸成する取組を推進します。	・商工政策課

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
地域活動のリーダー育成	○ 地域の活性化や人材の育成、確保を図るため、各団体への支援や適切な情報提供に努めるとともに、地域連合の研修や市全域を対象としたリーダー研修会を実施し、地域活動のリーダーの育成を推進するとともに、その活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課 ・社会福祉協議会
認知症サポーターの養成	○ 認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成し、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも健やかに安心して住み続けられる地域づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿・障害福祉課（みよし地域包括支援センター）
専門性の確保と人材の育成	○ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課 ・地域福祉課



三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク発表

基本施策6 福祉のネットワークづくり

社会福祉協議会をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア活動団体などが協働しやすい環境づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、より効果的な取組を進める福祉のネットワークづくりを推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 地域をよくするために、どのような活動が求められているのかを知り、積極的に参加してみましょ。
- 地域で気付いたことや地域をよくするための思いを、身近な人と話し合ってみましょ。
- 社会福祉協議会や自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループなどの活動を知りましょ。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 社会福祉協議会や自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループなど地域で活動する各団体の組織を強化して、当事者同士が助け合い、支え合う体制をつくとともに、連携、協働して一つ一つの課題に向き合います。
- 地域で活動する団体同士をつなぎ、より効果的な活動ができる仕組みづくりを検討します。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
活動の活性化や連携に向けた支援	○ 住民主体によるささえあいネットワーク会議や座談会、各種研修会を通して、地域福祉活動の活性化や活動団体の連携に向けた取組を支援します。	・地域福祉課 ・社会福祉協議会
関係部署等との連携	○ 共生社会の実現に向けた庁内体制の構築に努め、高齢者や障害者、子育て支援等福祉分野の関係部署が情報を共有し、連携に向けた協議を推進します。	・地域福祉課
住民活動との連携強化	○ 住民主体によるささえあいネットワーク会議の開催を通して、地域活動の推進を支援します。 ○ 地域組織や活動団体、行政、関係機関等によるネットワークの構築を図り、地域におけるニーズの把握や課題の解決に努めます。	・地域福祉課 ・社会福祉協議会

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
社会福祉協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会独自の取組について、関係部署と情報を共有するとともに、その活動を支援します。 ○ 社会福祉協議会への委託業務について、連携体制の更なる強化を図るとともに、協働の取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課 ・長寿障害福祉課 ・社会福祉協議会



三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク発表

【基本目標 4】 困りごとに寄り添う

基本施策 7 暮らしを支える生活支援の充実

高齢者を対象とした生活支援サービスをはじめ、障害のある人、子育て家庭や生活困窮世帯等からの多様な支援ニーズに対して、相談の対応から適切なサービスにつなぐ仕組みづくりを推進するとともに、行政による公助に加え、公的サービス以外の住民や地域の団体等による支援（インフォーマルサービス）の充実を図ります。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 悩みや困りごとがあれば、思い切って相談してみましょう。
- 困りごとや悩みごとの相談を受けたら、相談機関を紹介しましょう。
- 困りごとや悩みごとを相談できる人をつくりましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 地域で困りごとや悩みごとを抱えている人を把握できるよう、住民同士の良好な関係づくり、気軽に相談しやすい関係づくりを進めます。
- 自治会の役員や民生委員・児童委員の周知に努めます。
- 身近な地域で情報提供や相談ができる場をはじめ、専門機関や行政と連携した話し合いの場をつくります。
- 地域で解決する課題は何か、その支援策について検討します。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や庁内関係課と連携して保健・福祉の総合相談窓口を整備し、包括的な支援体制の構築を目指します。 ○ 市民の相談に専門性を持ち適切に対応できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談体制の構築に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課 ・社会福祉協議会
民生委員・児童委員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員の活動に必要な情報を提供するとともに、相談対応力の向上に向けた研修等を開催して活動を支援します。 ○ 地域の課題や支援を必要とする人に迅速に対応できるよう、民生委員・児童委員との連携を強化し、協働による取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課 ・社会福祉協議会

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
買い物支援	○ 介護保険のサービスを受けておらず、支援が必要と認定された人について、総合事業を活用した買い物支援を提供します。	・長寿・障害福祉課
移動支援	○ 「高齢者等タクシー利用助成事業」について、市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを活用して周知します。	・長寿・障害福祉課



三好市地域福祉計画策定委員会
グループワーク

基本施策 8 包括的な相談支援体制の整備（三好市重層的支援体制整備事業）

複雑化、多様化する悩みや困りごと、また、制度の狭間にあることから、相談先が分からないといったケースにも対応できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、重層的支援体制整備事業に取り組み「誰一人取り残さない支援」を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 隣近所の人と日頃から挨拶や声掛け、世間話などで交流を図りましょう。
- 家族や個人で困りごとを抱え込まず、民生委員・児童委員や相談窓口を積極的に活用しましょう。
- 困ったときに相談できる窓口の情報を入手し、必要に応じて利用しましょう。
- 新聞や郵便物がたまっている、地域の集まりにいつも来る人が来ないなど、気になることがあれば声を掛けてみましょう。
- 共通の関心や悩みを持つ仲間と、交流や相談支援活動に取り組みましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 制度の狭間や複合的な課題を持つ人の現状を把握し、対応策を検討できる仕組みを検討します。
- 相談窓口へ一人でいけない人は、本人の希望に応じて付き添いなどの支援を行います。
- 市や社会福祉協議会による包括的な相談支援体制の構築に向けた取組に協力します。
- 地域の活動やイベントに参加しない人が孤立しないよう見守ります。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	○ 市民がどこに相談すればいいか分からないということがないように、市役所などに総合案内を設置して担当窓口につなげるとともに、相談窓口の周知を図ります。	・総務課
民生委員・児童委員の周知	○ 住民の抱える地域課題を早期に発見し、解決につなげるため、住民の身近な相談先である民生委員・児童委員の活動を広く周知するとともに、連携の強化を図ります。	・地域福祉課 ・社会福祉協議会

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
専門機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化、複雑化する市民からの相談に対応するため、専門機関との連携を強化し、より専門的な相談に対応するとともに、適切な支援につなぎます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課
制度の狭間にいる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者やひきこもり状態にある人等、地域の中で見えにくい潜在的な要支援者を早期に発見し、適切な支援につなぐため、民生委員・児童委員との連携を強化します。 ○ 生活保護に至る前段階のセーフティネットとして、「生活困窮者自立支援事業」を推進し、生活に困窮している人の自立を支援します。 ○ 「三好市ひきこもり相談支援事業」や「ひきこもりサポーター派遣事業」を推進するとともに、ひきこもり状態にある人の相談対応から適切な支援まで、関係機関と連携して取り組めるよう、体制の強化を図ります。 ○ 高齢者福祉や介護、障害者福祉、子育て支援、生活困窮など複合化、複雑化した地域の生活課題に対して、社会福祉協議会による「よりそい相談・暮らしサポートネット」の取組により、相談に対応するとともに、関係機関との分野横断的な連携の強化を図ります。また、学校や関係機関と連携したヤングケアラー対策の取組を、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチによる支援も含めて、適切な支援に取り組みます。 ○ 居住や就労に困難や課題を抱える人に対して、分野横断的な支援体制の整備により、住まいの確保や就労に向けて支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課 ・社会福祉協議会
要支援者の家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区で開催するネットワーク会議に参加し、潜在的な要支援者の情報を収集し、相談窓口等の情報を提供します。 ○ 潜在的な要支援者への支援情報を周知するとともに、家族介護者の負担が軽減されるよう、必要なサービスに関する情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿・障害福祉課 ・社会福祉協議会

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
自殺対策の推進	○ 「三好市自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策として、地域における自殺予防を推進するため、関係機関と連携し、誰もが自殺に追い込まれることのない三好市の実現を目指し、生きる支援を推進します。	・健康づくり課

基本施策 9 多様な福祉サービスの適切な利用促進

高齢者福祉や介護保険に関する公的なサービスをはじめ、障害福祉や子育て支援に関するサービスなど、一人一人の状況やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなぎます。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- どのような福祉サービスや制度があるか、三好市や社会福祉協議会が発信する情報を確認しましょう。
- 福祉サービスについて分からないことは問い合わせ、納得した上で利用しましょう。
- 福祉サービスを利用するときは、適正な量の福祉サービスを利用するよう心掛けましょう。
- 福祉サービスについて苦情があるときは事業者へ伝え、解決できないときは身近な相談窓口を活用しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 様々な機会を活用して、福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。
- 福祉の制度やサービスの利用が必要と考えられる人に、相談や話し合いを通じて適切な利用につなげます。
- 地域における福祉サービスの提供量や質について状況を把握し、サービスの充実などについて三好市や関係機関に情報を発信します。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
福祉に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページ、ちらしやポスター等、様々な媒体を活用して福祉に関する制度やサービス、申請方法等の情報を分かりやすく発信します。 ○ 地域の社会資源や高齢者にやさしいお店の情報誌「まごのて手帳みよし」を作成し、民生委員・児童委員等と連携して、地域で支援が必要な人に配布するとともに、市のホームページに修正版を掲載し、定期的に更新します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿・障害福祉課（みよし地域包括支援センター）

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
市の個別計画との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障害者、子育て支援等の福祉分野の個別計画との整合を図るとともに、情報共有と連携の強化に努め、協働による地域全体の福祉の向上を推進します。 ○ 「健康増進計画」や「食育推進計画」「男女共同参画基本計画」、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」等、地域に関わる計画との連携を図り、協働による地域全体の福祉向上を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課（人権室） ・健康づくり課 ・地域福祉課 ・子育て支援課 ・社会福祉協議会

【基本目標5】安心して暮らす

基本施策 10 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等におけるバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの導入など、地域共生社会に視点を置いた生活環境の整備を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 地域の清掃活動など様々な活動を調べ、積極的に参加しましょう。
- 危険箇所や改善する必要がある場所を発見したら、行政等に情報を提供しましょう。
- 困っている人がいたら、積極的に声掛けや手助けをしましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 地域の危険箇所等の把握、点検を行うとともに、通行の障害となる放置自転車や通行妨害の解消に努めます。
- 人と人の関わりを大切にし、困っている人や支援が必要な人の良き理解者となり、できることから始めていきます。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
公共施設等におけるバリアフリーの推進	○ 既存の公共施設について、段差解消等のバリアフリー化を推進するとともに、道路等の危険箇所を把握し、改修や歩道の幅員の確保、段差の切り下げ等に努めます。また、新しく建設する公共施設等について、ユニバーサルデザインに配慮します。	・管財課
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○ 市内の標識や案内表示、市の広報紙等の発行物において、誰もが見やすく分かりやすいものとなるよう、字体や配色のユニバーサルデザイン化を推進します。	・管財課

基本施策 11 大切な権利を守る体制の整備（三好市成年後見制度利用促進基本計画）

高齢者の独り暮らし世帯や認知症の人の増加などを見据え、総合的な権利擁護事業を推進するとともに、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知により、適切な利用を促進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 「自分にされて嫌なことを人にしない」ことを意識しましょう。
- 人権を尊重する意識を持ち、少数意見（マイノリティ）の意見にも耳を傾けましょう。
- 認知症の人など身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、民生委員・児童委員や行政機関等に伝えましょう。
- 人権や権利擁護の重要性について情報を集め、理解を深めましょう。
- 成年後見制度等の権利擁護について知り、認知症の人や障害のある人への理解を深めましょう。
- 認知症サポーター養成講座等を受講し、認知症への理解を深めましょう。
- 人権を尊重した言動を心掛け、人権意識の向上を図りましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 差別や無視、いじめ等を行わない人権尊重の地域づくりに努めます。
- 認知症や高齢者の独り暮らし世帯をはじめ、悩みや困りごとを抱えている人を把握できるよう、気軽に相談しやすい関係性をつくります。
- 権利擁護や成年後見制度等について学び、理解を深める場をつくります。
- 権利擁護の支援を必要とする人に気付いたら、民生委員・児童委員や行政等に伝え、適切な支援につなぎます。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
権利擁護事業の推進	○ 認知症状や知的障害、精神障害等があることにより、判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護に取り組むとともに、制度の普及に向けた啓発に努めます。	・地域福祉課 ・長寿・障害福祉課
性の多様性に関する理解の促進	○ L G B T Q（性的少数者）※について、市の広報紙やホームページをはじめ、様々な機会を活用して、性の多様性に関する周知に努めるとともに、正しい理解の促進に努めます。	・市民課（人権室）

※ 次の頭文字を並べたもので「セクシュアルマイノリティ」とも呼ばれる。L(レズビアン)は女性の同性愛者、G(ゲイ)は男性の同性愛者、B(バイセクシュアル)は両性愛者、T(トランスジェンダー)は体と心の性別に違和感のある人、Q(クエスチョニング)は自認する性が定まらない人などの総称のこと。

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
権利擁護事業の推進	○ 認知症状や知的障害、精神障害等があることにより、判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護に取り組むとともに、制度の普及に向けた啓発に努めます。	・地域福祉課 ・長寿・障害福祉課
権利擁護制度の普及・啓発	○ 市の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット等により、権利擁護に係る制度についての普及に向けた啓発を推進し、住民の権利擁護に対する意識の向上を図ります。	・地域福祉課 ・長寿・障害福祉課
虐待防止対策の推進	○ 高齢者や障害のある人、子どもに対する虐待等を防止するための啓発活動を推進するとともに、マニュアルや対応様式を整備し、統一的な対応に努めます。 ○ 虐待の対応にあたっては、家庭内での状況やそれぞれが抱えている課題に寄り添いながら、きめ細かな対応に努めます。	・地域福祉課 ・長寿・障害福祉課
成年後見制度の普及	○ 成年後見制度について、市の広報紙やホームページを活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、利用を促進します。 ○ 「三好市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市民後見人等の育成や活動への支援はじめ、金銭管理、身元保証人等、計画に基づく権利擁護事業を推進します。	・地域福祉課 ・長寿・障害福祉課



三好市地域福祉計画策定委員会

【 三好市成年後見制度利用促進基本計画 】

1 計画策定の趣旨及び位置付け

成年後見制度は、知的障害や精神障害、認知症などにより、財産の管理や日常生活に支障がある人を、社会全体で支え合う重要な手段の一つであるとともに、地域共生社会の実現に向けた有効な制度の一つとして位置付けられます。

国においては、2022（令和4）年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度自体や相談先の更なる周知及び地域連携ネットワークの整備などについて、更なる施策の推進が図られています。

本市においては、本項を「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づく「三好市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、制度の利用を必要とする人への適切な利用を促進します。

2 計画の期間

「三好市成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3 本市における現状

- 本市における成年後見制度の利用状況をみると、2022（令和4）年度^{※1}において「後見^{※2}」が50人、「保佐^{※3}」が26人、「補助^{※4}」が4人、「任意後見^{※5}」が0人となっています。
- 市民アンケート調査結果では、成年後見制度については、約7割が名称を知っていると回答していますが、内容まで知っている人はおよそ3～4人に1人の割合で、特に親の介護世代にあたりとされる50～60代で最も多くなっています。（再掲）
- 成年後見制度の利用意向については、年齢が上がるほど利用したいとは思わない人が増える傾向にあり、逆に、若い年齢層では利用意向が多くなっています。一方で、成年後見制度のイメージとしては、制度の内容や利用方法がよく分からないことをはじめ、他人に財産管理をされることへの抵抗感、手続きの煩雑さ、などが上位に回答されています。（再掲）

※1 2022(令和4)年10月7日現在

※2 成年後見制度の対象者区分(3類型)の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。

※3 3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。

※4 3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。

※5 将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要と判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

4 制度の利用促進に向けた本市の課題

- 「成年後見制度」について、基本的な制度の内容をはじめ、利用が必要とされる場面や利用の方法について、その周知に向けた広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 早期の段階から、法定後見（後見・保佐・補助）や任意後見といった種類の選択を含め、成年後見制度の利用について地域住民が身近な地域で相談できる体制の整備が必要です。
- 国においては、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めています。関係機関との協働により地域連携ネットワークを構築し、更なる利用の促進を図る必要があります。

5 担当窓口（所轄課）

- ・ 「長寿・障害福祉課みよし地域包括支援センター内三好市権利擁護センター」
（2023（令和5）年3月現在）

6 施策の体系

施策	施策の方向
施策1 市民への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の広報・啓発活動の推進 ● 相談窓口の整備と周知 ● 職員等を対象とした研修や制度の理解促進
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期発見の仕組みづくり ● 相談支援体制の整備 ● 市長申し立ての実施
施策3 地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● チームによる支援体制の整備 ● 協議会の構成による連携体制の構築 ● 中核機関・地域連携ネットワークの整備

7 施策の展開

施策1 市民への周知・啓発

取組名	取組内容
成年後見制度の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「成年後見制度」について、市の広報紙やホームページを活用し、市民により分かりやすく周知し、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。 ○ 市民の成年後見制度への関心が高まるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、イベントの場など、あらゆる機会を活用して制度に対する理解を促進します。

取組名	取組内容
相談窓口の整備と周知	○ 市の広報紙やホームページを活用し、成年後見制度の利用に関する相談窓口の場所や機能についての周知に努めます。
職員等を対象とした研修や制度の理解促進	○ 福祉部門の職員に対して、成年後見制度や市長申し立ての仕組み等について、県や徳島県司法書士会等関係機関との連携による研修会の開催などを通じて、制度の理解、促進に努めます。

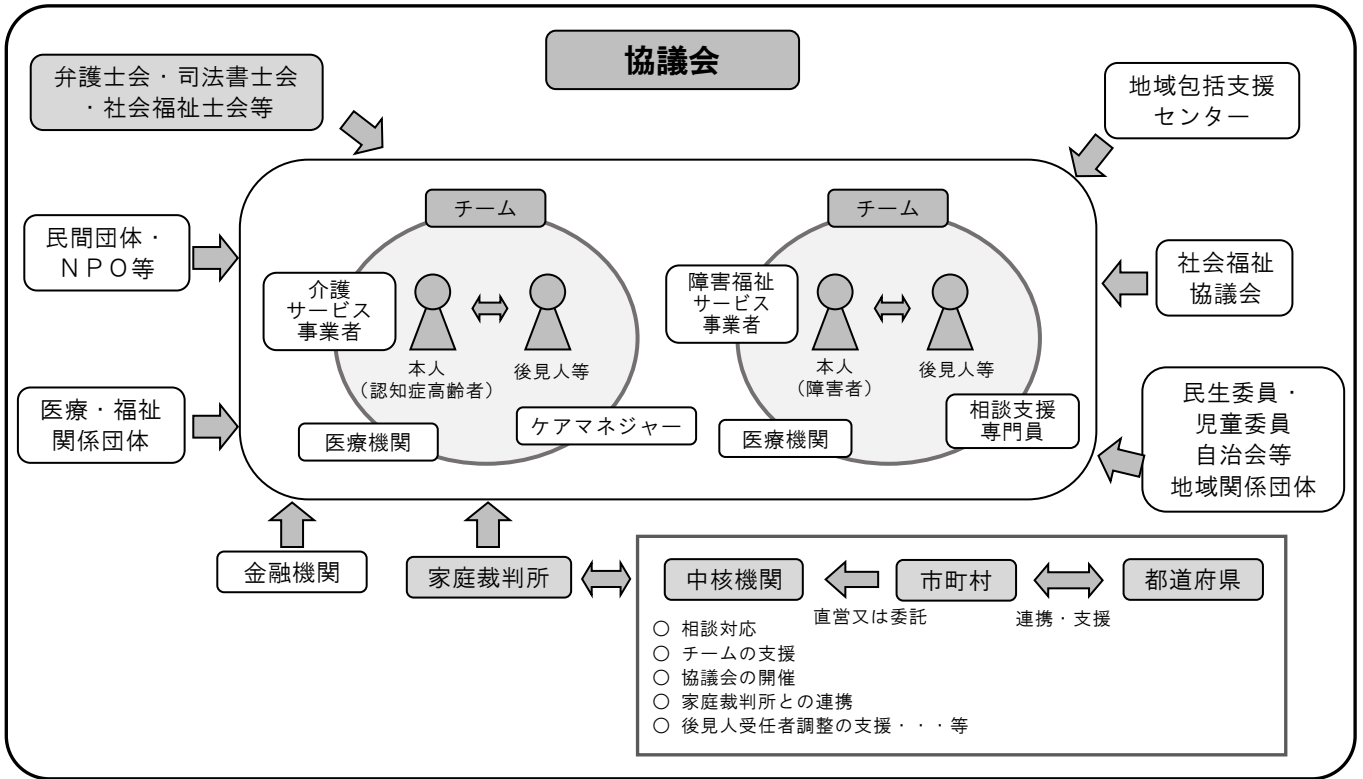
施策2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
早期発見の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産の管理や福祉サービスの利用手続き等を、自身で行うことが困難であるにもかかわらず、支援を受けることができない権利擁護支援が必要な人の早期の発見に努め、必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。 ○ 早期発見にあたっては、地域住民や家族からの相談、民生委員・児童委員からの相談をはじめ、関係機関と連携した体制の整備に努めます。
相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、相談窓口の機能の強化に努めます。 ○ 相談の対応にあたっては、個別のニーズを把握し、きめ細かな支援体制を検討するとともに、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、支援体制の構築を図ります。
市長申し立ての実施	○ 成年後見制度の利用申請について、身近に申し立てる親族がいない場合や申し立て経費、後見人の報酬を負担できないなど、本人や家族による申し立てが難しい人に対して、成年後見市長申し立てを実施します。

施策3 地域連携ネットワークの整備

取組名	取組内容
チームによる支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後見等を開始する前の段階においては、本人の親族や福祉、保健、医療等の関係者が関わり、後見等が開始された後は、更に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを推進します。 ○ 法的な権限を持つ後見人と、地域の関係者が連携して本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握できる体制づくりを推進します。
協議会の構成による連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後見等の開始前後を問わず「チーム」に対して、ケース会議や地域ケア会議等、既存の仕組みの活用を図りながら必要な支援を行うため「三好市権利擁護センター運営委員会」を「協議会」として構成し、連携体制を強化します。
中核機関・地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法書士会等の専門職団体と連携し、様々なケースに対応できるよう、中核機関として三好市権利擁護センターを整備し「地域連携ネットワーク」の構築を目指します。 ○ 「地域連携ネットワーク」では、適切な後見人の選定（マッチング）に努めるとともに、必要な「チーム」体制やその支援体制を検討する役割を担います。

【 地域連携ネットワークのイメージ図 】



資料：厚生労働省資料より作成

【地域連携ネットワークの役割】

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

【地域連携ネットワークの機能】

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

基本施策 12 防災体制の充実

地域における自主防災組織の整備の促進をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）

- 近所や地域の人同士で挨拶や声掛けを行い、顔なじみをたくさんつくりましょう。
- 地域防災活動や防災学習会等に積極的に参加しましょう。
- 危険な場所を発見したら、地域や行政等の関係機関に連絡しましょう。
- 災害発生時の連絡方法や集合場所などを予め家族で話し合っておきましょう。
- 避難するときは近所の人と声を掛け合い、避難行動要支援者の支援にできる範囲で協力しましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）

- 防災訓練や防災についての研修を実施し、防災知識を学ぶ機会を充実します。
- 自主防災組織を整備し、緊急時に対応できる組織・体制をつくります。
- 配慮の必要な方の見守りや声掛けを行います
- 災害時、企業や商店は施設や設備をできるだけ地域に開放して支援活動に協力します。
- 地域の防災備蓄の確保や危険な場所、安全な場所の把握に努めます。

公助（三好市が取り組むこと）

取組名	取組内容	担当課
防災意識向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の防災意識向上のため、災害や防災に関する情報を提供するとともに、防災イベントや避難所開設訓練、防災士会等と連携して、様々な災害を想定した避難訓練や防災訓練を実施します。 ○ 自主防災組織の設置や地区住民福祉協議会活動を支援し、地域の防災、減災力向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 ・社会福祉協議会
避難行動要支援者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者台帳を整備するとともに、迅速に安全な避難が行えるよう、個人情報に配慮しながら、避難に支援を要する人の情報を地域福祉活動団体と共有します。 ○ 避難生活に支援が必要な人の把握や早期の避難の周知に努めるとともに、関係部署と連携して避難支援のネットワーク構築や体制づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 ・地域福祉課

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
福祉避難所の整備	○ 関係部署と連携し、災害発生時に特別な支援を必要とする高齢者や障害のある人等の二次避難所となる福祉避難所の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 ・地域福祉課 ・関係各課

基本施策 13 防犯対策と再犯を防止する取組の充実（三好市再犯防止推進計画）

市民が犯罪に巻き込まれることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。

自助（住民一人一人が取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近所の人への挨拶や声掛けを行い、犯罪の防止に努めましょう。 ○ 地域の防犯活動やパトロールに積極的に参加しましょう。 ○ 交通マナーを守りましょう。 ○ 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」など、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組への理解を深めましょう。

互助（地域で協力して取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が参加しやすい防犯や交通安全活動を検討します。 ○ 防犯意識を高める講座や講演会を開催します。 ○ 地域で犯罪や非行の防止に関する啓発と、再犯防止に関する地域での理解の促進に努めます。

公助（三好市が取り組むこと）		
取組名	取組内容	担当課
地域との連携による見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防犯力の向上、交通安全対策として、三好地区防犯連合会や地域の安全を守る会との連携を強化し、地域パトロール等高齢者や障害のある人、子ども等の見守り体制の充実に努めます。またインターネット上のトラブルに対する取組を検討します。 	・危機管理課
防犯設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情やニーズに応じ、適切な防犯灯の設置への補助や防犯カメラの設置など、地域の防災力向上に努めます。 	・危機管理課
交通安全意識向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元警察署等と連携し、高齢者や障害のある人、子ども等、それぞれの特性と状況に応じた交通安全教室や交通キャンペーンを実施し、交通安全意識の向上を図ります。 	・危機管理課

【 三好市再犯防止推進計画 】

1 計画策定の趣旨及び位置付け

法務省の「令和4年版犯罪白書」では、全国における刑法犯の認知件数は2021（令和3）年で約57万件となっており、近年は減少で推移しています。刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は約8万5,000人で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は48.6%となっています。

再犯者の人員は減少で推移していましたが、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたことから、再犯者率は近年、上昇傾向にありました。しかし、2021（令和3）年では前年をやや下回っています。

罪を犯した人や非行をした人の多くは、刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっている人が多いことが、再犯の大きな要因であるとされています。

国においては、2016（平成28）年に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を施行し、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。また、国においては、2017（平成29）年に「再犯防止推進計画」が閣議決定され、さらに、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間の計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定されます。

本市においては、本項を「再犯防止推進法」第8条第1項の規定に基づく「三好市再犯防止推進計画」として位置付け、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、再犯防止施策を推進します。

2 計画の期間

「三好市再犯防止推進計画」の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3 計画の対象者

「三好市再犯防止推進計画」の対象者は「再犯防止推進法」第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」です。

4 徳島県の動向

徳島県においては、2020（令和2）年3月に「徳島県再犯防止推進計画」を策定し「再犯防止推進法」に掲げる理念に基づき、地方行政に課せられた役割を踏まえて、県の実情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととしています。

「徳島県再犯防止推進計画」では、国の「再犯防止推進計画」における5つの基本方針を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪や非行をした人が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、独自に6つの重点課題を定めています。

「徳島県再犯防止推進計画」における6つの重点課題と施策

重点課題	取り組んでいく施策
1 国・民間団体等との連携強化のための取組	・ 国・民間団体等との連携強化
2 就労・住居の確保のための取組	・ 就労の確保 ・ 住居の確保
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	・ 高齢者及び障害者に対する支援 ・ 薬物依存症者に対する支援
4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組	・ 非行の防止 ・ 学校等と連携した修学支援の実施
5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	・ ストーカー加害者に対する指導等 ・ 暴力団員の社会復帰に向けた指導等 ・ 性犯罪をした者に対する指導等 ・ DV加害者に対する指導等
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	・ 民間協力者の活動の推進 ・ 広報・啓発活動の推進

5 再犯防止施策を取り巻く現状

(1) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国及び徳島県ではいずれも減少傾向にあり、2021(令和3)年では、徳島県で2,362件となっています。三好市においては、2021(令和3)年現在、刑法犯認知件数は47件となっています。

【刑法犯認知件数の推移】

単位(件)	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	増減率 (%)
全国	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	-37.9
徳島県	3,694	3,094	3,111	2,414	2,362	-36.1

注:増減率は、2017(平成29)年から2021(令和3)年にかけての増減割合

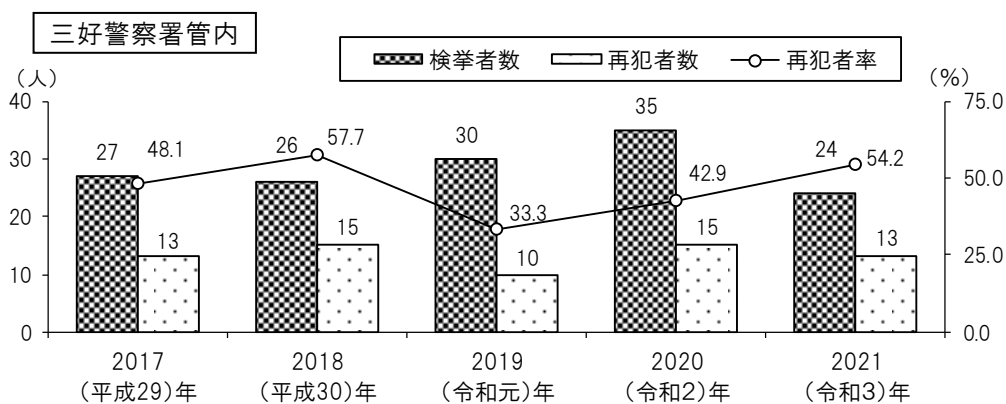
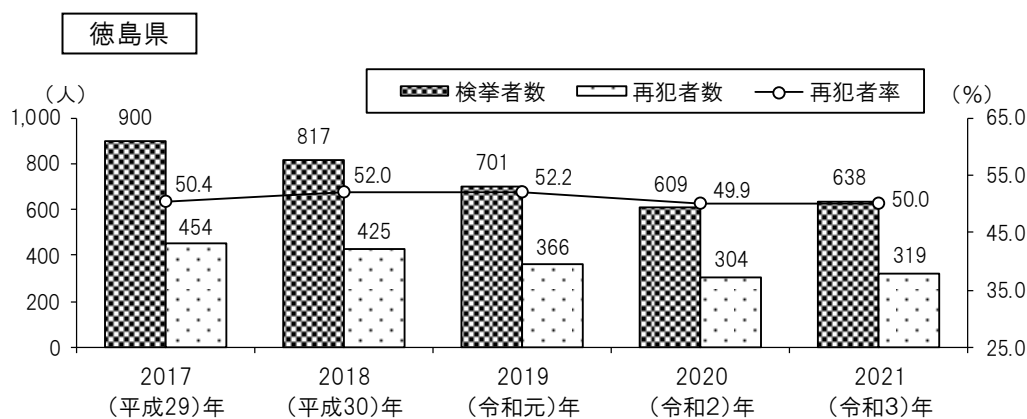
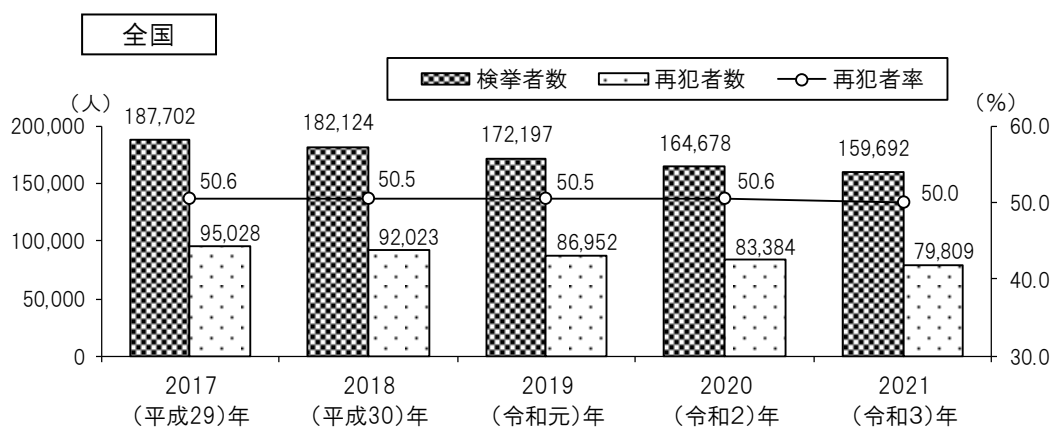
資料:全国及び徳島県は警察庁「令和3年の刑法犯に関する統計資料」より作成

(2) 徳島県における再犯の状況

全国では、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にあり、再犯者率は2021（令和3）年で50.0%となっています。徳島県でも、同割合となっています。

三好警察署管内（三好市及び東みよし町）では、近年は検挙者数が30人前後、再犯者数が10～15人程度と少ない人数で推移しているため、再犯者率は大きく変動しながら推移しており、2021（令和3）年で54.2%となっています。

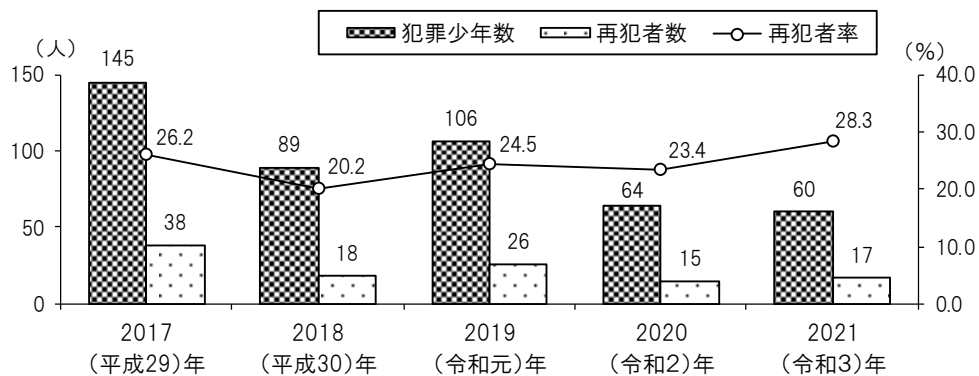
【刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率】



資料：法務省「高松矯正管区」の資料より作成

徳島県における犯罪少年（刑法）の再犯者数、再犯者率は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、2021（令和3）年では再犯者率は28.3%となっています。

【犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（徳島県）】



資料:「令和3年 徳島県の少年非行」より作成

(3) 市民アンケート調査結果による市民の認識（再掲）

- 市民の9割近くが「三好市は犯罪の少ない安心できるまち」という意識を持っています。
- 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については、7割が「知らない」と回答しています。
- 本市に保護司がいることを知っている人は3割台で、そのうち「担当の名前や顔を具体的に知っている」人は1割未満です。

6 施策の展開

本市においては、国や県が発信する情報の活用をはじめ、施策の推進において緊密な連携を図ります。その上で、地域住民の理解と協力を得ながら、犯罪や非行をした人が地域社会で孤立することがないように、切れ目のない指導や社会への復帰を支援することにより再犯を防止し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

取組名	取組内容
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生等に関する市民の理解を促進するため、広報・啓発活動を推進します。 ○ 市の広報紙やホームページをはじめ、多様な媒体を活用して、全国で毎年展開される「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間（7月）」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を市民に周知します。
出所者等への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設出所者等に対し、必要に応じて生活困窮者自立支援制度などの支援制度を紹介するなど、社会生活を営む上で必要な支援を行います。
関係機関・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島保護観察所をはじめ、三好地区保護司会（三好地区更生保護サポートセンター）^{※1}、各地区の更生保護女性会^{※2}など、更生保護に係る関係機関、団体が実施する研修や協議会等に、担当職員の参加を促進し、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。

※1 保護司や保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら地域で更生保護活動を行う拠点のこと。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

※2 池田更生保護女性会、三野更生保護女性会、井川更生保護女性会、山城更生保護女性会

取組名	取組内容
保健・医療・福祉分野における支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県地域生活定着支援センター^{※1}と連携し、矯正施設出所者等が、公的な福祉サービスを受けるための支援や社会復帰に向けた支援など、地域生活への定着を支援します。 ○ 犯罪被害者やその家族が安心して生活できるよう、医療や福祉など各分野の関係機関と連携し、ニーズに応じた支援に取り組みます。
コレワーク四国との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等に対し、就労や雇用に関する相談支援をはじめ、情報提供を行っている「コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）^{※2}」との連携体制を構築し、刑務所出所者等の就労を支援します。
非行の防止と修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）^{※3}」の専門的な相談支援機能と連携し、犯罪や非行を防止する取組を推進します。 ○ 保護観察対象となっている少年の再非行の防止や修学への支援に向けて、保護司や学校、関係機関との連携の強化を図ります。

※1 高齢又は障害があることなどにより、福祉的な支援等を必要とする矯正施設からの出所者に対して、住まいの確保に向けた支援や受け入れた施設・賃貸住宅管理者等への支援及び助言、また、出所後直ちに福祉サービスが利用できるよう調整するなど、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援（出口支援）することを目的とした機関のこと。2022(令和4)年度からは、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害のある人が釈放後に福祉サービス等が利用できるよう「高齢・被疑者等支援業務（入口支援）」を開始した。

※2 刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、採用手続きのサポート等を行う法務省の機関のこと。

※3 「少年鑑別所法」の規定に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関等の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止や健全育成に関する活動などに取り組んでいる機関のこと。

第6章 計画の推進にあたって

【1】 推進体制

1 計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と市民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、地域福祉に対する市民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、関係団体や市民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、市民、関係機関や各種団体等との連携を図ります。

3 三好市地域福祉計画策定委員会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体の代表、市民等で構成する「三好市地域福祉計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同委員会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

4 庁内の推進体制の充実

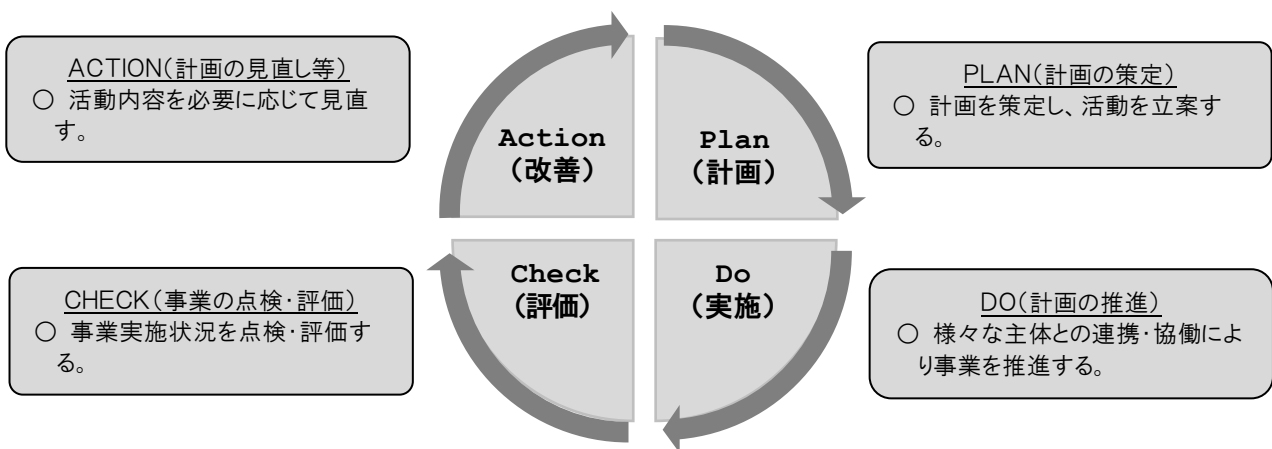
本計画は、市政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】 推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



【3】地域福祉推進にあたっての本市の取組方針について

本市では、2008（平成20）年3月に「三好市地域福祉計画」を策定し、5年間を計画期間として改定を重ね、この度、2023（令和5）年度を計画の初年度とする本計画を策定しました。ここに、これから地域福祉を推進していくにあたって、本市の基本方針を示します。

新型コロナウイルス感染症の本市への影響

本計画の策定にあたり、第3期計画を振り返ると「新型コロナウイルス感染症」が発生し、瞬く間に世界中で流行し、大規模な社会変容が生じたことが大きな特徴の一つとなっています。

この新型コロナウイルス感染症は、その感染力の強さから医療や介護部門における負担を増大させ、人命優先と感染予防のために、あらゆる場面での行動制限が必要と判断される状況となり、国は「新しい生活様式」を提唱してマスク着用や手指消毒といった基本的な感染対策に加え、臨時休校やオンライン授業、リモートワークやインターネットショッピングなど、人の移動を伴わない環境を推奨しました。

こうした環境の変化は、第3期計画で掲げた「みなでやらんでか」というキャッチフレーズが示す「交流と支え合い」による住民意識の醸成を困難にしました。また、祭りや近所の住民が集まる地域行事をはじめ、これまで営んできた私たちの何気ない日常を大きく変え、現在も人々の生命や健康に大きな影響を与えています。

本市が抱える地域課題への対応

第3期計画期間中には、本市における少子高齢化はさらに進行し、人口の減少、限界集落の増加、産業の衰退などを背景とする地域力の低下によって、本市への影響は一層深刻となりました。団塊の世代が75歳以上の高齢者となる、いわゆる「2025年問題」に象徴される超高齢化社会は目前に迫っており、本市においても福祉をはじめ、公的サービスの実施主体の脆弱化への懸念や地域経済の後退など、広範囲に及ぶ様々な課題に直面している状況にあります。

こうしたことを踏まえ、本計画策定に関する実態把握のために、市民や中学生へのアンケート、関係団体等への調査を行ったところ、少子高齢化、限界集落の増加や雇用機会の減少、移動手段の消失に対する不安の声が多く寄せられました。これらの課題は、第一義的には本市の商工経済部門や地域活性化等の部門が対策を講じており、福祉分野の役割としては、これを補完する立場にあるといえます。また、高齢者や障害のある人、女性、子どもの問題、生活困窮などの福祉課題自体もそれぞれが単独ではなく、複合化して存在している実態にあることが、本計画策定における重要なテーマとなりました。

このほかにも、地域福祉分野にとどまらない多くの課題が策定委員会で多く提言され「福祉」が社会の営みのあらゆる場面でその基盤となっていることと、本市が直面している諸課題の解決が、いかに困難なものであるかが明らかになりました。

本計画への「若い力」の反映

本計画策定委員会では、本市の地域福祉関係団体代表委員のほか、公募委員として応募のあった徳島県立池田高等学校辻校の生徒2名を選任し、現役高校生が本市の地域福祉推進の方針を検討する場に参画して意見交換を行うこととなりました。高校生が市長に委嘱された委員として行政に関わるのは本市では初めてのことであり、全国的にもまれな事例ですが「三好市の未来を担う若い世代」として地域福祉に関心を持ち、人生経験の豊富な先輩委員との積極的な意見交換を通じて交流を深める姿には、先行きに不安を抱える三好市に大きな希望と可能性を与えてくれました。

福祉の意義と社会福祉協議会との連携の深化

「福祉」という二文字は、どちらも「幸せ」や「豊かさ」を意味していると言われていいます。私たちには、生まれも性別も身体的特徴も信条も異なる全ての人が他者に損害を与えず、自らも損害を被ることなくそれぞれの幸せを追求する権利が保障されています。

そして「地域福祉」とは「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方（全国社会福祉協議会HPより）」であるとされています。

本計画は、歯止めのかからない人口減少に伴う地域力の低下をはじめとする諸問題のほか、第3期計画期間中に大きな社会変容をもたらし、現在も影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症などの課題を踏まえつつ「福祉」や「地域福祉」の理念が私たち一人一人の心により深く根を張り、日々の営みの中でささやかであっても幸せを感じることができるようにとの願いを込め、三好市社会福祉協議会が策定している三好市地域福祉活動計画との連携を深化して、地域福祉の推進を図ることを目的として策定しました。

市民と共に推進する「幸せな社会」づくり

本計画は2023（令和5）年4月1日から運用されることとなりますが、いまだ収束の見込みが立たない新型コロナウイルス感染症による大きな社会変容の全てがコロナ前に戻ることはなく、コロナ前から認識されていた本市の諸課題はますます深刻化、複雑化していくことが予想されます。

地域福祉計画を推進する主体は、市民一人一人、民生委員・児童委員、福祉関係団体、社会福祉協議会、三好市（行政）であり、これら相互の連携や協働を確固たるものにするには「地域でのつながり」が、なによりの基礎となるとともに、地域福祉を推進する大きな力となります。

アンケートでも「三好市に住み続けたい」と回答した方が7割近くいることは、困難なかでも市民の誰もがそれぞれの地域や立場で奮闘されている結果であり、本計画の基本理念である「なんも気にせんでかんまんけん！！みんなで作ろう幸せ社会」に向かってみんなで協力して助け合い、支え合うことが、誰もがのびのびと暮らせる「幸せな社会」を作ると確信しています。

地域福祉の更なる向上の契機となるよう、本計画を市民と共に推進していきます。

1 三好市地域福祉計画策定委員会設置条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 15 号

改正 令和 2 年 9 月 25 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、三好市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び計画的な推進を図るため、三好市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の評価、進行管理に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で次に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 福祉、医療、保健関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 会議において、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

5 最初に招集される委員会は、第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

6 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

7 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 2 項及び第 3 項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 第4期三好市地域福祉計画策定委員会委員名簿

構成		役職	氏名(敬称略)	備考
有識者	有識者	司法書士	内田 正和	
公募市民	公募委員	高校生	大谷 泉貴	
公募市民	公募委員	高校生	大久保 将	
社会福祉を目的とする団体の代表	三好市老人クラブ連合会	会長	山下 利幸	
	三好市身体障害者会	会長	藤井 修身	
	三好市婦人団体連合会	会長	川口 好美	
	三好市母子寡婦福祉会	会長	藤森 敬子	
	三好市消防団	連合団長	大西 健司	
	三好市私立保育園	園長	大泉 真二郎	副委員長
	三好市社会福祉協議会	事務局長	高野 健一	
社会福祉活動者	三好市民生児童委員連絡協議会	会長	菅井 弘昭	
	三好市ボランティア連絡協議会	会長	前田 晴機	
保健、医療、または福祉施設等の代表	三好保健所	次長	三木 成宣	
	三好市医師会	会長	安宅 芳夫	
	社会福祉施設	池田博愛会理事長	中村 忠久	委員長

2022(令和4)年8月3日現在

第4期 三好市地域福祉計画

発行／2023（令和5）年3月
発行者／三好市 環境福祉部 地域福祉課
〒778-0004 徳島県三好市池田町シンマチ 1476 番地 1
電話（0883）72-7647
FAX（0883）72-6664
E - Mail／chiikifukushi@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
